平成30年 監査結果に基づき知事等が講じた措置 (第1回)

東京都監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、 平成24年行政監査(土地及び建物の運用・管理について)、平成28年定例監査、平成28年財政援助団体等監査、平成28年行政監査(財務に関する事務の内部統制について)、平成28年度各会計歳入歳出決算審査、平成29年定例監査、平成29年工事監査、平成29年財政援助団体等監査及び平成29年行政監査(企画提案方式等による契約及び業務委託契約について)の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年6月12日

東京都監査委員 成 清 梨沙子

高 倉 良 生

同 友 渕 宗 治

同 岩田 喜美枝

同 松 本 正一郎

目 次

| 第1 | 措置の概要 |
|----|--|
| 第2 | 通知の内容 |
| | 措置通知一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 |
| | 平成24年行政監査(土地及び建物の運用・管理について)・・・・・・・22 |
| | 平成28年定例監査23 |
| | 平成28年財政援助団体等監査・・・・・・・・・・・・・・・・24 |
| | 平成28年行政監査(財務に関する事務の内部統制について)・・・・・・・30 |
| | 平成28年度各会計歳入歳出決算審査31 |
| | 平成 2 9 年定例監査・・・・・・・・・・・・・・・・・3 2 |
| | 平成29年工事監査50 |
| | 平成29年財政援助団体等監査55 |
| | 平成29年行政監査(企画提案方式等による契約及び業務委託契約について) … 69 |

第1 措置の概要

東京都の監査委員は、各種監査で指摘又は意見・要望した事項について、監査後、指摘等を受けた知事等関係機関がどのような措置を行っているか報告を求め、年2回、講じた措置内容の通知を受けている。

平成30年第1回の措置状況は、表1のとおりである。

今回は、措置対象 5 5 9 件のうち、1 4 3 件(指摘: 1 2 7 件、意見・要望: 1 6 件)が改善され、前回までに措置済みとなっている 3 7 6 件と合わせて、5 1 9 件(9 2.8%)が措置済みとなった。残る 4 0 件については、執行部局において改善の取組途上又は改善策を検討中である。

また、今回措置済みとなった案件の措置区分別件数は、表2のとおりである。

事務処理等の改善など、是正・改善措置61件、要綱等の制定・改正など、再発防止の 取組213件、合計274件の改善措置が講じられた。

改善措置としては、以下のようなものがある。

- ・過大に交付した補助金の返還
- ・特命随意契約に適さない契約を競争入札に改めるなど、契約・仕様等の見直し
- ・財団に出えんした資金の管理の仕組みの導入など、体制の構築
- ・事務統括部門による全庁共通の会計処理の徹底など、内部統制の強化

当報告書に記載されている事例を参考に、全庁共通して発生し得る課題や、繰り返し起こり得る問題点について、局横断的に再発防止策が講じられることを期待する。

また、知事等関係機関が講じた措置内容を公表することにより、都政に対する都民の理解が深められる一助となれば幸いである。

(表1) 措置状況

(単位:件、%)

| | | 結果内訳 | 措置対象 A | 措置済 B | 今回通知 C | 改善率 (B+C)/A×100 | 改善中 A-(B+C) |
|---|---|-------|-----------|----------|-----------|--------------------|----------------|
| 合 | 計 | 指 摘 | 506 | 349 | 127 | 94. 1 | 30 |
| | н | 意見・要望 | 53 | 27 | 16 | 81. 1 | 10 |
| | | 計 | 559 | 376 | 143 | 92.8 | 40 |

| | | | | | | | (単位:件、 | , - , |
|----|--|---------------|-------|-----------|----------|-----------|--------------------|----------------|
| 年 | 監査種別 | 監査実施 期 間 | 結果内訳 | 措置対象 A | 措置済 B | 今回通知 C | 改善率 (B+C)/A×100 | 改善中 A-(B+C) |
| | / | 平成 24. 9. 18 | 指 摘 | 16 | 14 | 1 | 93.8 | 1 |
| 24 | 行政監査 (土地及び建物の運用・ | ~ | 意見・要望 | _ | _ | _ | _ | _ |
| | 管理について) | 平成 25.1.31 | 計 | 16 | 14 | 1 | 93. 8 | 1 |
| | 行政監査 | 平成 27. 9. 25 | 指 摘 | 24 | 23 | _ | 95. 8 | 1 |
| 27 | (庁舎及び都民利用施設 における都民サービス | ~ | 意見•要望 | 11 | 10 | _ | 90. 9 | 1 |
| | について) | 平成 28.2.4 | 計 | 35 | 33 | _ | 94. 3 | 2 |
| | | 平成 28. 1. 8 | 指 摘 | 112 | 111 | 1 | 100 | 0 |
| | 定例監査 (平成 27 年度執行分) | ~ | 意見•要望 | 4 | 4 | _ | 100 | 0 |
| | (平成 27 平及教们 分) | 平成 28.9.2 | 計 | 116 | 115 | 1 | 100 | 0 |
| | | 平成 28. 9. 1 | 指 摘 | 83 | 75 | 7 | 98.8 | 1 |
| | 財政援助団体等監査 | ~ | 意見•要望 | 5 | 4 | 1 | 100 | 0 |
| 28 | | 平成 29.1.26 | 計 | 88 | 79 | 8 | 98. 9 | 1 |
| 20 | 行政監査 | 平成 28. 9. 1 | 指摘 | _ | _ | - | | _ |
| | (財務に関する事務の | ~ | 意見・要望 | 7 | 4 | 2 | 85. 7 | 1 |
| | 内部統制について) | 平成 29. 1. 26 | 計 | 7 | 4 | 2 | 85. 7 | 1 |
| | 6- 61 the the st. | 平成 29. 7. 12 | 指 摘 | 16 | 15 | 1 | 100 | 0 |
| | 各会計歳入歳出 決算審査 | ~ | 意見•要望 | _ | _ | 1 | _ | _ |
| | | 平成 29. 8. 31 | 計 | 16 | 15 | 1 | 100 | 0 |
| | | 平成 29.1.10 | 指 摘 | 143 | 97 | 41 | 96. 5 | 5 |
| | 定例監査 (平成 28 年度執行分) | ~ | 意見・要望 | 10 | 5 | 5 | 100 | 0 |
| | (1/9/ 20 1/2//////////////////////////////// | 平成 29. 8. 31 | 計 | 153 | 102 | 46 | 96. 7 | 5 |
| | | 平成 29.1.16 | 指摘 | 28 | 14 | 14 | 100 | 0 |
| | 工事監査 | ~ | 意見・要望 | 1 | _ | 1 | 100 | 0 |
| | | 平成 30.1.25 | 計 | 29 | 14 | 15 | 100 | 0 |
| | | 平成 29. 9. 6 | 指 摘 | 52 | _ | 36 | 69. 2 | 16 |
| 29 | 財政援助団体等監査 | ~ | 意見・要望 | 9 | _ | 2 | 22. 2 | 7 |
| | | 平成 30. 1. 25 | 計 | 61 | _ | 38 | 62. 3 | 23 |
| | 行政監査 | 平成 29. 10. 11 | 指摘 | 3 | | | 0 | 3 |
| | (システム投資の有効性 | ~ | 意見・要望 | 1 | | | 0 | 1 |
| | について) | 平成 29.11.10 | 計 | 4 | _ | _ | 0 | 4 |
| | 行政監査 | 平成 29. 9. 28 | 指摘 | 29 | _ | 26 | 89. 7 | 3 |
| | (企画提案方式等による 契約及び業務委託契約 | ~ | 意見・要望 | 5 | | 5 | 100 | 0 |
| | について) | 平成 29.11.6 | 計 | 34 | _ | 31 | 91. 2 | 3 |

(表2) 監査種別ごとの措置区分別件数

(単位:件)

| | \ | 監査種別 | 24 年 | | 28 | 年 | | | | 29 年 | | | |
|-------------|----------|--|----------|----------|----|--------------|--------------|----|----|------|--------------|----------|-----|
| 措置 | 量区分 | } | 行政 | 定例 | 財援 | 行政 | 決算 審査 | 定例 | 工事 | 財援 | 行政(システム) | 行政 | 計 |
| | マ | | _ | _ | _ | _ | _ | 1 | 4 | 10 | _ | _ | 15 |
| | ア | 返還・戻入等 | _ | _ | _ | _ | _ | 2 | 4 | 10 | _ | _ | 16 |
| | イ | 財産・物品 | 1 | _ | _ | _ | _ | 1 | _ | 2 | _ | _ | 4 |
| 1 | | 管理 | 1 | _ | 1 | _ | _ | 1 | _ | 2 | _ | _ | 5 |
| 是 正 • | ウ | 会計処理 | _ | _ | _ | _ | _ | — | _ | 1 | _ | _ | 1 |
| 改善措置 | | 公司で発 | _ | _ | _ | _ | _ | 1 | _ | 1 | _ | _ | 2 |
| 措置 | 工 | 事務処理等 | <u> </u> | 1 | 3 | 1 | - | 15 | 1 | 7 | | <u> </u> | 28 |
| | | 事切之经书 | _ | 1 | 3 | 1 | 1 | 18 | 1 | 9 | _ | 4 | 38 |
| | | 小計 | 1 | 1 | 3 | 1 | | 17 | 5 | 20 | - | — | 48 |
| | | \1.El | 1 | 1 | 4 | 1 | 1 | 22 | 5 | 22 | _ | 4 | 61 |
| | ア | 要綱等の | _ | _ | 1 | _ | _ | 1 | _ | 1 | _ | 6 | 9 |
| | ア | 制定・改正 | _ | _ | 1 | | _ | 2 | 2 | 4 | _ | 6 | 15 |
| | イ | 契約・仕様等 | _ | | 4 | — | _ | 17 | 2 | 6 | | 13 | 42 |
| 2 | | の見直し | _ | _ | 4 | _ | _ | 20 | 2 | 8 | _ | 15 | 49 |
| 再発防止の取 | ウ | ルール・体制 | _ | _ | _ | _ | 1 | 8 | 8 | 8 | _ | 1 | 26 |
| 止の | | の構築 | _ | _ | 1 | 1 | 1 | 21 | 10 | 17 | _ | 9 | 60 |
| 取組 | 工 | 研修等の実施 | _ | | | 1 | - | 3 | _ | 3 | _ | 11 | 18 |
| | | 91 D 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | _ | _ | 3 | 1 | 1 | 18 | 15 | 22 | _ | 29 | 89 |
| | | 小計 | _ | <u>—</u> | 5 | 1 | 1 | 29 | 10 | 18 | | 31 | 95 |
| | | √1,□ | _ | _ | 9 | 2 | 2 | 61 | 29 | 51 | _ | 59 | 213 |
| | <u>/</u> | a 計 | 1 | 1 | 8 | 2 | 1 | 46 | 15 | 38 | | 31 | 143 |
| | | 1 11 | 1 | 1 | 13 | 3 | 3 | 83 | 34 | 73 | _ | 63 | 274 |

- (注1) 各会計歳入歳出決算審査については年度
- (注2) 措置区分の具体的事項は、別注のとおり
- (注3) 上段(網掛あり): 措置区分のうち主なものを1つ選定した場合の数値

下段(網掛なし): 措置区分が複数含まれるものを全て選定した場合の数値

(別注) 措置区分の具体的事項

| | 措置区分 | 主な事項 |
|-----|----------------|--|
| 1 是 | 正・改善措置 | |
| ア | 返還・戻入等 | 過大交付した補助金、過大支出した契約代金等が返還されたもの 過大な契約代金を契約変更により減額したもの 都税、使用料等の債権を追加徴収したもの |
| イ | 財産・物品管理 | 土地・建物、物品等の管理状況を改善したもの 土地・建物、物品等の占用・使用許可手続を是正したもの 工作物、設備、物品等を修理・交換したもの |
| ウ | 会計処理 | 決算関係書類の計数を修正したもの 財産に関する調書への登載誤りを修正したもの 調定登録されていなかった歳入を適正に処理したもの 科目又は年度を誤って歳出処理したものを是正したもの |
| エ | 事務処理等 | 法令等に基づいた事務手続に是正したもの 契約中の工事、事業内容等を是正したもの マニュアル等に基づいた債権管理を行うよう是正したもの 基準等に基づき、ホームページの改修を行ったもの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの |
| 2 再 | 発防止の取組 | |
| ア | 要綱等の制定 ・改正 | 要綱、指針、基準等を新たに制定したもの 要綱、指針、基準等を現状に即した内容に改正したもの |
| 1 | 契約・仕様等 の見直し | 関連又は類似の契約に係る工事、事業内容等を是正したもの 特記仕様書等への記載事項を見直したもの 報告書等の様式を改めたもの |
| ウ | ルール・体制 の構築 | 事務処理ルール、マニュアル等を改善又は新たに構築したもの 委員会、PT等を新たに設置したもの 情報共有・チェック機能を強化したもの |
| 工 | 研修等の実施 | 関係職員に対し研修を実施したもの 関係職員を既存の研修に参加させたもの 会議、通知等により監査結果を周知し、再発防止を注意喚起した もの |

1 是正・改善措置

ア 返還・戻入等

○ 学校法人及び社会福祉法人に対し過大に交付した補助金が返還されたもの

平成29年財政援助団体等監査 学校法人・社会福祉法人 No. 77~80・88~93 (P. 56~57・59~61)

指摘の概要

生活文化局及び福祉保健局は、各々、学校法人及び社会福祉法人に対して、補助 金を交付している。

しかしながら、法人が、補助金算出の根拠となる補助要件の適用や対象人数の算定を誤ったため、過大に補助金を交付している事例が認められた。

そこで、過大に交付された補助金を返還するよう求めた。

措置の概要

両局は、各々、学校法人及び社会福祉法人から不適正な補助金の返還を受けた。 また、補助金審査の複数チェック体制の徹底や、補助金算出方法等の特に誤りが 起こりやすい箇所の質疑応答集を作成し、周知徹底を図った。

工 事務処理等

○ 電子カルテの情報セキュリティ監査を実施したもの

平成28年定例監査 病院経営本部 No.2 (P.23)

指摘の概要

都のセキュリティ方針により、各局等は定期的及び必要に応じて、情報セキュリティ監査を実施しなければならない。

しかしながら、本部は、平成19年度以来、電子カルテの情報セキュリティ監査 を実施していない状況が認められたため、適切な監査の実施を求めた。

措置の概要

本部は、平成29年度情報セキュリティ監査計画を作成し、それに基づき、2病院において、電子カルテ外部監査を実施した。

その他の都立病院についても、平成30年度以降、順次、電子カルテ外部監査を 実施する。 ○ 消防防災に関するメールマガジンの効果的な活用を図ったもの

平成29年定例監査 東京消防庁 No. 37 (P. 40)

指摘の概要

防災部は、平成18年度に消防防災に関するメールマガジンを創設し、各消防署から地域の登録事業者への定期配信を月1回程度と定めていた。平成26年度に業務スリム化を検討した結果、毎月の配信を必須とせず、各消防署の実情に応じた活用を図るよう変更した。

しかしながら、平成28年度実績では、全81署中23署が無配信であった。 部が実施した受信者へのアンケートでは、メールマガジンが有益な情報源になっているとの分析結果を得ていることから、有効活用を求めた。

措置の概要

部は、各消防署の事務負担を軽減させるため、メールマガジンの原稿案を作成し、 庁内電子掲示板に掲示した。平成29年10月以降は、時季に応じた防災情報、全 庁的なイベント情報を掲載した原稿案を毎月更新し、各消防署が、地域性を生かし た独自の情報を追加することで容易にメールマガジンを作成・配信できる仕組みと した。

その結果、平成29年11月末までに全消防署でメールマガジンが配信された。

○ 避難所等の開設・運営が円滑に行えるよう、危機管理計画を見直したもの

平成29年定例監査 教育庁 No. 52 (P. 47)

指摘の概要

都立学校は、災害時において、避難所、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーションの役割を担っている。そのため、各々につき、担当教職員・使用場所・夜間発災時の対応や訓練の実施を学校危機管理計画で定めることが望ましい。

しかしながら、これらを具体的に定めていない、又は、訓練を実施していない学校が認められたため、各学校の危機管理計画の一部見直しを求めた。

措置の概要

庁は、平成29年6月に全都立学校に通知を発出し、各学校危機管理計画に避難 所運営方策及び訓練の実施等を記載させるとともに、当該計画の確認を行った。

また、当該計画の記載内容が不十分な学校については、是正させた。

○ 保育士養成施設に対する就職促進事業の効果的な活用を図ったもの

平成29年定例監査 福祉保健局 No. 56 (P. 48)

意見・要望の概要

少子社会対策部は、待機児童対策の一環である保育人材確保策として、保育士養 成施設に対する就職促進事業を平成28年度から開始している。しかしながら、補 助金を交付した実績は1施設のみであるなど、執行率が低調となっている。

部は、前年度の就職者数と比較して、実施年度の内定者数が5人以上増加しているという都独自要件の緩和を求める現場の声を把握しており、こうした意見を検証して事業へ反映させることは、より効果的な事業執行や執行率向上に資する。

待機児童対策は緊急の課題であることから、保育士養成施設に対する就職促進事業を効果的に行うよう検討することを求めた。

措置の概要

部は、実施要綱を見直し、当該都独自要件を平成30年2月に廃止し、改正実施 要綱を都内指定保育士養成施設に通知した。

○ 函渠(かんきょ)の設計誤りを是正したもの

平成29年工事監査 港湾局 No. 69 (P. 52)

指摘の概要

東京港臨港道路南北線のうち陸上トンネル整備工事における函渠の設計図面について、鉄筋径22mmとすべきところ、誤って19mmとしている事例が認められた。

誤った設計では、地震に対する安全性が確保されないため、是正を求めた。

措置の概要

局は、適切な鉄筋径に設計変更し、平成30年1月15日付けで受注者と契約変更を実施した。

また、平成29年3月の局の工務関係課長代理会において、本指摘を報告し、周 知徹底を図った。

さらに、平成29年6~7月に、所内研修や課内説明会で、工事発注時の違算防止に向けたチェックシートの活用について再度確認するとともに、再発防止の周知徹底を図った。

2 再発防止の取組

- イ 契約・仕様等の見直し
 - 有償処理していた産業廃棄物を、競争により売却することに改めたもの

平成28年財政援助団体等監査 東京地下鉄株式会社 No. 5 (P. 25)

指摘の概要

会社は、平成17年9月から、自動改札機等の廃棄・処分に当たり、装置内の個人情報の漏えい防止を理由として、当事者の一方から書面による解約の申し入れがない限り、毎年同一条件で、特定の一者と特命随意契約を更新・締結している。

しかしながら、他に履行可能な取引先の調査をせずに、10年以上も当該契約を 継続しているのは適切でないため、特命随意契約の見直しを求めた。

措置の概要

会社は、平成29年8月31日に、現契約を解約した。

また、調査を行った結果、自動改札機等の装置内の個人情報を適切に破壊した上で売却することが可能な取引先を複数確認できたため、今後は、産業廃棄物として 処理せずに売却することとし、平成30年3月に、競争により売却を行った。

○ 検査機器の精度管理を徹底し、不要な検診を行わないよう改めたもの

平成29年定例監査 教育庁 No. 44 (P. 43)

指摘の概要

都立学校教育部は、都内の区域ごとに、腎臓・糖尿病検診を委託により実施しているが、一部区域において、陽性率が通常の2~3倍となったため、二次・三次検診の追加契約を行った。陽性率が高くなった原因は、検診機関が、新たに導入した検査機器の精度管理を行っていなかったことにより、陰性とされるべきものが陽性とされたためであると考えられる。

この結果、追加契約の約223万円が不経済支出となっている。

そこで、部に対し、不要な検診を行わないよう検査精度の確認を求めた。

措置の概要

都立学校腎臓・糖尿病検診実施細目を見直し、平成30年度に、新たに「精度管理の徹底」の項目を設け、検体の取扱い、測定、測定結果の管理まで全ての過程において徹底して精度管理を行うなど、具体的な精度管理の方法を定めた。

○ 出えん金の管理を適正に行うよう改めたもの

平成29年定例監査 福祉保健局 No. 25 (P. 35)

指摘の概要

総務部は、東京子育で応援事業のため、公益財団法人東京都福祉保健財団に20 億円を出えんしており、財団は、これを財団の資産と区分して、基金として経理している。また、事業終了後、この基金の残額は、都に返還されることとなっている。

しかしながら、部は、基金運用による利子収入の発生を認識していないなど、基金の収支状況を把握しておらず、財産情報システムへの過大登載も認められた。

そこで、出えん金の管理を適正に行うよう求めた。

措置の概要

部は、財産情報システムで過大に登載されていた基金残高を是正した。

また、年度末時点の基金残高について、財団から基金運用に係る計算書類を受領 し、金額を具体的に確認するとともに、平成29年8月に通知を発出し、局内へ本 指摘の概要及び今後の適切な処理の周知徹底を図った。

エ 研修等の実施

○ リスク低減に向けたきめ細やかな対応をするよう改めたもの

平成28年行政監査 会計管理局 No. 11 (P. 30)

意見・要望の概要

会計管理者である局は、支出の特例である概算払及び前金払の審査において、分割概算払の精算省略の要件を確認していない事例や、前金払とする決定を確認できていない事例が認められた。

そこで、局に対し、支出負担行為の確認において、リスクの高いものについては、 必要に応じ、リスクの低減等に向けたきめ細やかな対応を図るよう求めた。

措置の概要

局は、各局へ分割概算払の精算省略の取扱いに関する調査を行い、平成30年3 月の各局会計事務連絡会において、要件の周知徹底を図るとともに、要件を満たしていない局に対し、必要に応じて改善策を提出させるなど、指導を行った。

また、前金払については、平成28年11月から、補助金の支出命令書に交付決 定原議を添付させ審査・支出するよう是正した。

第2 通知の内容

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は表3(監査種別)及び表4 (指摘区分別)のとおりであり、表3及び表4の頁欄記載のページに、監査結果の要約及び 講じた措置の概要を掲載している。

なお、表3、表4及び個別の概要にある「措置区分」は、4ページ別注の番号記号に対応 しており、措置区分のうち主なものには◎を、その他、該当するものには○を付けている。

また、措置区分が 2 (再発防止の取組) にのみ該当するものについては、指摘事項、意見・要望事項に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一若しくは類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

(表3) 措置通知一覧(監査種別)

| | | | | 措置区分 | | | | | | |
|----|--|--|---|------|---|---|---|---|----|----|
| 番号 | 対象局(団体) | 事項 | | | 1 | | | 2 | 2 | 頁 |
| | | | ア | イ | ウ | エ | ア | イ | ウコ | |
| 平成 | 24年行政監査(土 | 地及び建物の運用・管理について) | | | | | | | | |
| 【指 | 摘事項】 | | | | | | | | | |
| 1 | 都市整備局 | 策定した方針に基づき早急に未利用地を財務局に引き継ぐべき もの | | 0 | | | | | | 22 |
| 平成 | 28年定例監査 | | | | | | | | | |
| 【指 | 摘事項】 | | | | | | | | | |
| 2 | 病院経営本部 | 電子カルテの情報セキュリティ監査を実施すべきもの | | | | 0 | | | | 23 |
| 平成 | 28年財政援助団体 | 等監査 | | | | | | | | |
| 【指 | 摘事項】 | | | | | | | | | |
| 3 | オリンピック・パラリンピッ ク準備局(公益社団法人東京 都体育協会) | 競技用備品の購入に当たり適切な仕様を定めるべきもの | | | | | | 0 | | 24 |
| 4 | 都市整備局(東京地下鉄株式 会社) | 委託単価等について適正に定めるべきもの | | | | | | 0 | | 25 |
| 5 | 都市整備局(東京地下鉄株式 会社) | 特命随意契約について見直すべきもの | | | | | | 0 | | 25 |
| 6 | 福祉保健局(社会福祉法人生 光会など30団体) | 実績報告審査を適切に行うとともに、前年度実施予定分の状況 報告を求めるべきもの | | | | | 0 | | 0 | 26 |
| 7 | 福祉保健局(社会福祉法人全 国重症心身障害児(者)を守 る会) | 契約事務を適切に行うべきもの | | | | | | 0 | | 27 |
| 8 | 福祉保健局(地方独立行政法 人東京都健康長寿医療セン ター) | 特別運営費交付金を適切に処理すべきもの | | | | 0 | | | | 28 |
| 9 | 病院経営本部(公益財団法人 東京都保健医療公社) | 貸付物品に係る管理を適正に行うべきもの | | 0 | | 0 | | | | 28 |
| 【意 | 見・要望事項】 | | | | | | | | | _ |
| 10 | 都市整備局(株式会社多摩 ニュータウン開発センター) | 債務弁済後の会社及び局の関与のあり方について | | | | 0 | | | | 29 |
| 平成 | 28年行政監査(財 | 務に関する事務の内部統制について) | | | | | | | | |
| 【意 | 見・要望事項】 | | | | | | | | | |
| 11 | 会計管理局 | 審査における支出負担行為の確認について | | | | | | | 0 | 30 |
| 12 | 会計管理局 | 会計管理者協議の承認内容に係るフォロー及び情報管理につい て | | | | 0 | | | 0 | 30 |

| | | | | | 拮 | 置 | 区 | 分 | | | \neg |
|----|------------|--|---|---|---------|------------|---|------------|------------|------------|--------|
| 番号 | 対象局(団体) | 事項 | 1 | | | | | 2 | 2 | | 頁 |
| | | | ア | イ | ウ | エ | ア | イ | ウ | I | |
| 平成 | 28年度各会計歲入 | 歳出決算審査 | | | | | | | | | |
| 【指 | 摘事項】 | | | | | | | | | | |
| 13 | 教育庁 | 会計処理について | | | | \bigcirc | | | 0 | \bigcirc | 31 |
| 平成 | 29年定例監査 | | | | | | | | | | |
| 【指 | 摘事項】 | | | | | | | | | | |
| 14 | 青少年・治安対策本部 | 1時間未満の実施時間の取扱いを定めるべきもの | | | | | | 0 | \bigcirc | | 32 |
| 15 | 主税局 | 非課税とする公共の用に供する道路を適正に認定すべきもの | 0 | | | | | | | \bigcirc | 32 |
| 16 | 環境局 | 委託の作業報告を適切に指導すべきもの | | | | | | 0 | | | 32 |
| 17 | 環境局 | 業務の履行が確認できるよう適切に仕様書を作成すべきもの | | | | | | 0 | | | 33 |
| 18 | 環境局 | 委託の作業報告を適切に指導すべきもの | | | | | | 0 | | | 33 |
| 19 | 環境局 | 業務の履行が確認できるよう適切に仕様書を作成すべきもの | | | | | | 0 | | | 33 |
| 20 | 福祉保健局 | 資金償還時の手続を適切に行うべきもの | | | | 0 | | | \bigcirc | | 33 |
| 21 | 福祉保健局 | 委託契約の完了検査を適切に行うべきもの | | | | | | 0 | | \bigcirc | 34 |
| 22 | 福祉保健局 | 個人情報の安全管理を適切に行うべきもの | | | | | | 0 | | \bigcirc | 34 |
| 23 | 福祉保健局 | 食品買入業者の選定に当たり製品を指定する理由を明らかにす べきもの | | | | | | 0 | | \bigcirc | 34 |
| 24 | 福祉保健局 | 災害救助用食料の精算処理を適切に行うべきもの | | | | | | | 0 | | 34 |
| 25 | 福祉保健局 | 出えん金の管理を適正に行うべきもの | | | \circ | | | | 0 | \bigcirc | 35 |
| 26 | 病院経営本部 | 契約書等に業務開始や報告書の提出等の時期を明確に定めるべきもの | | | | | | 0 | \bigcirc | | 35 |
| 27 | 病院経営本部 | 契約書等に委任事務の終了の要件について定めるべきもの | | | | | | 0 | \bigcirc | | 36 |
| 28 | 病院経営本部 | 契約書等に報告内容の詳細について定めるべきもの | | | | | | 0 | \bigcirc | | 36 |
| 29 | 病院経営本部 | 複写サービスに係る契約を長期継続契約によって行うことを検 討すべきもの | | | | | | 0 | | \bigcirc | 36 |
| 30 | 建設局 | 単価契約を適正に行うべきもの | 0 | | | | | | 0 | \bigcirc | 37 |
| 31 | 建設局 | 単価契約の適正かつ効率的な執行を確保すべきもの | | | | | 0 | | \bigcirc | | 38 |
| 32 | 建設局 | 不具合箇所の補修等について、より効率的かつ効果的な対応を 図るべきもの | | | | | | 0 | | | 38 |
| 33 | 建設局 | 業務の進捗状況に応じて概算払を適切に行うべきもの | | | | | | | 0 | | 39 |
| 34 | 港湾局 | 積算を適切に行うべきもの | | | | | | 0 | \bigcirc | \bigcirc | 39 |
| 35 | 港湾局 | 東京港の広報・案内業務等委託に係る概算払を適正に行うべき もの | | | | | | 0 | | \bigcirc | 39 |
| 36 | 港湾局 | 福利厚生施設の使用許可に伴う運営状況報告の確認を適切に行うべきもの | | | | 0 | | \bigcirc | | | 40 |
| 37 | 東京消防庁 | 消防防災マガジンの有効活用を図るべきもの | | | | 0 | | | 0 | \bigcirc | 40 |
| 38 | 下水道局 | 出張所業務の現状を把握し、委託業務内容の精査・標準化をすべきもの | | | | 0 | | 0 | \bigcirc | | 41 |
| 39 | 下水道局 | 積算について見直しを検討すべきもの | | | | 0 | | | \bigcirc | | 42 |
| 40 | 教育庁 | 生産品の袋詰め等に係る記録について適切に指導すべきもの | | | | 0 | | | | | 42 |
| 41 | 教育庁 | 各学校の給与取扱者が受領した給与過払い返還金を速やかに納付させるべきもの | | | | \bigcirc | | | 0 | \bigcirc | 42 |

| | | | | | 挂 | 置 | 区 | 分 | | | |
|----|---------|--|---|---|---|------------|---------|---|------------|------------|----|
| 番号 | 対象局(団体) | 事項 | | | 1 | | | 2 | 2 | | 頁 |
| | | | ア | イ | ゥ | エ | ア | イ | ゥ | I | |
| 42 | 教育庁 | 現金支給した給与を適正に取り扱うよう指導すべきもの | | | | \bigcirc | | | 0 | \bigcirc | 43 |
| 43 | 教育庁 | 過払い給与債権の滞納整理を効果的に行うべきもの | | | | \circ | | | | 0 | 43 |
| 44 | 教育庁 | 腎臓・糖尿病検診について過大な検診を行わないよう検査精度 を確認すべきもの | | | | | | 0 | | | 43 |
| 45 | 教育庁 | 適切な修繕を行うよう指示、指導すべきもの | | 0 | | | | 0 | \bigcirc | | 44 |
| 46 | 教育庁 | 各学校が修繕等の具体的な内容を把握できるよう契約内容を改 めるべきもの | | | | | | | 0 | | 44 |
| 47 | 教育庁 | 積立金、教材費の個人別支出管理を確認できるよう事務処理を 改めるべきもの | | | | | | | 0 | | 45 |
| 48 | 教育庁 | 特別支援学校における教材購入を適切に行うべきもの | | | | | | | | 0 | 45 |
| 49 | 教育庁 | 生徒会会計の繰越金を適切に管理すべきもの | | | | 0 | | | | | 45 |
| 50 | 教育庁 | 保護者の口座への振込手数料の負担を軽減する方法を採用すべきもの | | | | 0 | | | | \bigcirc | 46 |
| 51 | 教育庁 | 都立学校公開講座に係る実費の管理を適正に行うべきもの | | | | | | | | 0 | 46 |
| 52 | 教育庁 | 避難所等の開設・運営が円滑に行えるよう学校の危機管理計画 の見直しを指導すべきもの | | | | 0 | | | | | 47 |
| 53 | 教育庁 | 各学校が具体的なガス等の安全確認の方法を計画に定めるよう 指導すべきもの | | | | 0 | | | | | 47 |
| 54 | 議会局 | 議員健康診断を競争契約などにより適切に行うべきもの | | | | | \circ | 0 | | | 47 |
| 【意 | 見・要望事項】 | | | | | | | | | | |
| 55 | 生活文化局 | 東京都防災(語学)ボランティアの活動促進について | | | | 0 | | | | \bigcirc | 48 |
| 56 | 福祉保健局 | 保育士養成施設に対する就職促進事業について | | | | 0 | | | | | 48 |
| 57 | 下水道局 | 巡視計画の策定に当たり必要となる具体的な基準の策定について | | | | 0 | | | \bigcirc | | 49 |
| 58 | 下水道局 | 不良箇所における判断基準の設定について | | | | 0 | | | \bigcirc | | 49 |
| 59 | 警視庁 | シルバードライバーズ安全教室の効果的な広報について | | | | 0 | | | | \bigcirc | 49 |
| 平成 | 29年工事監査 | | | | | | | | | | |
| 【指 | 摘事項】 | | | | | | | | | | |
| 60 | 総務局 | ユニットバスの単価設定を適正に行うべきもの | | | | | | | 0 | \bigcirc | 50 |
| 61 | 都市整備局 | ワイヤーソーイング工等の単価設定を適正に行うべきもの | | | | | | | 0 | \bigcirc | 50 |
| 62 | 都市整備局 | 土留工の積算を適正に行うべきもの | 0 | | | | | | \bigcirc | \bigcirc | 50 |
| 63 | 病院経営本部 | 産業廃棄物処理の委託契約について元請業者を適切に指導・監督すべきもの | | | | | | 0 | | \bigcirc | 50 |
| 64 | 建設局 | 木工沈床の単価設定を適正に行うべきもの | | | | | | | 0 | \bigcirc | 51 |
| 65 | 建設局 | 現場塗装の積算を適正に行うべきもの | 0 | | | | \circ | | | \bigcirc | 51 |
| 66 | 建設局 | 内外壁のひび割れ補修等の数量算出を適正に行うべきもの | 0 | | | | | | \bigcirc | \bigcirc | 51 |
| 67 | 建設局 | 解体工事を専門業者に直接発注する場合の単価設定を適正に行 うべきもの | | | | | | | 0 | \bigcirc | 51 |
| 68 | 建設局 | コンクリート舗装工の積算を適正に行うべきもの | | | | | | | 0 | \bigcirc | 52 |
| 69 | 港湾局 | 函渠(かんきょ)の設計を適正に行うべきもの | | | | 0 | | | | \bigcirc | 52 |
| 70 | 水道局 | 外壁改修工事の養生費等の積算を適正に行うべきもの | | | | | | | 0 | \bigcirc | 52 |
| 71 | 水道局 | 掘削作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの | | | | | | | 0 | \bigcirc | 52 |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | | 措置区分 | | | | | | | |
|-------------------|--|---|-----|------|---|------------|------------|---|---|------------|----|
| | | 尹 | 1 2 | | | | 2 | - | | 頁 | |
| | | | ア | 1 | ウ | エ | ア | 1 | ウ | エ | |
| 72 T | 下水道局 | シールド掘進機等の単価設定を適正に行うべきもの | 0 | | | | \bigcirc | | | \bigcirc | 53 |
| 73 T | 下水道局 | 仮設足場の積算を適正に行うべきもの | | | | | | | 0 | \bigcirc | 53 |
| 【意見 | 見・要望事項】 | | | | | | | | | | |
| 74 水 | 水道局 | 舗装構造図の見直しについて | | | | | | 0 | | \bigcirc | 54 |
| 平成: | 29年財政援助団体 | 等監査 | | | | | | | | | |
| 【指指 | 商事項】 | | | | | | | | | | |
| / h | 総務局(公益財団法人東京都 人権啓発センター) | 文書管理に係る規定の整備を適正に行うべきもの | | | | \bigcirc | 0 | | 0 | | 55 |
| /h | 総務局(公益財団法人東京都 人権啓発センター) | 個人情報の管理を適正に行うべきもの | | | | | | | 0 | \bigcirc | 55 |
| | 生活文化局(学校法人京華学 園) | 私立学校経常費補助金を返還すべきもの | 0 | | | | | | | \bigcirc | 56 |
| / 🗸 🗀 | 生活文化局(学校法人豊島岡 女子学園) | 私立学校経常費補助金を返還すべきもの | 0 | | | | | | | \bigcirc | 56 |
| | 生活文化局(学校法人二松學 舍) | 私立高等学校都内生就学促進補助金を返還すべきもの | 0 | | | | | | | \bigcirc | 56 |
| | 生活文化局(学校法人亮諦学 園) | 私立幼稚園預かり保育推進補助金を返還すべきもの | 0 | | | | | | | \bigcirc | 57 |
| | 生活文化局(公益財団法人東 京都交響楽団) | 会場における当日チケットの売上管理を適正に行うべきもの | | | | 0 | | | 0 | \bigcirc | 57 |
| 82 ^ク オ | オリンピック・パラリンピッ ク準備局(公益財団法人東京 オリンピック・パラリンピッ ウ競技大会組織委員会) | 履行確認等の手続について、規則改正や通知等により根拠を明 確にすべきもの | | | | 0 | | | | 0 | 57 |
| 83 ^ク オ | オリンピック・パラリンピック準備局(公益財団法人東京 オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会) | 協定締結を適正に行うべきもの | | | | | | | | 0 | 58 |
| ~/ | 部市整備局(公益財団法人東 京都都市づくり公社) | 単価契約の契約締結手続を適正に行うべきもの | | | | | | | 0 | \bigcirc | 58 |
| 0. 割 | 部市整備局(公益財団法人東 京都都市づくり公社) | 物品の登録を適正に行うべきもの | | 0 | | | | | 0 | | 58 |
| 86 都 | 部市整備局(公益財団法人東 京都都市づくり公社) | 契約後の指示及び検査を適正に行うべきもの | | | | | | | 0 | \bigcirc | 59 |
| 87 福 | 届祉保健局(小笠原村) | 基盤整備事業に係る補助対象経費の算出方法を明確に定めるべ きもの | | | | 0 | | | | \bigcirc | 59 |
| | 晶祉保健局(社会福祉法人あ すなろ福祉会) | 補助金を返還すべきもの | 0 | | | | | | | \bigcirc | 59 |
| 80 福 | 届祉保健局(社会福祉法人あ すなろ福祉会) | 補助金を返還すべきもの | 0 | | | | | | 0 | | 60 |
| 00 福 | 届祉保健局(社会福祉法人森 安会) | 補助金を返還すべきもの | 0 | | | | | | 0 | | 60 |
| 01 福 | ■ 社会福祉法人あ ● み会) | 補助金を返還すべきもの | 0 | | | | | | 0 | | 60 |
| 02 福 | 晶祉保健局(社会福祉法人マ ハヤナ学園) | 補助金を返還すべきもの | 0 | | | | | | 0 | \bigcirc | 61 |
| | 區祉保健局(社会福祉法人善 光会) | 補助金を返還すべきもの | 0 | | | | | | 0 | | 61 |
| 0.4 福 | 量並保健局(公益財団法人東 京都医学総合研究所) | 履行確認及び契約変更の手続を適正に行うべきもの | | | | | | | 0 | \bigcirc | 61 |
| 05 福 | 晶祉保健局(公益社団法人東京都医師会) | 医療用酸素等の管理を適切に行うべきもの | | | | | | | 0 | \bigcirc | 62 |
| 96 福 | a祉保健局(公益社団法人東京都医師会) | 様式を定め、公舎管理を適切に行うべきもの | | 0 | | | | | 0 | 1 | 62 |
| 07 福 | a祉保健局(公益社団法人東京都医師会) | 公舎利用料の改定を適正に行うべきもの | | | | | | | 0 | 1 | 63 |
| 08 産 | 産業労働局(一般社団法人東 京都農住都市支援センター) | 個人情報の管理を適切に行うべきもの | | | | 0 | | | | \bigcirc | 63 |
| OO ^産 | 産業労働局 (株式会社東京 ごッグサイト) | 通訳雇上委託に係る契約手続を適切に行うべきもの | | | | | | | | 0 | 63 |

| | | | 措置区分 | | | | | | | | |
|-----|--------------------------|---------------------------------------|---------------|----|----|------------|------------|------------|------------|------------|----|
| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 1 2 アイウエアイ | | | | 2 | | 頁 | | |
| | | | ア | 1 | ゥ | ェ | ア | イ | ゥ | I | |
| 100 | 産業労働局(株式会社東京 ビッグサイト) | 負担金に係る協定内容を見直すべきもの | | | | | | 0 | | | 64 |
| 101 | 水道局(東京水道サービス株 式会社) | 再委託の承諾を適正に得るべきもの | | | | | | \bigcirc | | 0 | 64 |
| 102 | 水道局(東京水道サービス株 式会社) | 単価契約の発注管理を適切に行うべきもの | | | | | | | 0 | \bigcirc | 64 |
| 103 | 水道局(東京水道サービス株 式会社) | 創立記念行事のあり方を検討すべきもの | | | | 0 | | | | | 65 |
| 104 | 水道局(東京水道サービス株 式会社) | 委託履行場所の工事について基準等を定めるべきもの | | | | | \bigcirc | 0 | | | 65 |
| 105 | 水道局(東京水道サービス株 式会社) | 改修工事を適正に行うとともに、財務諸表の修正をすべきもの | | | 0 | | | \bigcirc | | | 65 |
| 106 | 水道局(水道マッピングシス テム株式会社) | 再委託に係る手続を適切に行うべきもの | | | | | | 0 | | \bigcirc | 66 |
| 107 | 下水道局(東京都下水道サー ビス株式会社) | 有明処理場管理に係る費用負担額の算定を適切に行うべきもの | | | | \bigcirc | | | 0 | | 66 |
| 108 | 下水道局(東京都下水道サービス株式会社) | 特命随意契約について見直すべきもの | | | | | | 0 | | | 66 |
| 109 | 下水道局(東京都下水道サー ビス株式会社) | 保守管理業務立会作業に伴う自動車雇上委託を適切に行うべき もの | | | | | | 0 | | | 67 |
| 110 | 下水道局(東京都下水道サー ビス株式会社) | 下水道施設見学者対応業務委託を適切に行うべきもの | | | | | | 0 | | | 67 |
| 【意 | 見・要望事項】 | | | | | | | | | | |
| 111 | 福祉保健局(社会福祉法人等 50団体) | 1人で複数の乳幼児を保育する場合の資格要件について | | | | 0 | \bigcirc | | | \bigcirc | 68 |
| 112 | 福祉保健局(社会福祉法人等50団体) | 補助要件等の規定について | | | | 0 | \bigcirc | | | \bigcirc | 68 |
| 平成 | 29年行政監査(企 | 画提案方式等による契約及び業務委託契約は | <u>ح</u> | ΟV | ヽて | () | | | | | |
| 【指 | 摘事項】 | | | | | | | | | | |
| 113 | 建設局 | 選定委員会要綱に所掌事項を明確に定めるべきもの | | | | \bigcirc | 0 | | | \bigcirc | 69 |
| 114 | 福祉保健局 | 企画提案方式における審査基準を明確にすべきもの | | | | | | 0 | | \bigcirc | 69 |
| 115 | 警視庁 | 企画提案方式における審査基準を明確にすべきもの | | | | | | 0 | 0 | \bigcirc | 69 |
| 116 | 警視庁 | 企画提案方式に係る意思決定文書の作成を適切に行うべきもの | | | | | | 0 | 0 | 0 | 70 |
| 117 | 選挙管理委員会事務局 | 企画提案方式に係る意思決定文書の作成を適切に行うべきもの | | | | | | | | 0 | 70 |
| 118 | 議会局 | 企画提案方式に係る意思決定文書の作成を適切に行うべきもの | | | | | | | | 0 | 70 |
| 119 | 産業労働局 | 企画提案方式の採用理由について意思決定文書に記載すべきも の | | | | | | | 0 | \bigcirc | 71 |
| 120 | 警視庁 | 企画提案方式の採用理由について意思決定文書に記載すべきも の | | | | | | 0 | \bigcirc | 0 | 71 |
| 121 | 生活文化局 | 企画提案方式について案件公表し、事業者の希望申請受付を行 うべきもの | | | | | | 0 | | 0 | 71 |
| 122 | 警視庁 | 企画提案方式について案件公表し、事業者の希望申請受付を行 うべきもの | | | | | | 0 | \bigcirc | \bigcirc | 71 |
| 123 | 福祉保健局 | 説明会を適切に行うべきもの | | | | | | | | 0 | 72 |
| 124 | 産業労働局 | 説明会を適切に行うべきもの | | | | | | | | 0 | 72 |
| 125 | 教育庁 | 説明会を適切に行うべきもの | | | | | | | | 0 | 72 |
| 126 | 警視庁 | 説明会を適切に行うべきもの | | | | | | 0 | \bigcirc | \bigcirc | 72 |
| 127 | 政策企画局 | 企画提案方式に係る外部学識経験者の選任を適切に行うべきも の | | | | | | | | 0 | 73 |
| 128 | 財務局 | 企画提案方式に係る外部学識経験者の選任を適切に行うべきも の | | | | | | \bigcirc | | 0 | 73 |
| 129 | 主税局 | 企画提案方式に係る外部学識経験者の選任を適切に行うべきも の | | | | | | 0 | | \bigcirc | 73 |

| | | | | | 排 | 置 | 区分 | 宁 | | | |
|-----|---------|--|---|---|---|------------|----|---|------------|------------|----|
| 番号 | 対象局(団体) | 事項 | | , | 1 | | | 2 | 2 | | 頁 |
| | | | ア | イ | ウ | エ | ア | イ | ウ | I | |
| 130 | 生活文化局 | 企画提案方式に係る外部学識経験者の選任を適切に行うべきも の | | | | | | 0 | | \bigcirc | 73 |
| 131 | 福祉保健局 | 企画提案方式に係る外部学識経験者の選任を適切に行うべきも の | | | | | | | | 0 | 73 |
| 132 | 産業労働局 | 企画提案方式に係る外部学識経験者の選任を適切に行うべきも の | | | | | | 0 | \bigcirc | \bigcirc | 74 |
| 133 | 教育庁 | 企画提案方式に係る外部学識経験者の選任を適切に行うべきも の | | | | | | 0 | | \bigcirc | 74 |
| 134 | 警視庁 | 企画提案方式に係る外部学識経験者の選任を適切に行うべきも の | | | | | | 0 | \bigcirc | \bigcirc | 74 |
| 135 | 議会局 | 企画提案方式に係る外部学識経験者の選任を適切に行うべきも の | | | | | | 0 | | 0 | 74 |
| 136 | 建設局 | 提案事業者の選定に係る審査手続を適切に行うべきもの | | | | | | | | 0 | 75 |
| 137 | 警視庁 | 提案事業者の選定に係る審査手続を適切に行うべきもの | | | | | | 0 | 0 | \bigcirc | 75 |
| 138 | 産業労働局 | 企画提案方式の提案内容を仕様書に反映させるなど、契約手続 を適切に行うべきもの | | | | | | | | 0 | 75 |
| 【意 | 見・要望事項】 | | | | | = | | | | | |
| 139 | 交通局 | 企画提案方式の契約手続を定めた方針等の策定について | | | | \bigcirc | 0 | | | | 76 |
| 140 | 下水道局 | 企画提案方式の契約手続を定めた方針等の策定について | | | | \bigcirc | 0 | | | | 76 |
| 141 | 水道局 | 企画提案方式の契約手続を定めたコンペ実施要綱の充実につい て | | | | \bigcirc | 0 | | | \bigcirc | 76 |
| 142 | 水道局 | 業者説明会の実施について | | | | | 0 | | | \bigcirc | 77 |
| 143 | 水道局 | 提案事業者の選定に係る審査手続について | | | | | 0 | | | \bigcirc | 77 |

(表4) 措置通知一覧(指摘区分別)

| | | | | | | 措置 | 置[2 | 区分 | | | |
|------------|---|----------|--|---|----------|----|-----|-----|----------|---|----|
| 番号 | 対象局(団体) | 監査 種別 | 事項 | | - | 1 | | | 2 | | 頁 |
| | | 1277 | | ア | 1 | ゥョ | c 7 | P 1 | ウ | エ | |
| 【 <i>全</i> | 会計処理(歳入・収入 | .)] | | | | | | | | | |
| 13 | 教育庁 | 28決算 | 会計処理について | | | |) | | 0 | 0 | 31 |
| 41 | 教育庁 | 29定例 | 各学校の給与取扱者が受領した給与過払い返還金を速やか に納付させるべきもの | | | |) | | 0 | 0 | 42 |
| 42 | 教育庁 | 29定例 | 現金支給した給与を適正に取り扱うよう指導すべきもの | | | |) | | 0 | 0 | 43 |
| 81 | 生活文化局(公益財団法人東 京都交響楽団) | 29財援 | 会場における当日チケットの売上管理を適正に行うべきも の | | | (| 9 | | 0 | 0 | 57 |
| 107 | 下水道局(東京都下水道サービス株式会社) | 29財援 | 有明処理場管理に係る費用負担額の算定を適切に行うべき もの | | | |) | | 0 | | 66 |
| 【值 | 養権管理 】 | | | | | | | | | | |
| 26 | 病院経営本部 | 29定例 | 契約書等に業務開始や報告書の提出等の時期を明確に定め るべきもの | | | | | 0 | 0 | | 35 |
| 27 | 病院経営本部 | 29定例 | 契約書等に委任事務の終了の要件について定めるべきもの | | | | ı | @ | 0 | | 36 |
| 28 | 病院経営本部 | 29定例 | 契約書等に報告内容の詳細について定めるべきもの | | | | ľ | 0 | 0 | | 36 |
| 43 | 教育庁 | 29定例 | 過払い給与債権の滞納整理を効果的に行うべきもの | | | |) | | | 0 | 43 |
| 【者 | 『税】 | | | | | | | | - | | |
| 15 | 主税局 | 29定例 | 非課税とする公共の用に供する道路を適正に認定すべきも の | 0 | | | | | | 0 | 32 |
| 【岸 | 遠入(その他) 】 | | | | | | | | 1 | | |
| 20 | 福祉保健局 | 29定例 | 資金償還時の手続を適切に行うべきもの | | | (| 9 | | 0 | | 33 |
| 40 | 教育庁 | 29定例 | 生産品の袋詰め等に係る記録について適切に指導すべきも の | | | (| 9 | | | | 42 |
| 【j | 契約(仕様・積算)】 | | | | | | | | 1 | | |
| 4 | 都市整備局(東京地下鉄株式 会社) | 28財援 | 委託単価等について適正に定めるべきもの | | | | | 0 |) | 0 | 25 |
| 14 | 青少年・治安対策本部 | 29定例 | 1時間未満の実施時間の取扱いを定めるべきもの | | | | ľ | 0 | 0 | | 32 |
| 17 | 環境局 | 29定例 | 業務の履行が確認できるよう適切に仕様書を作成すべきも の | | | | Ī | 0 | | | 33 |
| 19 | 環境局 | 29定例 | 業務の履行が確認できるよう適切に仕様書を作成すべきもの | | | | T | 0 |) | Ħ | 33 |
| 34 | 港湾局 | 29定例 | 積算を適切に行うべきもの | | | | T | 0 | 0 | 0 | 39 |
| 39 | 下水道局 | 29定例 | 積算について見直しを検討すべきもの | | | (| 9 | | 0 | Ħ | 42 |
| 【身 | 2約(履行確認)】 | | | | <u> </u> | | | | <u> </u> | | |
| 16 | 環境局 | 29定例 | 委託の作業報告を適切に指導すべきもの | | | | I | 0 |) | | 32 |
| 18 | 環境局 | 29定例 | 委託の作業報告を適切に指導すべきもの | | | | T | 0 |) | H | 33 |
| 21 | 福祉保健局 | 29定例 | 委託契約の完了検査を適切に行うべきもの | | | | T | 0 |) | 0 | 34 |
| 82 | オリンピック・パラリンピック準備局 (公益財団法人東京 オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会) | 29財援 | 履行確認等の手続について、規則改正や通知等により根拠 を明確にすべきもの | | | (| 0 | | | 0 | 57 |
| 86 | 都市整備局(公益財団法人東 京都都市づくり公社) | 29財援 | 契約後の指示及び検査を適正に行うべきもの | | | | | | 0 | 0 | 59 |
| 94 | 福祉保健局(公益財団法人東 京都医学総合研究所) | 29財援 | 履行確認及び契約変更の手続を適正に行うべきもの | | | | Ī | | 0 | 0 | 61 |

| | | | | | | 措 | 置 | 区 | 分 | | | |
|-----|---|----------|--|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 番号 | 対象局(団体) | 監査 種別 | 事項 | | • | 1 | | | 2 | 2 | | 頁 |
| | | ,_,,,, | | ア | イ | ゥ | エ | ア | 1 | ゥ | I | |
| | 契約(その他)】 | | | | | | | | | | | |
| 5 | 都市整備局(東京地下鉄株式 会社) | 28財援 | 特命随意契約について見直すべきもの | | | | | | 0 | | | 25 |
| 7 | 福祉保健局(社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会) | 28財援 | 契約事務を適切に行うべきもの | | | | | | 0 | | 0 | 27 |
| 22 | 福祉保健局 | 29定例 | 個人情報の安全管理を適切に行うべきもの | | | | | | 0 | | 0 | 34 |
| 23 | 福祉保健局 | 29定例 | 食品買入業者の選定に当たり製品を指定する理由を明らか にすべきもの | | | | | | 0 | | 0 | 34 |
| 29 | 病院経営本部 | 29定例 | 複写サービスに係る契約を長期継続契約によって行うこと を検討すべきもの | | | | | | 0 | | 0 | 36 |
| 30 | 建設局 | 29定例 | 単価契約を適正に行うべきもの | 0 | | | | | | 0 | 0 | 37 |
| 31 | 建設局 | 29定例 | 単価契約の適正かつ効率的な執行を確保すべきもの | | | | | 0 | | 0 | | 38 |
| 32 | 建設局 | 29定例 | 不具合箇所の補修等について、より効率的かつ効果的な対 応を図るべきもの | | | | | | 0 | | | 38 |
| 38 | 下水道局 | 29定例 | 出張所業務の現状を把握し、委託業務内容の精査・標準化 をすべきもの | | | | 0 | | 0 | 0 | | 41 |
| 44 | 教育庁 | 29定例 | 腎臓・糖尿病検診について過大な検診を行わないよう検査 精度を確認すべきもの | | | | | | 0 | | | 43 |
| 45 | 教育庁 | 29定例 | 適切な修繕を行うよう指示、指導すべきもの | | 0 | | | | 0 | 0 | | 44 |
| 46 | 教育庁 | 29定例 | 各学校が修繕等の具体的な内容を把握できるよう契約内容 を改めるべきもの | | | | | | | 0 | | 44 |
| 54 | 議会局 | | 議員健康診断を競争契約などにより適切に行うべきもの | | | | | 0 | 0 | | | 47 |
| 57 | 下水道局 | 29定例 | 巡視計画の策定に当たり必要となる具体的な基準の策定に ついて | | | | 0 | | | 0 | | 49 |
| 58 | 下水道局 | 29定例 | 不良箇所における判断基準の設定について | | | | 0 | | | 0 | | 49 |
| 00 | オリンピック・パラリンピック準備局(公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック・競技大会組織委員会) | 29財援 | 協定締結を適正に行うべきもの | | | | | | | | 0 | 58 |
| 84 | 都市整備局(公益財団法人東 京都都市づくり公社) | 29財援 | 単価契約の契約締結手続を適正に行うべきもの | | | | | | | 0 | 0 | 58 |
| | 産業労働局(株式会社東京 ビッグサイト) | 29財援 | 通訳雇上委託に係る契約手続を適切に行うべきもの | | | | | | | | 0 | 63 |
| | 産業労働局(株式会社東京 ビッグサイト) | 29財援 | 負担金に係る協定内容を見直すべきもの | | | | | | 0 | | | 64 |
| | 水道局(東京水道サービス株 式会社) | 29財援 | 再委託の承諾を適正に得るべきもの | | | | | | 0 | | 0 | 64 |
| 102 | 水道局(東京水道サービス株 式会社) | 29財援 | 単価契約の発注管理を適切に行うべきもの | | | | | | | 0 | 0 | 64 |
| 104 | 水道局 (東京水道サービス株 式会社) | 29財援 | 委託履行場所の工事について基準等を定めるべきもの | | | | | 0 | 0 | | | 65 |
| | 水道局(東京水道サービス株 式会社) | 29財援 | 改修工事を適正に行うとともに、財務諸表の修正をすべき もの | | | 0 | | | 0 | | | 65 |
| | 水道局(水道マッピングシス テム株式会社) | 29財援 | 再委託に係る手続を適切に行うべきもの | | | | | | 0 | | 0 | 66 |
| | 下水道局(東京都下水道サービス株式会社) | 29財援 | 特命随意契約について見直すべきもの | | | | | | 0 | | | 66 |
| 109 | 下水道局(東京都下水道サービス株式会社) | 29財援 | 保守管理業務立会作業に伴う自動車雇上委託を適切に行う べきもの | | | | | | 0 | | T | 67 |
| 110 | 下水道局(東京都下水道サービス株式会社) | 29財援 | 下水道施設見学者対応業務委託を適切に行うべきもの | | | | | | 0 | | T | 67 |
| | 建設局 | 29行政 | 選定委員会要綱に所掌事項を明確に定めるべきもの | | | | 0 | 0 | | | 0 | 69 |
| 114 | 福祉保健局 | 29行政 | 企画提案方式における審査基準を明確にすべきもの | | | | | | 0 | | 0 | 69 |
| 115 | 警視庁 | 29行政 | 企画提案方式における審査基準を明確にすべきもの | | | | | | 0 | 0 | 0 | 69 |

| | | | | | | 拮 | 置 | 区 | 分 | | | |
|-----|------------|----------|--|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 番号 | 対象局(団体) | 監査 種別 | 事項 | | | 1 | | | 2 | 2 | | 頁 |
| | | 1277 | | ア | 1 | ゥ | ェ | ア | イ | ゥ | ı | |
| 116 | 警視庁 | 29行政 | 企画提案方式に係る意思決定文書の作成を適切に行うべき もの | | | | | | 0 | 0 | 0 | 70 |
| 117 | 選挙管理委員会事務局 | 29行政 | 企画提案方式に係る意思決定文書の作成を適切に行うべき もの | | | | | | | | 0 | 70 |
| 118 | 議会局 | 29行政 | 企画提案方式に係る意思決定文書の作成を適切に行うべき もの | | | | | | | | 0 | 70 |
| 119 | 産業労働局 | 29行政 | 企画提案方式の採用理由について意思決定文書に記載すべ きもの | | | | | | | 0 | 0 | 71 |
| 120 | 警視庁 | 29行政 | 企画提案方式の採用理由について意思決定文書に記載すべ きもの | | | | | | 0 | 0 | 0 | 71 |
| 121 | 生活文化局 | 29行政 | 企画提案方式について案件公表し、事業者の希望申請受付 を行うべきもの | | | | | | 0 | | 0 | 71 |
| 122 | 警視庁 | 29行政 | 企画提案方式について案件公表し、事業者の希望申請受付 を行うべきもの | | | | | | 0 | 0 | 0 | 71 |
| 123 | 福祉保健局 | 29行政 | 説明会を適切に行うべきもの | | | | | | | | 0 | 72 |
| 124 | 産業労働局 | 29行政 | 説明会を適切に行うべきもの | | | | | | | | 0 | 72 |
| 125 | 教育庁 | 29行政 | 説明会を適切に行うべきもの | | | | | | | | 0 | 72 |
| 126 | 警視庁 | 29行政 | 説明会を適切に行うべきもの | | | | | | 0 | 0 | 0 | 72 |
| 127 | 政策企画局 | 29行政 | 企画提案方式に係る外部学識経験者の選任を適切に行うべ きもの | | | | | | | | 0 | 73 |
| 128 | 財務局 | 29行政 | 企画提案方式に係る外部学識経験者の選任を適切に行うべ きもの | | | | | | 0 | | 0 | 73 |
| 129 | 主税局 | 29行政 | 企画提案方式に係る外部学識経験者の選任を適切に行うべ きもの | | | | | | 0 | | 0 | 73 |
| 130 | 生活文化局 | 29行政 | 企画提案方式に係る外部学識経験者の選任を適切に行うべ きもの | | | | | | 0 | | 0 | 73 |
| 131 | 福祉保健局 | 29行政 | 企画提案方式に係る外部学識経験者の選任を適切に行うべ きもの | | | | | | | | 0 | 73 |
| 132 | 産業労働局 | 29行政 | 企画提案方式に係る外部学識経験者の選任を適切に行うべ きもの | | | | | | 0 | 0 | 0 | 74 |
| 133 | 教育庁 | 29行政 | 企画提案方式に係る外部学識経験者の選任を適切に行うべ きもの | | | | | | 0 | | 0 | 74 |
| 134 | 警視庁 | 29行政 | 企画提案方式に係る外部学識経験者の選任を適切に行うべ きもの | | | | | | 0 | 0 | 0 | 74 |
| 135 | 議会局 | 29行政 | 企画提案方式に係る外部学識経験者の選任を適切に行うべ きもの | | | | | | 0 | | 0 | 74 |
| 136 | 建設局 | 29行政 | 提案事業者の選定に係る審査手続を適切に行うべきもの | | | | | | | | 0 | 75 |
| 137 | 警視庁 | 29行政 | 提案事業者の選定に係る審査手続を適切に行うべきもの | | | | | | 0 | 0 | 0 | 75 |
| 138 | 産業労働局 | 29行政 | 企画提案方式の提案内容を仕様書に反映させるなど、契約 手続を適切に行うべきもの | | | | | | | | 0 | 75 |
| 139 | 交通局 | 29行政 | 企画提案方式の契約手続を定めた方針等の策定について | | | | 0 | 0 | | | | 76 |
| 140 | 下水道局 | 29行政 | 企画提案方式の契約手続を定めた方針等の策定について | | | | 0 | 0 | | | | 76 |
| 141 | 水道局 | 29行政 | 企画提案方式の契約手続を定めたコンペ実施要綱の充実に ついて | | | | 0 | 0 | | | 0 | 76 |
| 142 | 水道局 | 29行政 | 業者説明会の実施について | | | | | 0 | | | 0 | 77 |
| 143 | 水道局 | 29行政 | 提案事業者の選定に係る審査手続について | | | | | 0 | | | 0 | 77 |

| | | | | | | 措 | 置 | 区 | 分 | | | |
|------------|--------------------------------------|----------|--|---|---|---|---|---|---|---------|------------|----|
| 番号 | 対象局(団体) | 監査 種別 | 事項 | | - | 1 | | | 2 | 2 | | 頁 |
| | | | | ア | イ | ゥ | ェ | ア | 1 | ゥ | ェ | |
| 【 <i>生</i> | 会計処理(歳出・支出 |)] | | | | | | | | | | |
| 24 | 福祉保健局 | 29定例 | 災害救助用食料の精算処理を適切に行うべきもの | | | | | | | 0 | | 34 |
| 33 | 建設局 | 29定例 | 業務の進捗状況に応じて概算払を適切に行うべきもの | | | | | | | 0 | | 39 |
| 35 | 港湾局 | 29定例 | 東京港の広報・案内業務等委託に係る概算払を適正に行う べきもの | | | | | | 0 | | 0 | 39 |
| 【有 | 制金等】 | | | | | | | | | | | |
| 3 | オリンピック・パラリンピック準備局(公益社団法人東京都体育協会) | 28財援 | 競技用備品の購入に当たり適切な仕様を定めるべきもの | | | | | | 0 | | 0 | 24 |
| 6 | 福祉保健局(社会福祉法人生 光会など30団体) | 28財援 | 実績報告審査を適切に行うとともに、前年度実施予定分の 状況報告を求めるべきもの | | | | | 0 | | \circ | | 26 |
| 8 | 福祉保健局(地方独立行政法 人東京都健康長寿医療セン ター) | 28財援 | 特別運営費交付金を適切に処理すべきもの | | | | 0 | | | | | 28 |
| 56 | 福祉保健局 | 29定例 | 保育士養成施設に対する就職促進事業について | | | | 0 | | | | | 48 |
| 77 | 生活文化局(学校法人京華学 園) | 29財援 | 私立学校経常費補助金を返還すべきもの | 0 | | | | | | | 0 | 56 |
| 78 | 生活文化局(学校法人豊島岡 女子学園) | 29財援 | 私立学校経常費補助金を返還すべきもの | 0 | | | | | | | 0 | 56 |
| 79 | 生活文化局(学校法人二松學 舍) | 29財援 | 私立高等学校都内生就学促進補助金を返還すべきもの | 0 | | | | | | | 0 | 56 |
| 80 | 生活文化局(学校法人亮諦学 園) | 29財援 | 私立幼稚園預かり保育推進補助金を返還すべきもの | 0 | | | | | | | 0 | 57 |
| 87 | 福祉保健局(小笠原村) | 29財援 | 基盤整備事業に係る補助対象経費の算出方法を明確に定め るべきもの | | | | 0 | | | | \circ | 59 |
| 88 | 福祉保健局(社会福祉法人あ すなろ福祉会) | 29財援 | 補助金を返還すべきもの | 0 | | | | | | | \bigcirc | 59 |
| 89 | 福祉保健局(社会福祉法人あ すなろ福祉会) | 29財援 | 補助金を返還すべきもの | 0 | | | | | | 0 | | 60 |
| 90 | 福祉保健局(社会福祉法人森 友会) | 29財援 | 補助金を返還すべきもの | 0 | | | | | | 0 | | 60 |
| 91 | 福祉保健局(社会福祉法人あゆみ会) | 29財援 | 補助金を返還すべきもの | 0 | | | | | | 0 | | 60 |
| 92 | 福祉保健局(社会福祉法人マハヤナ学園) | 29財援 | 補助金を返還すべきもの | 0 | | | | | | 0 | 0 | 61 |
| 93 | 福祉保健局(社会福祉法人善光会) | 29財援 | 補助金を返還すべきもの | 0 | | | | | | 0 | | 61 |
| 111 | 福祉保健局(社会福祉法人等 50団体) | 29財援 | 1人で複数の乳幼児を保育する場合の資格要件について | | | | 0 | 0 | | | 0 | 68 |
| 112 | 福祉保健局(社会福祉法人等 50団体) | 29財援 | 補助要件等の規定について | | | | 0 | 0 | | | 0 | 68 |
| 【具 | 才産管理】 | | | | | | | | | | | |
| 1 | 都市整備局 | 24行政 | 策定した方針に基づき早急に未利用地を財務局に引き継ぐ べきもの | | 0 | | | | | | | 22 |
| 25 | 福祉保健局 | 29定例 | 出えん金の管理を適正に行うべきもの | | | 0 | | | | 0 | \circ | 35 |
| 96 | 福祉保健局(公益社団法人東 京都医師会) | 29財援 | 様式を定め、公舎管理を適切に行うべきもの | | 0 | | | | | 0 | | 62 |
| 97 | 福祉保健局(公益社団法人東 京都医師会) | 29財援 | 公舎利用料の改定を適正に行うべきもの | | | | | | | 0 | | 63 |
| 【牝 | 勿品管理 】 | | | | | | | | | | | |
| 9 | 病院経営本部(公益財団法人 東京都保健医療公社) | 28財援 | 貸付物品に係る管理を適正に行うべきもの | | 0 | | 0 | | | | | 28 |
| 85 | 都市整備局(公益財団法人東 京都都市づくり公社) | 29財援 | 物品の登録を適正に行うべきもの | | 0 | | | | | 0 | | 58 |
| 95 | 福祉保健局(公益社団法人東 京都医師会) | 29財援 | 医療用酸素等の管理を適切に行うべきもの | | | | | | | 0 | 0 | 62 |
| | | | | _ | _ | | | _ | _ | | _ | |

| 「情報管理 174 2 1 7 4 9 1 7 4 9 1 7 4 9 1 7 4 9 1 7 4 9 1 7 4 9 1 7 7 7 9 1 7 7 9 1 7 7 9 1 7 7 9 1 7 7 9 1 7 7 9 1 7 7 9 1 7 7 9 1 7 7 9 1 7 7 9 1 7 7 9 1 7 7 9 1 7 7 9 1 7 7 9 1 7 7 9 1 7 7 9 1 7 7 9 1 7 7 9 1 7 7 7 9 7 8 7 7 7 7 7 7 7 7 | | | | | | | 措置 | 区 | 分 | | ٦ | |
|---|-----|-------------------|------|--|---|---|----|---|---|---|---|----|
| 【情報管理】 7 4 ウ エ 7 4 ウ エ 7 4 ウ エ 7 4 ウ エ 7 4 ウ エ 7 4 ウ エ 7 4 ウ エ 7 4 ウ エ 7 4 ウ エ 7 4 ウ エ 7 4 ウ エ 7 4 ウ エ 7 4 ウ エ 7 6 製売品 (公益財団於人真定都) 29財援 様人情報の管理を適正に行うべきもの | 番号 | 対象局(団体) | | 事項 | | 1 | | | 2 | 2 | | 頁 |
| 76 | | | ,_,, | | ア | イ | ウェ | ア | イ | ゥ | エ | |
| 10 人権容赦とンター 29財援 個人情報の管理を適正に行うべきもの 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | 【情 | 青報管理 】 | | | _ | | | | | | | |
| 1975 1975 | 76 | | 29財援 | 個人情報の管理を適正に行うべきもの | | | | | | 0 | 0 | 55 |
| 2 新茂経音本部 28定例 電子カルテの情報セキュリティ監査を実施すべきもの ○ 2 1 2 2 3 2 2 3 3 3 3 3 | 98 | | 29財援 | 個人情報の管理を適切に行うべきもの | | | 0 | | | | 0 | 63 |
| (設計 | િંદ | ノステム】 | | | | | | | | | | |
| 19 | 2 | 病院経営本部 | 28定例 | 電子カルテの情報セキュリティ監査を実施すべきもの | | | 0 | | | | | 23 |
| 74 本選局 | 【割 | 设計】 | | | | | | | | | | |
| 【積算 (単価設定) | 69 | 港湾局 | 29工事 | 函渠(かんきょ)の設計を適正に行うべきもの | | | 0 | | | | 0 | 52 |
| 60 総務局 29工事 ユニットバスの単価設定を適正に行うべきもの ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | 74 | 水道局 | 29工事 | 舗装構造図の見直しについて | | | | | 0 | | 0 | 54 |
| 61 都市整備局 29工事 ワイヤーソーイング工等の単価設定を適正に行うべきもの ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | 【利 | 責算(単価設定) 】 | | | | | | | | | | |
| 64 建設局 29工事 木工沈床の単価設定を適正に行うべきもの ◎ ○ 5 | 60 | 総務局 | 29工事 | ユニットバスの単価設定を適正に行うべきもの | | | | | | 0 | 0 | 50 |
| 65 建設局 29工事 現場塗装の積算を適正に行うべきもの ◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | 61 | 都市整備局 | 29工事 | ワイヤーソーイング工等の単価設定を適正に行うべきもの | | | | | | 0 | 0 | 50 |
| 67 建設局 29工事 解体工事を専門業者に直接発注する場合の単価設定を適正 68 建設局 29工事 コンクリート舗装工の積算を適正に行うべきもの ② 5 72 下水道局 29工事 シールド掲進機等の単価設定を適正に行うべきもの ② 5 6 2 都市整備局 29工事 土留工の積算を適正に行うべきもの ② ○ 5 6 2 都市整備局 29工事 大留工の積算を適正に行うべきもの ② ○ 5 70 水道局 29工事 外壁のひび割れ補修等の数量算出を適正に行うべきもの ② ○ 5 7 7 1 1 水道局 29工事 仮設足場の積算を適正に行うべきもの ② ○ 5 7 1 1 1 1 1 1 29工事 振削作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの ② ○ 5 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 64 | 建設局 | 29工事 | 木工沈床の単価設定を適正に行うべきもの | | | | | | 0 | 0 | 51 |
| 68 建設局 29工事 コンクリート舗装工の積算を適正に行うべきもの ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | 65 | 建設局 | 29工事 | 現場塗装の積算を適正に行うべきもの | 0 | | | 0 | | | 0 | 51 |
| 72 下水道局 29工事 シールド掘進機等の単価設定を適正に行うべきもの ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | 67 | 建設局 | 29工事 | | | | | | | 0 | 0 | 51 |
| 【積算 (数量算出等) | 68 | 建設局 | 29工事 | コンクリート舗装工の積算を適正に行うべきもの | | | | | | 0 | 0 | 52 |
| 62 都市整備局 29工事 土留工の積算を適正に行うべきもの ◎ ○ ○ 5 66 建設局 29工事 内外壁のひび割れ補修等の数量算出を適正に行うべきもの ◎ ○ 5 70 水道局 29工事 外壁改修工事の養生費等の積算を適正に行うべきもの ◎ ○ 5 73 下水道局 29工事 仮設足場の積算を適正に行うべきもの ◎ ○ 5 【施行】 29工事 仮設足場の積算を適正に行うべきもの ◎ ○ 5 【施行】 29工事 掘削作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの ◎ ○ 5 【工事 (その他)】 63 病院経営本部 29工事 産業廃棄物処理の委託契約について元請業者を適切に指 ◎ ○ 5 【その他】 10 都市整備局 (株式会社多摩ニュータウン開発センター) 28財援 債務弁済後の会社及び局の関与のあり方について ◎ 3 2 2 会計管理局 28行政 審査における支出負担行為の確認について ◎ 3 2 2 会計管理局 28行政 会計管理者協議の承認内容に係るフォロー及び情報管理に ◎ ○ 3 3 港湾局 29定例 福防防災マガジンの有効活用を図るべきもの ◎ ○ 4 4 3 新京院 29定例 消防防災マガジンの有効活用を図るべきもの ◎ ○ 4 4 4 4 新京庁 29定例 消防防災マガジンの有効活用を図るべきもの ◎ ○ ○ 4 4 5 新京庁 29定例 消防防災マガジンの有効活用を図るべきもの ◎ ○ ○ 4 4 5 新京庁 29定例 消防防災マガジンの有効活用を図るべきもの ◎ ○ ○ 4 4 5 新京庁 29定例 消防防災マガジンの有効活用を図るべきもの ◎ ○ ○ 4 4 5 新京庁 29定例 積立金、教材費の個人別支出管理を確認できるよう事務処 ◎ ○ 6 4 6 7 新京庁 | 72 | 下水道局 | 29工事 | シールド掘進機等の単価設定を適正に行うべきもの | 0 | | | 0 | | | 0 | 53 |
| 66 建設局 29工事 内外壁のひび割れ補修等の数量算出を適正に行うべきもの ◎ ○ 5 70 水道局 29工事 外壁改修工事の養生費等の積算を適正に行うべきもの ◎ ○ 5 73 下水道局 29工事 仮設足場の積算を適正に行うべきもの ◎ ○ 5 【施行】 ② 1 | 【稍 | 遺算(数量算出等)】 | | | | | | | | | | |
| 70 水道局 29工事 外壁改修工事の養生費等の積算を適正に行うべきもの ⑤ ○ 長 73 下水道局 29工事 仮設足場の積算を適正に行うべきもの ⑥ ○ 長 【施行】 71 水道局 29工事 掘削作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの ⑥ ○ 長 【工事 (その他)】 63 病院経営本部 29工事 産業廃棄物処理の委託契約について元請業者を適切に指導・監督すべきもの ⑥ ○ 長 【その他】 10 都市整備局(株式会社多摩ニュータウン開発センター) 28財援 債務弁済後の会社及び局の関与のあり方について ⑥ ○ 長 11 会計管理局 28行政 審査における支出負担行為の確認について ⑥ ○ 日 12 会計管理局 28行政 寄査における支出負担行為の確認について ⑥ ○ 日 36 港湾局 29定例 福利厚生施設の使用許可に伴う運営状況報告の確認を適切に行うべきもの ⑥ ○ 日 37 東京消防庁 29定例 消防防災マガジンの有効活用を図るべきもの ⑥ ○ 日 47 教育店 29定例 消防防災マガジンの有効活用を図るべきもの ⑥ ○ 日 47 教育店 29定例 積立金、教材費の個人別支出管理を確認できるよう事務処 ⑥ ○ 日 | 62 | 都市整備局 | 29工事 | 土留工の積算を適正に行うべきもの | 0 | | | | | 0 | 0 | 50 |
| 73 下水道局 | 66 | 建設局 | 29工事 | 内外壁のひび割れ補修等の数量算出を適正に行うべきもの | 0 | | | | | 0 | 0 | 51 |
| 【施行】 71 水道局 29工事 掘削作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの ③ ○ 5 【工事 (その他)】 63 病院経営本部 29工事 産業廃棄物処理の委託契約について元請業者を適切に指 ③ ○ ○ 5 【その他】 10 都市整備局 (株式会社多摩 ニュータウン開発センター) 28財援 債務弁済後の会社及び局の関与のあり方について ① ○ ○ 2 11 会計管理局 28行政 審査における支出負担行為の確認について 12 会計管理局 28行政 会計管理者協議の承認内容に係るフォロー及び情報管理に ついて 36 港湾局 29定例 福利厚生施設の使用許可に伴う運営状況報告の確認を適切 に行うべきもの 37 東京消防庁 29定例 消防防災マガジンの有効活用を図るべきもの 47 教育庁 29定例 積立金、教材費の個人別支出管理を確認できるよう事務処 | 70 | 水道局 | 29工事 | 外壁改修工事の養生費等の積算を適正に行うべきもの | | | | | | 0 | 0 | 52 |
| 71 水道局 29工事 掘削作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの ◎ ○ E 【工事 (その他) 】 63 病院経営本部 29工事 産業廃棄物処理の委託契約について元請業者を適切に指 ◎ ○ E 【その他】 10 都市整備局 (株式会社多摩 28財援 債務弁済後の会社及び局の関与のあり方について ◎ 28財援 債務弁済後の会社及び局の関与のあり方について ◎ 28計管理局 28行政 審査における支出負担行為の確認について ◎ 3 28計管理局 28行政 金計管理者協議の承認内容に係るフォロー及び情報管理に ◎ ○ 3 36 港湾局 29定例 福利厚生施設の使用許可に伴う運営状況報告の確認を適切 ◎ ○ 4 47 教育庁 29定例 積立金、教材費の個人別支出管理を確認できるよう事務処 ◎ ○ 4 47 教育庁 47 47 47 47 47 47 47 4 | 73 | 下水道局 | 29工事 | 仮設足場の積算を適正に行うべきもの | | | | | | 0 | 0 | 53 |
| 【工事 (その他)】 63 病院経営本部 29工事 産業廃棄物処理の委託契約について元請業者を適切に指 ③ ○ ○ 5 【その他】 10 都市整備局 (株式会社多摩 ニュータウン開発センター) 28財援 債務弁済後の会社及び局の関与のあり方について 11 会計管理局 28行政 審査における支出負担行為の確認について 12 会計管理局 28行政 会計管理者協議の承認内容に係るフォロー及び情報管理に ついて 36 港湾局 29定例 福利厚生施設の使用許可に伴う運営状況報告の確認を適切 に行うべきもの 37 東京消防庁 29定例 消防防災マガジンの有効活用を図るべきもの 47 教育庁 29定例 積立金、教材費の個人別支出管理を確認できるよう事務処 | 【邡 | 运行 】 | | | | | | | | | | |
| 63 病院経営本部 29工事 産業廃棄物処理の委託契約について元請業者を適切に指 ◎ ○ 5 【その他】 10 都市整備局(株式会社多摩 ニュータウン開発センター) 28財援 債務弁済後の会社及び局の関与のあり方について ◎ 2 11 会計管理局 28行政 審査における支出負担行為の確認について ◎ 3 12 会計管理局 28行政 会計管理者協議の承認内容に係るフォロー及び情報管理に ◎ ○ 3 36 港湾局 29定例 福利厚生施設の使用許可に伴う運営状況報告の確認を適切 ◎ ○ 4 37 東京消防庁 29定例 消防防災マガジンの有効活用を図るべきもの ◎ ○ 4 47 教育庁 20定例 積立金、教材費の個人別支出管理を確認できるよう事務処 ◎ 4 | 71 | 水道局 | 29工事 | 掘削作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの | | | | | | 0 | 0 | 52 |
| 【その他】 10 都市整備局 (株式会社多摩 ニュータウン開発センター) 28財援 債務弁済後の会社及び局の関与のあり方について ② 2 2 3 1 2 会計管理局 28行政 審査における支出負担行為の確認について ② 3 2 3 6 港湾局 29定例 福利厚生施設の使用許可に伴う運営状況報告の確認を適切 ② 3 4 7 新京庁 29定例 積立金、教材費の個人別支出管理を確認できるよう事務処 ② 4 4 4 7 新京庁 29定例 積立金、教材費の個人別支出管理を確認できるよう事務処 ② 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 | | [事(その他)] | | | | | | | | | | |
| 10 都市整備局 (株式会社多摩 ニュータウン開発センター) 28財援 債務弁済後の会社及び局の関与のあり方について ② 11 会計管理局 28行政 審査における支出負担行為の確認について ② 12 会計管理局 28行政 会計管理者協議の承認内容に係るフォロー及び情報管理に ついて ③ 36 港湾局 29定例 福利厚生施設の使用許可に伴う運営状況報告の確認を適切 に行うべきもの ④ ○ 37 東京消防庁 29定例 消防防災マガジンの有効活用を図るべきもの ④ ○ ○ 47 新京庁 29定例 積立金、教材費の個人別支出管理を確認できるよう事務処 ● ○ ○ | 63 | 病院経営本部 | 29工事 | 産業廃棄物処理の委託契約について元請業者を適切に指 導・監督すべきもの | | | | | 0 | | 0 | 50 |
| 10 ニュータウン開発センター) 28所後 頂房开疳後の芸社及い局の関与のあり方について 2 11 会計管理局 28行政 審査における支出負担行為の確認について ◎ 3 12 会計管理局 28行政 会計管理者協議の承認内容に係るフォロー及び情報管理について ◎ ○ 3 36 港湾局 29定例 福利厚生施設の使用許可に伴う運営状況報告の確認を適切に行うべきもの ◎ ○ 4 37 東京消防庁 29定例 消防防災マガジンの有効活用を図るべきもの ◎ ○ ○ 4 47 新奈定 29定例 積立金、教材費の個人別支出管理を確認できるよう事務処 ◎ ○ ○ 4 | 【そ | その他】 | | | | | | | | | | |
| 12 会計管理局 28行政 会計管理者協議の承認内容に係るフォロー及び情報管理に ついて ⑤ ○ 3 36 港湾局 29定例 福利厚生施設の使用許可に伴う運営状況報告の確認を適切 に行うべきもの ⑥ ○ 4 37 東京消防庁 29定例 消防防災マガジンの有効活用を図るべきもの ⑥ ○ 4 47 教育庁 29定例 積立金、教材費の個人別支出管理を確認できるよう事務処 ⑥ ○ 4 | 10 | | 28財援 | 債務弁済後の会社及び局の関与のあり方について | | | 0 | | | | | 29 |
| 12 芸計官理局 2811政 ついて 36 港湾局 29定例 福利厚生施設の使用許可に伴う運営状況報告の確認を適切に行うべきもの ② ○ 4 37 東京消防庁 29定例 消防防災マガジンの有効活用を図るべきもの ③ ○ ○ 4 47 新奈定 29定例 積立金、教材費の個人別支出管理を確認できるよう事務処 ② ○ ○ 4 | 11 | 会計管理局 | 28行政 | 審査における支出負担行為の確認について | | | | | | | 0 | 30 |
| 30 使得同 29定例 に行うべきもの 9 0 4 37 東京消防庁 29定例 消防防災マガジンの有効活用を図るべきもの 0 0 4 47 教育庁 29定例 積立金、教材費の個人別支出管理を確認できるよう事務処 0 0 4 | 12 | 会計管理局 | 28行政 | | | | 0 | | | 0 | | 30 |
| 47 粉奈庁 20京側 積立金、教材費の個人別支出管理を確認できるよう事務処 0 4 | 36 | 港湾局 | 29定例 | | | | 0 | | 0 | П | | 40 |
| | 37 | 東京消防庁 | 29定例 | 消防防災マガジンの有効活用を図るべきもの | | | 0 | | | 0 | 0 | 40 |
| | 47 | 教育庁 | 29定例 | | | | | | | 0 | | 45 |
| 48 教育庁 29定例 特別支援学校における教材購入を適切に行うべきもの □ | 48 | 教育庁 | 29定例 | 特別支援学校における教材購入を適切に行うべきもの | | | | | | | 0 | 45 |

| | | | | | | 措 | 置 | 区 | 分 | | | |
|-----|----------------------------|----------|--|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 番号 | 対象局(団体) | 監査 種別 | 事項 | | | 1 | | | : | 2 | | 頁 |
| | | 1271 | | ア | イ | ゥ | エ | ア | イ | ゥ | ェ | |
| 49 | 教育庁 | 29定例 | 生徒会会計の繰越金を適切に管理すべきもの | | | | 0 | | | | | 45 |
| 50 | 教育庁 | 29定例 | 保護者の口座への振込手数料の負担を軽減する方法を採用 すべきもの | | | | 0 | | | | 0 | 46 |
| 51 | 教育庁 | 29定例 | 都立学校公開講座に係る実費の管理を適正に行うべきもの | | | | | | | | 0 | 46 |
| 52 | 教育庁 | 29定例 | 避難所等の開設・運営が円滑に行えるよう学校の危機管理 計画の見直しを指導すべきもの | | | | 0 | | | | | 47 |
| 53 | 教育庁 | 29定例 | 各学校が具体的なガス等の安全確認の方法を計画に定めるよう指導すべきもの | | | | 0 | | | | | 47 |
| 55 | 生活文化局 | 29定例 | 東京都防災(語学)ボランティアの活動促進について | | | | 0 | | | | 0 | 48 |
| 59 | 警視庁 | 29定例 | シルバードライバーズ安全教室の効果的な広報について | | | | 0 | | | | 0 | 49 |
| 75 | 総務局(公益財団法人東京都 人権啓発センター) | 29財援 | 文書管理に係る規定の整備を適正に行うべきもの | | | | 0 | 0 | | 0 | | 55 |
| 103 | 水道局(東京水道サービス株 式会社) | 29財援 | 創立記念行事のあり方を検討すべきもの | | | | 0 | | | | | 65 |

〔平成24年行政監査〕

| | 44.#H | | | |
|----|--------------|----------------------|---|---|
| 番号 | | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
| | 措置 | 区分 | | |
| 1 | 都市整備局 | 策針や悪にである。またでは、大き利務継の | 都市整備局がアプロートでは、多摩は18年間、18年間、18年間、18年間、18年間、18年間、18年間、18年間、 | 本件当時のようでは震きない。 (度1代宅4るいつ営用に 調の数結検住全め「事地案にの必測」記の譲 年生住 い洗に都活と 本所戸査ら営業 特土議にの必要を行ってきるのでは関する。対対に関するのでは関する。対対に関するのでは関するのでは関するのでは関するのでは関する。対対に関するのでは関するのでは関する。対対に関するのでは関するのでは関する。対対に関するのでは関する。対対に関するのでは関する。対対に関するのでは関する。対対に関するのでは関するのでは関する。対対に関するのでは関する。対対に関するのでは関する。対対に関するのでは関するのでは関する。対対に関するのでは関する。対対は関するのでは関するのでは関する。対対に関するのでは関する。対対に関するのでは関する。対対に関するのでは関する。対対に関するのでは関する。対対に関するのでは関する。対対に関するのでは関する。対対に関するのでは関する。対対に関するのでは関する。対対に関するのでは関する。対対に関するのでは関する。対対に関するのでは関する。対対に関するのでは関するのでは関する。対対に関するのでは関する。対対に関するのでは関する。対対に関するのでは関する。対対に関するのでは関する。対対に関するのでは関する。対対は関するのでは関する。対対に関するのでは関するのでは関するのでは関する。対対に関するのでは関するのでは関する。対対に関するのでは関する。対対に関するのでは関する。対対に関するのでは関する。対対は関するのでは関する。対対は関するのでは関する。対対は関するのでは関する。対対は関するのでは関する。対対は関するのでは関する。対対は関するのでは関する。対対は関するのでは関する。対対は関するのでは関する。対対は関するのでは関する。対対は関するのでは関する。対対は関するのでは関する。対対は関するのでは関する。対対は関するのでは関する。対対は関するのでは関する。対対は関するのでは関する。対対は関するのでは関する。対対は関するのでは関する。対対は関するのでは関するのでは関する。対対は関するのでは関する。対対は関するのでは関する。対対は関するのでは関する。対対は関するのでは関する。対対は関するのでは関する。対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する。対対は関する、対対は関する、対対は関するのでは関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する。対対は関する、対対は関する。対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する。対対は関する、対対は関する。対対は関する、対対は、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対は関する、対対 |
| | 1 ア イ ウ エ | 2 ア イ ウ エ | | これにより、本件土地の活用方針が 決定した。【 1-イ 】 |
| | 0 | 7 7 9 4 | | V 0 |

〔平成28年定例監査〕

| | 対象局 | | | |
|----|---------------|--|-------------------|---|
| 番号 | (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
| | 措置 | 区分 | | |
| 2 | 拘阮栓呂 本 | 電子カルテ の情報セ キュリティ 監査を すべきもの | | 平成29年5月開催の病院経営本部個人情報保護及び情報セキュリティ委員会にて、電子カルテ監査等の実施を定めた平成29年度情報セキュリティ監査計画を作成した。 この監査計画に基づき、平成29年11月に墨東病院、平成30年2月に神経病院において外部監査を実施した。【1-工】なお、平成30年度以降も継続的に都立病院の電子カルテ外部監査を実施する。 |
| | 1 | 2 | テの情報セキュリティ監査を実施され | |
| | アイウエ | アイウェ | たい。 | |
| | 0 | | | |

〔平成28年財政援助団体等監査〕

| 番号 | | 事項区分 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|--|--|---|--|
| 3 | オリンピッリンピック がある がある がある がある がある がある がある がある がある がある | ディー (©) エ () エ () エ () エ () (では、) エ () (では、) エ () (では、) (では、) エ () (では、) (では | 協会は、製品を指定して、49万 9,932円の自転車を4台購入し、自転車競技に係るトップアス等において、強化練習に利用している。 しかしながら、強化練習に利用することができる製品は他にもあるなられました。 製品の指定に合理的な理由が認められない。 協会は、競技用備品の購入に当たり適切な仕様を定められたい。 | 居は、よい、 にはをでのは、よい、 にはをでのは、よい、は、 といって、というでは、 をでいるというでは、 をでいるというでは、 をでいるというでは、 のは、よい、 のは、は、 のは、 の |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|------------------------------|---------------------------------|--|---|
| | 措置 | 区分 | | |
| 4 | 都市整備局 (東京地下 鉄株式会 社) | 委託単価等 について 正に だき もの | 会社は、産業廃棄物の収集・ 運搬より で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 | 会社は、平成29年8月31日を ものでは、自動更新となっため、平成 30年1月から産業廃棄物の収集・した。 また、再発防止を図るため、平成 30年1月から産業廃棄物の収集・した。 10年1月から産業ので変更を変更を変更を変更を変更する場合に関する場合にした。 20年1月が関する場合にした。 20年1月が関する場合にした。 20年1月が関する場合には、変更を書面で定めることを明記した。 20年1月が関するで変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変 |
| | ア イ ウ エ | 2 ア イ ウ エ ◎ ○ | 会社は、委託単価等について適正に 定められたい。 | |
| 5 | (東京地下 鉄株式会 社) | 特命随意契 で で も の 2 | 及り 電話で を で を を を で を を を を を で を を を を を を を を を を で を を の に の に の に の に の に の に の の に の の に の の に の の に の の に の の の の の の の の の の の の の | 会社は、平成29年8月31日を もって、自動更新となっている現契約 を解約した。 また、会社が調査を行った結果、自 動改札機等の処分に当たり、芸置内の 個人情報を適切に破壊した上確認 で売却であることがら、今後は原則として、 会後は原則として、 会を棄物として処理せずに、競争に を発し、平成30年3月に、 元却契約を行った。【2-イ】 |
| | アイウエ | ア イ ウ エ | 直されたい。 | |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|----------------|---|--|----------|
| | 措置 | 区分 | <u></u> | |
| | 福祉保健局 (社会福祉 | 実査行に実のをき 績をう、施状求も 特切と年定報る 審にも度分告べ エ フ ○ | は大きない。 一の大きない。 一の大きない。 一の大きない。 では、いったは一の大きでは、大きでは、いったは一のでは、いったは、では、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、 | ア 東京都・ |
| | | | | |

| | 対象局 | 事項 | | |
|----|--|---|---|--|
| 番号 | | , , , | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
| | 措置 | 区分 | | |
| 7 | 福(法症児守 祖社人心(る) 1 ウース は 1 カース | 契約 事 務 行 の 2 イ フ エ ア | では、 と対して、 と対して、 と対して、 と対して、 とがて、 を対して、 とがて、 を対して、 を対して、 をでであるに、 とのので、 を対し、 をでであるに、 をでですが、 といれ、 とのででを対約。、 でのい、 のでを対約。、 をでして、 をででした。 をででした。 をででした。 をででですが、 のでを対対のででで、 のでを対対のででで、 のでを対対のでで、 のででを対対のでで、 のででを対対のでで、 のででを対対のでで、 のででを対対のでで、 のででを対対のでで、 のででを対対のでで、 のででを対対のでで、 のででを対対のでで、 のででを対対のででで、 のででを対対のでで、 のででを対対のでで、 のでで、 のででを対対ので、 のでで、 のでで、 のででで、 のでで、 のででで、 のでで、 のででで、 のででで、 のででで、 のでで、 のでで、 のでで、 のでで、 のでで、 のでで、 のでで、 のでで、 のでで、 のでで、 のでで、 ので、 の | では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 |

| | 対象局 | # 1X | | |
|----|---|--------------------------------------|--|--|
| 番号 | (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
| | 措置 | 区分 | | |
| | 福 (行京寿ター) は、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、100円では、1 | 特別運営費 交付金を理 できもの | 財 自 を に で に で に に に に に に に に に に に に に | 法人より、「医用画像情報システム」、「超音波診断装置」等の医療機器購入のため、当該特別運営費交付金相当額を平成30年度に使用する予定との報告があった。 局は、引き続き、法人の予算作成や決算を通じて法人の医療機器購入状況を確認する。【1-工】 |
| | T / D / T / D / T / O O O | 2 ア イ ウ エ | 局は、使途予定のなくなった交付金 について、適切に処理するよう法人を 指導されたい。 | |
| 9 | 病院経営本 部 (公益財団 | 貸付物品に 係る管理を 適正に行う べきもの 2 | 認められた。 また、公社は、貸付物品について、 平成27年度末現在の使用状況報告を 都に行っているとしているが、現物確 認が行われていないことから、報告は 事実と異なる内容になっており、適正 でない。 公社は、有効な再発防止策を講じた | 工程は、平成29年2月2日で表現物確認の手工でである。 日本では、平成29年2月2日である。 日本では、平成29年2月である。 日本ででは、とと表現である。 日本のでは、とと表現である。 日本のでは、とのでは、とのでは、 日本のでは、 日本のでは、 日本のでは、 日本のでは、 日本のでは、 日本のでは、 日本のでは、 日のでのが、 日のでは、 日のでは、 日のでは、 日のでは、 日のでは、 日のでは、 日のでは、 日のでは、 日のでのの無質に のの無質に のの無でのの無でのの無でのの までは、 日のでののまでは、 日のでは、 |
| | ア イ ウ エ | アイウエ | | 渡を行った。【1-エ】 |

【意見・要望事項】

| | 対象局 | T - | | |
|----|-----|--------------|--|---------------|
| 番号 | | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
| щу | | 区分 | | m o lear pois |
| 10 | | 債の局あい ・ 一 | 株式ないでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の | (|

〔平成28年行政監査〕

【意見・要望事項】

| 【息 | 見・要望事 | 火 】 | | |
|----|---|--|---|---|
| 番号 | 対象局 (団体) | 事項区分 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
| 11 | 企业效用 已 | 区分 審査におけ担認 け担認 | 分割概算名が書きない。 者に、 を定し、 を定し、 を定し、 を定し、 を定し、 をでした、 をでした。 ででした。 をでいた。 をでいたいた。 をでいた。 | 平成28年度な対し、 精算省のに対し、 特別のに対し、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでいた。 をででは、 のので、 |
| | - T / ウ エ / T / T / T / T / T / T / T / T / T / | 2 アイウエ © | は、必要に応じて、リスクの低減等に向けたきめ細やかな対応が望まれる。 会計管理者は、会計事務規則に基づ | 重大な不備と判断したものは返付して 是正を求めており、今後も同基準を適 時見直し、よりきめ細やかな審査実務 を執り行っていく。 前渡金の増額を承認していた各局の |
| 12 | 会計管理局 | 会計管の 会議 会議 では では では では では でいれ でいれ でいれ でいれ でいれ でいれ でいれ でいれ | き、 は、 なることを は、 なることを がある。 でない、 ない、 がい、 がい、 がい、 がい、 がい、 がい、 がい、 が | 前渡金のの 部署に会議では、 大きなに、 のでする。 では、 のでする。 では、 のでする。 では、 のでする。 では、 のでする。 では、 のでする。 では、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のでででするがでする。 でででするができる。 でででするができまででででできる。 ででででするができる。 ででででするがででできる。 ででででするがででできる。 ででででででできる。 ででででででできる。 でででででででででででででででできる。 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで |
| | | | など、会計管理者協議の承認内容に係るフォロー及び情報管理が望まれる。 | |

[平成28年度各会計歳入歳出決算審査]

| 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 | | 14 M T '74 | | | | | |
|---|----|------------|-------|--|---|--|--|
| 雑入において、調定額が17万2,926円過大に計上されている。 (イ)(款)諸収入(項)雑入(目)雑入に計上されている。 (イ)(款)諸収入(項)雑入(目)雑入において、収入済額が4万6,845円過大に、4万570円過小に計上されている。 (ウ)(款)諸収入(項)雑入(目)雑入において、収入未済額が18万8,051円過大に、2万1,400円過小に計上されている。 (エ)(款)諸収入(項)雑入(目)雑入において、収入未済額が18万8,051円過大に、2万1,400円過小に計上されている。 (エ)(款)諸収入(項)雑入(目)雑入において、還付未済額が2万1,400円過小に計上されている。 (エ)(款)諸収入(項)雑入(目)雑入(国)雑入(日)雑入において、還付未済額が2万1,400円過小に計上されている。 | 番号 | (団体) | , , , | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 | | |
| | 13 | 1 | ついて | 雑入において、調定額が17万 2,926円過大に計上されている。 (イ)(款)諸収入(項)雑入(目) 雑入において、収入済額が4万 6,845円過大に、4万570 円過小に計上されている。 (ウ)(款)諸収入(項)雑入(目) 雑入において、収入未済額が18 万8,051円過大に、2万 1,400円過小に計上されている。 (エ)(款)諸収入(項)雑入(目) 雑入において、環付未済額が2万 1,400円過小に計上されている。 | 保管していたことにより収入済額過小及び収入未済額過大となった過払い返還金について、各学校を指導し、納付させた。【1-エ】 部は、平成29年10月25日に、給与担当者向け事務説明会を行い、過払い返還金の即日納付について説明し注意喚起した。 また、給与システムガイドブックを平成29年10月31日に改訂し、納付書分割・再発行による過払い返還金の速やかな納付について周知徹底し | | |

〔平成29年定例監査〕

| 【拍燗爭垻】 | | | | | |
|--------|-------------------|-------------------------------------|--|---|--|
| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 | |
| | | 区分 | | | |
| 14 | 青少年・治 安対策本部 | 1 時間未満 の実施時の の取扱いべき もの | 本部では、 を主要を を主要を を主要を を主要を を主要を を主要を を主要を を主要を を主要を を主要を を受要を を受要を を受要を を受要を を受要を を受要を を受要を を受要を を受要を を受要を を受要を を受要を を受要を を受要を を受要を をである。 を受要を をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をでする。 をでする。 にでの作業で にでの作業で にでのもした。 にでのもした。 にでのもした。 にでのもした。 にでのもした。 にでのもした。 にでいる。 にでいる。 にでいる。 にでいる。 にでいる。 にでいる。 にでいる。 にでいる。 にでいる。 にでいる。 にでいる。 にでいる。 にでいる。 にでいる。 にでいる。 にでいる。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 | 平成30年度からの当該安全教室事業の契約について、委託内容の見面扱とを行い、1時間未満の実施時間の分未満は切捨て、30分未満は切上げ)を仕様書に明記した。【2-イ】また、仕様書の作成に当たり、ッカルとのでは、当まで、生様書の作成に当たり、ッカルとのでは、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、一方にをは、当時では、一方には、一方には、一方には、一方には、一方には、一方には、一方には、一方に | |
| | ア イ ウ エ | | 未満の実施時間の取扱いを定められたい。 | | |
| 15 | 主税局 | ○ ○ | 地方税法によると、公共の用に供する道路には、固定資産税・都市計画税を課することができない。しかしながら、豊島及び大田都税部の開に供する道路と認識を出たができない土地を道路とは適正でし、非課税としていることは適正でない。その結果、2件について、8万5,000円の課税不足が発生している。所は、非課税とする公共の用に供する道路を適正に認定されたい。 | 間根語の大力では 一次では 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一ので 一ので 一ので 一ので 一ので 一ので 一ので 一の | |
| | 1 ア イ ウ エ ◎ | 2 ア イ ウ エ | | 摘事案について報告し、都税事務所に 注意喚起を行った。【2-エ】 | |
| 16 | 環境局 | 委託の作業 報告を適切 に指導すべ きもの 2 | 仕様書では、受託者は作業完了後、 1週間以内に作業報告書を提出するよう定めている。 ところが、受託者から提出された作業報告書を見ると、作業日の属する月の末日に1か月分の作業報告書がまとめて提出されており、適切でない。 自然環境部は、作業の報告について受託者を適切に指導されたい。 | 平成29年度契約に関しては、受託者と協議の上、作業報告書の提出期限を1か月以内とすることで仕様を改め、平成29年11月に協議書を取り交わし、以後仕様に沿った報告を受けている。 また、平成29年度のその2委託契約及び平成30年度の準備契約において、作業報告書の提出期限を1か月以 | |
| | アイウエ | ア イ ウ エ | | 内とする仕様書に改めた。【2-1】 | |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|--------------|---|---|--|
| | 措置 | 区分 | | |
| 17 | 環境局 | 業務の履行 が確認でき るよう適切 に仕様書を 作成すべき もの | 自然環境部は、ノネコを引き取った時点及び動物病院等に引き渡した時点において写真を撮影し、作業報告書に添付して提出するよう受託者に口頭でおった。ところで、受託者から提出された写真を見ると、個体を識別できる番号等が写真では確認できないことが認めた。 これは、履行確認の方法について具体的に仕様を定めていない。といるのであり、適切でない。 | 平成29年度契約に関しては、東京都獣医師会と調整の上、新たに個体番号等を記入した作業完了確認書を使用し、搬送先の動物病院の確認を得るよう仕様を改め、平成29年11月に協議書を取り交わし、以後仕様に沿った報告を受けている。 また、平成29年度のその2委託契約及び平成30年度の準備契約において、作業完了確認書の使用を仕様書に追加した。それにより、受託者に適切な履行を指導する。【2-イ】 |
| | 1 ア イ ウ エ | 2 アイウエ © | 部は、業務の履行が確認できるよう、適切に仕様書を作成されたい。 | |
| 18 | 環境局 | 委託の作業 報告を適切 に指導すべ きもの | 仕様書では、受託者は処置完了後速やかに感染症対策等実績報告一覧表を提出するよう定めている。ところで、受託者から提出された一覧表を見ると、契約期間に係る全ての処置について、平成29年1月31日にまとめて提出されており、適切でない。 | 平成29年度契約においては、受託者と協議の上、半期ごとに報告を求めることとし、平成29年11月に協議書を取り交わし、9月末までの前半期報告を受けた。 また、平成30年度の準備契約では、半期ごとの報告を行うように仕様書を改めた。【2-1】 |
| | ア イ ウ エ | 2 アイウエ © | 自然環境部は、作業の報告について 受託者を適切に指導されたい。 | |
| 19 | 環境局 | 業務の履行 が確認で切 るよう適切 に仕様書を 作成すべき もの | 受託者から提出された一覧表を見ると、病院名や処置日、処置状況等については記載されているものの、これらを確認できる資料が添付されていないことが認められた。 感染症対策等の処置が行われていることを確認するための具体的な資料の提出について、仕様書で定めていないことは、適切でない。 自然環境部は、業務の履行が確認できるよう、適切に仕様書を作成されたい。 | 受託者の東京都獣医師会が、各動物病院における処置内容を確認するためのカルテの様式案について、試行・検証を行い、業務の履行が確認できるものとなった。 平成29年度契約においては、仕様書で定める実績報告一覧表の処置状況を区分し、カルテに記載された処置容が反映される様式に改めた。平成29年11月に協議書を取り交わし、前半期報告から使用した。 また、平成30年度の準備契約において、仕様書で定める実績報告一覧表 |
| | 1 ア イ ウ エ | 2 ア イ ウ エ ⑤ | | の様式を改めた。それにより、受託者 に適切な履行を指導する。【2-イ】 |
| 20 | 福祉保健局 | 資金償還時 の手続を適 切に行うべ きもの | 西多摩福祉事務所は、母子・父子 庭等に対し、母子及び父子並びに寡婦 福祉法(昭和39年法律第129 号)、東京都母子及び父子福祉資金貸付規則等に基づき、修学資金等の 付規則等に基づき、修学資金等の 規則には、償還金の猶予を受けよが 規則には、償還金を支払うことと 地であることを記する。 しかしながら、毎月の償還額を する要更に関する書類を徴していない する変更に関する書類を徴していない ことが認められた。 | 所は、減額理由について、償還方法変更申請書の補足資料として、申請時の相談記録を添付した。償還期間の変更については平成29年10月6日付償還方法変更申請書を受け、同年10月30日付けで変更決定を行った。【1-エ、2-ウ】 |
| | T | 2 ア イ ウ エ | 所は、償還手続を適切に行われたい。 | |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|--------------------|---|--|--|
| | 措置 | 区分 | and the late of th | day y |
| 21 | 福祉保健局 | 委託契約の 完了検査を 適切に行う べきもの 2 | 高齢社会対策部では、百歳の長寿を祝福し、記念品及び祝状を贈呈する歳訪問事業を行っている。 祝状の筆耕契約について、部はとと、数名数が変化したため、契約新したとのを指示している。 数の履行を確認したとしているが資としてといるが提出した委託完了届の添付資。 とこれでいる。 数の履行を確認したとして届の添付資。 とこれでいる。 実際の履行内容と異なる委託完工とは 実際の履行内容と異なる委託完工とは適切でない。 | 部は、平成29年度契約において、 筆耕受託者に渡した名簿に、部が通知 した贈呈対象外者に受託者がチェック を別れて反映させたものを、納品時に 提出させるとともに、梱包業者の祝状 受領書から、筆耕を行った対象者・ 数の確認を行った。【2-イ】 平成30年3月19日に、再発防止 のため、部内の課長代理会を実施し周 知を行った。【2-エ】 |
| | アイウエ | アイウエ | 部は、委託契約の完了検査を適切に 行われたい。 | |
| 22 | 福祉保健局 | ◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | 高齢社会対策部では、百歳の長寿を祝福し、記念品及び祝状を贈呈する高齢を表訪問事業を行っている。 祝状の筆耕、記念品等の梱包・発送業務委託契約では、各受託者に「個とされるところ、いずれも作成日が委託完了日と一致しており、安全管理体制を書面で確認する前に個人情報を受託者に引き渡していると認められた。 | 部は、平成29年度の筆耕委託及び梱包発送委託において、契約時に、受託者の個人情報の安全管理体制についての報告を受けた。【2-イ】周知・再発防止のため、平成30年3月19日、部内の課長代理会を実施した。【2-エ】 |
| | アイウエ | ア イ ウ エ | 部は、個人情報の安全管理を適切に 行われたい。 | |
| 23 | 福祉保健局 1 ア イ ウ エ | (a) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c | 選定していることが認められた。 特定の製品の購入に当たっては、製品を指定する理由を明らかにしておる必要があるが、会議録では指定理由の記載がなく、また、購入契約手続においても指定理由は示されていない。 このことは、契約事務を公正かつ経済的に行う上で適切でない。 実務学校は、食品買入業者の選定に当たり製品を指定する理由を明らかに | 平成30年度前期の乳製品の買入れ契約の「仕様及び規格」(仕様書)について製品を指定せずに「乳酸菌飲料」と表記を改めた。改定した「仕様及び規格」(仕様書)を今後の契約手続で使用していく。【2-イ】平成29年8月25日付事務連絡により、部内へ当該指摘事例の概要及び今後の適切な処理について周知し、再発防止を図った。【2-エ】 |
| | | 0 0 | されたい。 | |
| 24 | 福祉保健局 | 災害救助用 食料の精算 処理を適切 に行うべき もの | 着払いで部へ送付するよう依頼している。この費用について、食料購入時の 箱数をもとに、81万1,300円の 予算を確保していたが、精算の結果していた。 8万7,320円の戻入れが発生したいた。 部域が減り、戻入れが発生したとを連ていた。 が成訓練等での使用にたたを連ていた。 がが災訓練等によたとを連ていた。 での記録をしていた。 がのでが発生した。 をは、防災訓練等にはたとを連ていた。 での記録をしていた。 をは、防災訓練等にはたとを連ているが、より行っている。 での記録による台帳等への記録によるとが表が不明であることが認められた。 | 部は、「東京都災害救助用食料備蓄一覧」(台帳)により備蓄数量等の管理を徹底した。 理を徹底した。 平成29年11月28日に行った島しょからの物資回収の際には、回収する数量を島しょの担当者に事前に確認した。また、郵便局発行の領収書により適切に精算処理を行った。 【2一ウ】 |
| | アイウエ | アイウエ © | 部は、災害救助用食料について、在 庫管理などを行い、精算処理を適切に 行われたい。 | |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|-----------------------------|--|--|---|
| 25 | 措置 | 区分 | 発生の都を基金に繰り入れることをのおり、 をおいるとのでは、りず、カコンとのでは、りが運用利子、799 対は、りず、カコンででは、りが運用利子、799 大田では、1000 でででは、1000 でででは、1000 ででは、1000 でででは、1000 でででは、1000 でででは、1000 でででは、1000 でででは、1000 でででいる、1000 でででは、1000 でででは、1000 でででは、1000 でででは、1000 でででは、1000 でででは、1000 でででは、1000 でででは、1000 ででででででは、1000 でででででででいるででは、1000 ででででででいるででででいるでででいるでは、1000 ででででででいるでででいるででは、1000 でででいるででででいるでででいるでででいるでででは、10000 でででいるででででいるでででいるでででいるででは、1000 でででいるでででいるでででいるでででいるでででいるででは、1000 でででいるでででいるでででいるででいるででいるででは、1000 でででいるででいるでででいるでででいるでででいるででいるでででいるででいるでで | 部は、財団より金額及び基金の残高の投票を受け、財団よる利子収入金額及び基金の人におり、財団、財産を受け、財産を受け、財産を受け、財産ののののののでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して |
| | T | - 2 ア イ ウ エ ◎ ○ | 部は、基金に係る財団の会計処理及 び残高を財団の経理書類等により確認 するなどして、出えん金の管理を適正 に行われたい。 | |
| | 病院経営本 部 | 契約書等出等 報告等の を を と り の の の の の の の の の の の の の の の の の の | 次の問題点が認められた。 ① 委任案件指定から初回交渉る。 ② 3か月を要している案件書作成が表表で、3か月を要がある。 ② 最終交渉から終了報の期間が経過して、一次でのででででででででででででででででででででででででででででででででででで | 部は、平成29年10月27日付けの「都立病院における医療費の債権整理・回収業務の弁護士委任」契約において、業務開始や報告書の提出等の時期を定めた。【2-イ】 また、平成29年12月5日に開催した「都立病院平成29年度案件ガイダンス」において、弁護士と綿密なされて、が多かを適宜確認することが適けに行っていくよう個知した。【2-ウ】 |
| | アイウェ 1 フィウェ | T √ √ √ T √ √ √ | 部は、契約書等に業務開始や報告書 の提出等の時期を明確に定められた い。 | |

| ₩. 🗆 | 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|------|----------------|--|---|---|
| 番号 | (団体) 措置 | 区分 | | |
| | | 契約書等に 委任事務の 終了のいき いるべき の | サービス推進部は、都立病院医療費の債権回収を促進するため、督促状送付、電話及び文書催告、納付相談なる。 回収委任案件について見たとこう 神経病院が弁護士法人に対し、直務絡を 神経病院が弁護士法人に対し、連絡者を行っているにもかかわらず、報告書を 行っているにもかかわらず、報告書していないままれたで対し、病院及び部は、これを受領している。 契約書を見たとと書きは、数とときは、報告書を提出する、終了の要件についての定めが | 部は、平成29年10月27日付の「都立病院における医療費の情権理・回収業務の弁護士委任」契約における医療力をで、委任事務の終了要件(①成立力を表するので、のでではないで、のでではないで、のでではないで、のでではないで、のででではないで、のででではないで、のでではないで、のでではないで、のでではないで、のでではないで、のでではないで、のではないで、のでではないで、のではないでででは、ではないで、はまでは、このではないではないでは、は、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、 |
| | - 1 ア イ ウ エ | - 2 ア イ ウ エ ◎ ○ | ないことが認められた。 部は、契約書等に委任事務の終了の 要件を定められたい。 | |
| 28 | 病院経営本部 | 契約書等に 報告内容の 詳細につい て定めるべ きもの | サービス推進部は、都立病院医療費の債権回収を促進するため、督促状送付、電話及び文書催告、納付相談なる。 回収委任案件について見たところ、終了報告書で架電したとしているもの、報告書添付の交渉記録には架電の時等が記載されていない案件が認められた。 これは、契約書等に報告内容の詳細について定めていないことによるもれた。である。 | 部は、平成29年10月27日付けの「都立病院における医療費の債権整理・回収業務の弁護士委任」契約において、記載項目を規定した報告書様でとめた。【2-イ】また、平成29年12月5日に開催した「都立病院平成29年度案件ガイダンス」において、弁護士と綿密なされずを取り、委任契約の内容が遵守されずいるかどうかを適宜確認することで、進捗管理を適切に行っている病院に周知した。【2-ウ】 |
| | | イ ウ エ (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2 | ついて定められたい。 複写サービスに係る契約につとがでは、長期継続契約を締結することがいてきる契約を定める条例施行規則において、長期継続契約を締結することができるところで、大塚病院における契約であるところで、大塚病院における契約が見たところ、同様の単年度契約が引いることを見たとに、同様のことが認められては、手続の契約については、長期継続契率化が見込まれることからよれる。これらの契約については、長期継続契率化が見込まれることから長期継続契 | 本部では、平成29年6月8日に契約事務に関する研修を実施し、長期継続契約の対象を改めて説明した上で、適切な契約事務の進め方について周知徹底した。 また、平成29年10月19日付けで「医療器械保守委託契約等への長期にで「医療器械保守委託契約等への長期継続契約の適用についても長期継続契約を行うよう改めて周知徹底した。 【2-工】 大塚病院は、平成30年度から長期継続契約に移行である複写機について長期継続契約において長期継続契約と、準備契約において長期継続契約を |
| | ア イ ウ エ | ア イ ウ エ | M | 締結した。【2-イ】 |

| <u> </u> | を措置の概要 |
|----------------------------------|---|
| 措置区分 河川部は 河川事業に係ろ単価型 第一建設事務所 | け 施工内容の確認を適 |
| 第について、道路維持関係の正ととして運用へいる。 第14日 | 徹るっは代指、を者に は指な約年約区工のロ、行たに時の適2所て周工更 確て事材た3者契る導確】事どめ年て、容額当よ底際た、理示施提を、 、示いで4にで事流一関い。つ期関正一は単知事に 認い務処こ2よ約と強認 務、た4、周確を者りの世22おし容都す職 部種に契ら。、指改作署係、はい等事 成約う2こ 成【は誤よは還かにび底 、主 8員底請し査額の出【22おし容都す職 部種に契ら。、指改作署係、はい等事 成約う2こ 成【は誤よは還かにび底 、主 8員底請し査額を、工年で日請遅こを にび事を事 督、をし管類示所十対実 9指と0を に一本で、平れ発受督た 算課 、工たの資当産人議】7、に書滞と指 ま金務し務 を監行、理の限内分し施 年示も万説 指工来当過成た生注員。 基と 河事。決料者認事を 月指速等なに導 た額所て所 し督っ平課確度で検でし 3限に円明 示】、該大2。材者に 準調 川事 裁を・異開 5示やにくつし がのをい全 でをた成、認額連討説で 月度、をし 金 別単と9 処へよ の整 部務 時添課行動催 日記かつ確い る確2た体 い行。 管にを携 い 1金河超 額 契価 年 分のる 改を 通担 に付長う動催 |

| | 対象局 | 車店 | | |
|----|------|--|---|--|
| 番号 | (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
| | 措置 | 区分 | | |
| 31 | 建設局 | 単価契約の 適正かつ効 率的な執行 を確保すべ きもの | 河川東京 は 関連 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で | 29建河防第14号(平成29年4 月28日付)により、河川等のにより、河川等のにより、河川等の間には多り、河川等の間にではなり、河川等の指標のででは、1日当時には、1日当時ででは、1日当時ででは、1日当時では、1日当時では、1日当時では、1日当時では、1日当時では、1日当時では、1日当時では、1日前のは、1日前のは、1日前のは、1日前のは、1日前のは、1日前のは、1日前のは、1日前のは、1日前のは、1日前のは、1日前のは、1日前のは、1日前のは、1日前のは、1日前のは、1日前のは、1日前のは、1日前のは、1日前のは |
| | アイウエ | アイウエ | 正かつ効率的な執行を確保されたい。 | |
| 32 | 建設局 | ○ ○ 不 ○ | の判断を行うとしていることによるものである。 しかしながら、受託者が、部に報告 することなく行える補修の範囲(状態 | 施決定は、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の |
| | アイウエ | ア イ ウ エ | | 安託者の判断により、 個修を行うこと とした。 【2-イ】 |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|----------|--|--|--|
| 33 | 建設局 | 区分 業務の進歩で 一選を 一選を 一選を 一選を である。 一選を である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 | 河川部は、基本協大の東京協大の大学のでは、基本協大の大学を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を | 平成29年度の資金計画においては、第2四半期での事業費を経まえ、じるたととります。 第2四半期での事業が発生ととりがであるには、資金計画とは、資金計画とは第1四半期には第2四半期には第1四半期に大きのがである。第4四半期は、不可能が発生の事別を持った。 また、同種の概算払の事例を精査をいた。 また、同種の概算払の事例を精査をいた。 また、同種の概算払の事例を特別とのでは、できたれぞいのでは、資金計画を作成し、資金計画を作成は、資金計画を作成は、資金計画を作成は、資金計画を作成は、資金計画を指数を表が発生した。【2一寸】 |
| | ア イ ウ エ | 2 アイウエ © | 部は、業務の進捗状況に応じて概算 払を適切に行われたい。 | |
| 34 | 港湾局 | 積算を適切 に行うべき もの 2 | 総務部、東京港管理事務所及び調布 飛行場管理事務所が結と、次のと対して見るを関係ので見ると、次のといり、通知でない事例が認められた。 り、人件費の単価の根拠が不らのでは、 り、また、燃料費のている。 り、また、制力となるのではない。 り、また、制力となる。 り、また、制力となる。 は一個の根拠が確認できない。 り、参考見積りの価格精査を行わるといるがある。 がかったため、直接人件費である。 たりの単価である。 かったため、直接人件費である。 となる質点を誤した。 とれたが、 | 各部所は、積算内容について、主副担当者間での確認体制の強化を図った。【2-ウ】 平成29年度及び平成30年度の開種の契約に係る積算については、単額の契約に係る積算については、単額の契約に係る積算標準単価表の関係を用いて人件費を積算するなど、各単価表や諸経費率を用いて、各単価を明確にした。【2-イ】な単価表の根拠を明確にした。【2-イ】なり、事務担当者向けに、事務担当者向けに、監査結果説明会を平成29年10月11日に開催し、背景の表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表 |
| | アイウエ | ア イ ウ エ | 部等は、積算を適切に行われたい。 | ントについて周知することで、再発防 止の取組を行った。 【2-エ】 |
| 35 | 港湾局 | 東京港の 京楽 大楽 大楽 大楽 で で で で で で で で で で で で で | 総務部は、家語とのにより、 東京港のにより、 東京港のにより、 東京港ののにより、 東京港ののには、 を委託して、 のには、 | 部は、平成29年度各四半期の支払に当たっては、見込まれる不用額を精査し、必要最小限度の資金を行行をで受領するともに、発生書を用いて確認を行びないないかない。【2-イ】となって、事務担当者向けに、11年の大き、前の大き、前の大き、前の大き、前の大き、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一 |
| | ア イ ウ エ | 2 ア イ ウ エ ⑥ □ ○ | 握した適正から必要取小限度の資金交付となっておらず、適正でない。 部は、概算払を適正に行われたい。 | |

| | | 対象局 | | 重 | 項 | | | |
|----|----|--------------|----|---------|------------------------|------------|--|--|
| 番号 | | (団体) | | | | | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
| | | ? | 昔置 | 区分 | | | | |
| 36 | 港灣 | 弯局 | | 福設可営の切き | 世半兄を 用う報をう で | 午重言 | 東京港院では、 東京港で使用が 東京港で使用が 東京港で使用が 東京港ででは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 ででしていいででででででででででででででででででででででででででででででででで | 所は、当該福利厚生施設の自動販売機、売店、食堂等の運営施設全体の収支報告について、使用者と調整を行った結果、利用状況報告書に収支報告書を添付させ、これらの運営状況報告についての確認を行った。【1-エ】 今後は、施設の増設等運営内容にの内容を見直し、施設の実態に合ったものに改める。【2-イ】 |
| | | 1 | | | 2 | | う運営状況報告の確認を適切に行われ | |
| | ア | イウ | 工 | アイ | ウ・ | 工 | たい。 | |
| | | | 0 | 0 | | | | |
| 37 | | 注消防 。 | | | /の有 目を図 きもの 2 | | | 防災部は、不成29年6月から、各 消防署におけるメール隔離案を作成、平成29年10月標子を作成、平たりででは、 1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1 |
| | ア | イウ | | アイ | ウ | 工 | れたい。 | が行われた。【1-エ】 |
| | | | 0 | | \bigcirc | \bigcirc | | |

| 番号 | 対象局 (団体) 措置 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|---------------------------|---------------|---|-----------------------------------|
| 38 | 下 水道局 ア イ ウ エ ② | 出の現で表表を記している。 | 把定確に 一型では、のである。 一型では、のである。 につうるの。 につうるの。 にいし、のでが、は、いいがに、いいがに、のである。 にいいし、のでが、いいがに、いいがに、のである。 にいいし、のでが、いいがに、いいがに、のである。 にいいし、でいいでは、これで、いいがに、これで、いいがに、これで、いいがに、これで、いいがに、これで、いいがに、これで、いいがに、これで、いいがに、これで、いいがに、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで | ① は業務では、しず2向的、けつ業成認務成た 査施 る 場書年びに |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|-----------------------|---|---|---|
| 39 | 滑置 | 区分 (でする) (では | 施設管理部は、出張所業務委託契約の積算において、他企業工事等との所清掃工並びに故障等との所清掃工並びに対験的しての表別を表記を表別で、大きないのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般 | 施設等主義を を を を を を を を を を を を を を |
| | ア イ ウ エ | 2 ア イ ウ エ | | 続のとおり運用し、積算の適格性を確保していく。【1-エ、2-ウ】 |
| 40 | 教育庁 | 生産品の袋 詰め等について る記録切に 指導すべき もの | 農芸高等学校では、農場管理業務委託契約により、販売に加え、農産物等販売単位が袋、東、パックで決めて袋もも、農産物の重さいる。 を行わせている。 都立学校教育部は、生産品の袋詰め等について、「価格決定のための単位呼称が異なる。 等につための単位呼称が異なるに、数量、単位呼称は併記すること」と指導しているが、この表現ではおける具体的な取扱いが明確でない。 | 都立学校教育部は、生産品の販売に当たり持ち込んだ数量と販売した数量を必ず確認し、数量の管理を適正に行うよう、平成30年3月7日に各学校へ通知し、周知徹底を図った。 【1-工】 |
| | - 1 ア イ ウ エ - ○ | 2 ア イ ウ エ | 部は、生産品の袋詰め等に係る記録 について適切に指導されたい。 | |
| 41 | 教育庁 | 各学校の者が 手頭し 手頭を 手の を を が を が は を が は の が も の の の で の お が の の の の の の の の の の の の の | 払いについて、債務者から現金で分割 納付を受けた際等に、各学校の給与取 扱者の預金口座に入金しているが、速 やかに都に納付していない。 これは、過払い額が一括で納付され なかった場合、各学校の給与取扱者 は、人事部に納付書の作成依頼を行っ て送付を受ける必要があるが、部は、 | 人事部は、各学校の給与取扱者口座に保管されていた過払い返還金について、納付書の分割再発行依頼を行った上、再発行納付書を用いて速やかに納付するよう各学校に説明・指導し、納付させた。【1ーエ】 部は、平成29年10月25日に、給与担当者向け事務説明会を行い、過払い返還金の即日納付について説明し注意喚起した。【2ーエ】 また、給与システムガイドブックを平成29年10月31日に改訂し、納付書分割・再発行による過払い返還金の速やかな納付について周知徹底した。【2ーウ】 |
| | アイウエ 0 | - 2 アイウエ © ○ | 部は、各学校の結び取扱者が受領した給与過払い返還金を速やかに納付するよう指導されたい。 | |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|---------------------------|---|---|---|
| 42 | #置 教育庁 1 ア イ ゥ エ | 区分 現金支給を取り指し は し | 人事部は、各学校からの依頼に基づき、給与等を現金支給する場合、各学校の給与取扱者の口座に振り込んでいる。 しかしながら、給与の過払い等がある場合に、各学校の給与取扱者の口座に長期間留め置いている事例があり、適正でない。 部は、現金支給した給与を適正に取り扱うよう指導されたい。 | 人事部は、学校の給与取扱者の配置に基づき給与は、納額に基づき給与過払いまう当該校に説明を記述やかに納付するよう当ばを記述をかに納付させた。【1-エ】 は今日と、平成29年10月25日に、給与取扱者の連続をいた。【2-エ】 に給与取扱者の連続をいた。【2-エ】 に対して、場別した。【2-エ】 に対して、場別した。【2-エ】 を納額に充当喚起した。【2-エ】 を納額に充当喚起した。【2-エ】 を納額に充当喚起した。 【2-ブリし、場別の速やかな納付について周知徹底し |
| | | | 東切け 炒片笠塩打 いの海姉がわ | た。【2-ウ】 |
| 43 | 教育庁 | 過払い給与 債権の滞納 整理を効果 的に行うべ きもの | 人事部は、給与等過払いの返納がない場合、過払い当時の債務者所属学校に督促、催告及び債権管理台帳の作でを行わせ、年2回台帳を提出さる。のでは、企業で支払能力がないをですがないをですがないものでですがないとでですがある。とのであるが、滞納整理を効果的にであるが、滞納整理を効果的にのよりであるが、滞納を受けられた。人事部は、各学校を指導するなど | 給与債権管理台帳を基に各学校の督促及び催告の進捗状況等を詳しく聞き取り把握し、債権管理状況を的確に踏まえた上で、学校ごとに滞納整理の外体的な方法を示して個別指導を行った。【1-エ】 平成29年10月25日に、給与担当者向け事務説明会を行い、効果的な滞納整理について説明し注意喚起した。【2-エ】 |
| | アイウエ | ア イ ウ エ | て、過払い給与債権の滞納整理を効果的に行われたい。 | |
| 44 | 教育庁 | 病検なな 病検で がで がで がい で がい で に で な に で に で に で に で に で に で に で に に に に に に に に に に に に に | 横る地を検比数 受年 度 録に いった でばに指を 契不 が かった ではにずるのからに 2 超部 が 2 でが、 2 でが、 2 でが、 2 でが、 3 とのでは、 3 とのでは、 4 とのでは、 5 を表生といる。 6 を表生といる。 7 を表生のでは、 6 を表生といる。 7 を表し、 6 を表生といる。 8 を表生といる | ついて、専門医、臨床検査技師等の意 見を踏まえ、蛋白(+)以上、潜血 (+)以上、糖(±)以上のいずれか |
| | アイウエ | ア イ ウ エ | 部は、過大な検診を行わないよう、 検査精度を確認されたい。 | |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|-------------|--|--|--|
| | | 区分 | | |
| 45 | ********** | 適切な修繕を行うよう | では、不東と 小、「、不東と 、不東と 、不東と 、不東と 、不東と 、不東と 、不東と 、不東と 、、不東と 、、不東と 、、不東と 、、不東と 、、不東と 、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | 年度年うさ完 年た一堆除】作約提検 不 し営 た馬 明頼 な縁 を |
| | アイウエ | アイウエ | | ンター支援室担当は個別管理し、進 捗状況を随時確認すること |
| | 0 | 00 | | DANDE CREATING A CC |
| 46 | 1 | 各繕的押よ客で を 修体を る内容を も の 2 | を呼ばれている。 を所には、 を所には、 を所には、 を所には、 を所にない。 を所にない。 をでは、 のでは、 をでは、 のでは、 をでは、 のでは、 をでは、 のでは、 をでは、 のでは、 をでは、 のでは、 | 都立学校教育部は、平成29年11 月6日、JKKが実施した修繕等の具体的な内容に関する書類の写しを所管の学校経営支援センターを通じて学校に送付するよう通知し、修繕の具体的内容や調査の結果を学校が把握できるようにした。【2-ウ】 |
| | アイウエ | , , , | れたい。 | |
| | | 0 | | |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|--------------|--|---|---|
| | 措置 | 区分 | | |
| 47 | 教育庁 | 積対別をより 金、個質で事改も をは理さき をもりの | 金・教材では、 を主に、 を主に、、 を主に、 を主に、 を主に、 を主に、 を主に、 を主に、 を主に、 | 都立学校教育部は、平成30年2月 28日に、通知により、都立学校長に対して、個人別残高の不足する生徒への督促及び積立金執行時における個人別支出管理を徹底した。【2-ウ】 |
| | 1 ア イ ウ エ | 2 ア イ ウ エ | 足の生徒がいないことを確認できるよ う、支払事務を改められたい。 | |
| | 7 7 9 4 | | 2 1 2 2 4 4 4 C 200 2 4 4 C C C C | |
| 48 | 教育庁 | 特別支援学 校における 教材購入を 適切に行う べきもの | 積立金等の残高が対ける。 積立金等の残高が関してのでは、 を特別としている。 を学校しておいては、とできずしている。 を学校しておいてまとはでする。 を学校しておいてまとはできずいでではないででででででででででででででででででででででででででででででででで | 都立学校教育部は、通知により、教材等の購入の際は、購入請求の意思決定時に残高不足の生徒について個人別管理表等により状況を把握し、教材を用意すべき理由を記載した上で執行するよう周知した。【2-エ】 |
| | アイウエ | アイウェ | な意思決定を行われたい。 | |
| 49 | 教育庁 | 生徒会会計の繰越金を 適切に管理 すべきもの | を支出した後、残金を翌年度に繰り越している。 都立学校教育部は、「学校徴収金等事務手引」において、年度間の負担の公平を保つため、生徒会会計の繰越金は予算額の2~3割程度にとどめることとしている。 しかしながら、八王子北高等学校は、平成28年度生徒会会計において、予算額の約5割を平成29年度へ繰り越している。 | 学校では、生徒会費の翌年度への繰越金額を予算額の2~3割となるよう、一人当たり生徒会費を年額4,000円から3,500円に減額した。【1-エ】 |
| | 1 ア イ ウ エ | 2 ア イ ウ エ | 学校は、生徒会会計の繰越金を適切 な規模となるよう管理されたい。 | |

| 本スポーツ振興センターからの給付金 は、学校が指定する口座に振り込ま れ、その給付金を保護者の指定する口 座に振り込んでいるが、この場合、振 座に振り込んでいるが、この場合、振 上手数料が生じている。この振込手数 は、保護者が負担するため、給付金 からきし引かれない。 | コ座を平成30年1 全を自動払出預入 達者に支払うことと 対育部は、各学校宛 手数料の負担軽減に |
|---|---|
| 本スポーツ振興センターからの給付金 は、学校が指定する口座に振り込ま れ、その給付金を保護者の指定する口 座に振り込んでいるが、この場合、振 座に振り込んでいるが、この場合、振 地一ビスにより保護 の振込手数料が生じている。この振込手数 は、保護者が負担するため、給付金 から差し引かれている。 | 5ため、災害共済給 口座を平成30年1 全を自動払出預入と 達者に支払うこと 検育部は、各学校宛 手数料の負担軽減に |
| 教育庁 担を軽減する方法を採用すべきもの ところで、学校は、学校徴収金の自動払 | |
| 1 2 の負担軽減となる給付方法も考慮する | |
| ア イ ウ エ ア イ ウ エ よう指導されたい。 | |
| #草高等学校では、都民への学習機会を提供するため、都立学校公園講座を実施している。学校は、「都立学校開放事業運営の手引」に基づき、受護者から徴収する。 学校は、「都立学校開放事業運営の手引」に基づき、受護者から後収する。 | とした上で「義援 した上で「義援 した。っては、公当たって、現金では、出の管理を をでは、当の管理を は、公納を は、公納を は、公納を は、公納を は、公納を は、のは、 は、公納を は、のは、 は、のは、 は、のは、 は、のは、 は、のは、 は、のは、 は、のは、 は、のは、 は、のは、 は、のは、 は、のは、 は、のは、 は、のは、 は、のは、 は、のは、 は、のは、 は、のは、 は、 は、のは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 | |
|----|-------------|-------------------------------------|--|--|--|
| | 措置 | 区分 | | | |
| 52 | 教育庁 | 理計画の見 直しを指導 すべきもの | た場合の対応までを各学校の危機管理計画で定めることが望ましい。 ところが、これらを全て定めて明場のることが望ましい。 ところが、これらを全て定めて明場所を 学校がある一方、担当者や使用場所る。 学校がある一方とはない学校もつかと また、学校が生徒を保護し、予めよい。 業所等を開設・運用するには、予めおし、一部の学校を除き、 があるが、一部の学校を除さいない。 必務部は、避難所等の開設・運営に いて円滑に行えるよう、各学校の危 | 総務部は、平成29年6月6日に全都立学校宛て通知を発出し、学校危機管理計画に学校の避難所運営方策や訓練等について記載させた上で、当該計画を提出させた。 学校危機管理計画の提出を受けて、部は、各学校が避難所運営方策や訓練等を定めているか確認し、定めていない学校については是正させた。 【1-工】 | |
| | 1 | 2 | 機管理計画の一部見直しを指導された | | |
| | アイウエ | アイウエ | ۷ ۰° | | |
| | 0 | | \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac\ | WATERNIA TIANO OF OFFICE | |
| 53 | 教育庁 | 各体等のの画よべがガ全法定指も がガを法定指も があるすべ | 学校危機管理マニュアルでは、一般的なガス・電気・上水道の安全確認の方法を記載している。その内容を踏まえ、各学校が自校の施設に合わせて、どこで何を確認するか具体的な安全確認の方法を定めることとしている金融では安全では安全でのた後管理計画にマニュアルの内容を引き写している事例や記載がない場合が見受けられ、いのな安全確認の方法を定めていない。 | 総務部は、平成29年6月6日に全都立学校宛て通知を発出し、学校危機管理計画にガス等安全確認について具体的に記載させた上で、当該計画を提出させた。 学校危機管理計画の提出を受けて、部は、各学校が具体的なガス等の安全確認の方法を定めているか確認し、定めていない学校については是正させた。【1-工】 | |
| | 1 | 2 | 総務部は、各学校が具体的なガス等の大人な対象の大法を表示に | | |
| | アイウエ | | の安全確認の方法を計画に定めるよう 指導されたい。 | | |
| | | | | | |
| 54 | | 議員健康診 断を競争契 約 適切に行 うべきもの | 管理部は、都議会議員の健康維持と 増進を図るため、議員健康診断業務を 委託により実施している。受診先の医療機関については、受診者の利便性や 地域性などを考慮し、要綱で6者を定 めている。部は、これに基づき、健康 診断業務委託契約を、特命随意契約に より締結している。 ところで、健康診断業務は受託者が 限定されないので、特命随意契約とす ることは適切でない。 | 平成29年8月30日付けで議員健康診断実施要綱の改正を行った。 【2-ア】 その後、指名競争入札により1機関と契約し、平成29年度議員健康診断業務を実施した。【2-イ】 | |
| | ア イ ウ エ | 2 ア イ ウ エ ○ ◎ | 部は、議員健康診断を競争契約など により適切に行われたい。 | | |

| 【思 | 見・要望事 | 垻』 | | |
|----|-------------------|--|---|---|
| 番号 | 対象局 (団体) 措置 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
| 55 | 生活文化局 | 東 京語ン活つ 防 ア が ア が ア が の に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 | 事業につき、要請に応じ語ボラを派遣することとしてる。 ところで、平成28年度の活動日とと、平成28年とと、 で、平成28年とといび、記載を除り、日本で、当年をは、第4年のでは、1月16日では、1月16日では、1月1日には、1月1日には、1 | の防災関連担当者会議等において、防 災事業に関連する東京都各局及び東京 都監理団体等に対しては、平常時活動 に係る制度を周知し、活動機会の確保 に努めるとともに、都事業での活動機 会も提供した。また、平成29年11 月2日付29生都地第844号通知に より、庁内各局及び監理団体へ平常時 |
| | ア イ ウ エ | アイウエ | 報提供となるよう検討することが望まれる。 | |
| 56 | 福祉保健局 | 保育士養成 施設に対す る就職促進 事業につい て | 少子社会対策部は、 特機として 一環で表して 一環で表して 一環で表して 一環で表して 一環で表して 一環で表して 一環で表して 一環で表して 一環で表して 一環で表して 一環で表して 一環で表して 一環で表して 一でのより にいまして 一でのより にいまして にして にして にして にして にして にして にして に | 部は、平成29年6月に、都内指定保育士養成施設に対して、補助要件への適合状況等に関する調査を行った。その上で、この事業を効果的に行うため、平成30年2月に実施要綱を比較し、「前年度の就職者数と比較し、上地では、実施年度の内定者数が5人以上増加していること」という都独自要件を廃止し、都内指定保育士養成施設に対し改正実施要綱を書面で通知した(平成30年2月9日付通知)。【1-エ】 |
| | ア イ ウ エ | アイウエ | 施設に対する就職促進事業を効果的に 行うよう検討することが望まれる。 | |

| | 港 港 | 区分 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|----------------------|--|--|---|
| 57 | 下水道局 | 巡視計画の 策定に要となる 具体の 基準の について 2 | 更新等で行う再構築工事の実施状況に かかわらず、同じ頻度で巡視している ことは、効率的でない。 施設管理部は、各出張所が巡視計画 を策定するに当たり、より効率的な巡 視計画となるよう、道路陥没の状況等 による実施頻度など具体的な基準の策 | 施設管理部は、巡視の計画及び実施について、出張所が管理する区域を年1回以上巡視することを基本とし、管内の地域特性に応じて、道路を基本とするなどメリハリを付けて効果的によるではなどメリハリを付けて効果をした。 また、管轄するに域を複数年に1回巡れることとした。 また、管轄するで域を出張所にでするにで見したの巡視を基本とするで見したのでは、で見直しを図った。 この旨を平成30年3月に管路施設は持管理マニュアルに反映することとにのといるととでのになるのにでは、10年3月にであた。 にで、10年3月にであた。 |
| 58 | 下水道局 1 ア イ ウ エ | 不良箇所における判断 | 他企業工事の立会いで確認された不良箇所への対応につき、受付台帳を確認すると、①故障箇所についで年期に対応で年期が次年度期が次年の当性があると、②ないでないの妥当性が前的でないのでは、世田谷田代で第11かののでは対応したののでは対応したののでは対応でででででは、大きのでは、大きいは、大きのでは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいは、はいは、はいは、はいは、は | 施設管理部は、他企業工事の立会いで確認した当局施設の状況について、補修が必要な損傷の有無を記録することに加えて、その後の維持管理業務の参考にするため、立会いで確認でも担当者の最上として立会図面に記録することとした。 この旨を平成30年3月に管路維持管理マニュアルに反映することで、不良の程度及びその記録方法についての判断基準を明確化した。 |
| 59 | 製造 | シルバイ教 ラ安 ラ安 ラ マ マ マ マ マ ス で で た で た て て て て て て て て て て て て て て て | して、自分の運転における状況判断能力を確認する機会を提供するため、8月を確認する機会を提供するため、8月を除く毎月第一金曜日の午後に、警視庁交通安全教育センターにおいて実施している。しかしながら、この安全教室のとなったところ、低調なものとないる。 おは、安全教室の効果的な広報のあり方及び受講者数の増加に向けた取組を検討することが望まれる。 | 運動者を全高底と 事者を主要を主要を主要を主要を主要を主要を主要を主要を主要を主要を主要を主要を主要を |

〔平成29年工事監査〕

【指摘事項】

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|--------------|---------------------------------------|--|---|
| | 措置区分 | | | |
| 60 | 総務局 | ユニットバ スの単価設 定を適正に 行うべきも の | 職員中目黒住宅旧消防寮(27)改修工事は、老朽化したユニットバス等の改修を行うものである。 局積算基準では、積算標準単価表に定めのないものは、①建設資材定期行物、②公表価格(カタログ価格)、③見積価格、の順に採用する。 しかしながら、ユニットバスの積係では、建設資材定期刊行物に調査価格が記載されているため、積額 | 職員支援課は、単価設定の優先順位に関する確認項目を加えたチェックリストを新たに作成し、チェック機能の強化を図った。 課は、平成30年1月22日に課長代理会を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。 【2-ウ、2-エ】 |
| | ア イ ウ エ | 2 ア イ ウ エ | 3 1 2 万円が過大となっている。 ユニットバスの単価設定を適正に行 われたい。 | |
| 61 | 都市整備局 | ワイヤーソーイング | 街路築造工事(28豊-5)は、補助第315号線及び環状第2号線の街路を築造するものである。 局積算基準では、物価資料に掲載されている公表価格を使用する場合、学を考慮し、公表価格の90%以下を設計単価とするものとしている。 しかしながら、本工事のワイヤーソーイング工等では、ているため、大会を表している。 | 第一市街地整備事務所は、チェック リストを新たに作成するとともに、工 事担当を加えた複数のチェックを行う こととした。【2一ウ】 局は、平成29年7月28日に工事 監査情報交換会を行った。 所は、平成29年7月14日ほか2 回、意見交換会を行った。 工事課は、平成29年7月12日ほ か1回、勉強会を行った。 以上より、指摘趣旨及び再発防止の |
| | ア イ ウ エ | 2 ア イ ウ エ | なっている。 ワイヤーソーイング工等の単価設定 を適正に行われたい。 | 取組について周知を図った。 【2-エ】 |
| 62 | 都市整備局 | 土留工の積 算を適正に 行うべきも の | 下水道管布設工事は、下水道管を新設するものである。 ところで、局積算基準では、土留工の軽量鋼矢板建込工等の歩掛は、両側分となっている。 しかしながら、本工事では、誤って片側分としたため2倍の土留延長を計上しており、このため、積算額約496万円が過大となっている。 土留工の積算を適正に行われたい。 | 大な契約代金を契約変更により減額した。【1ーア】 第二市街地整備事務所工事課は、新たに工事担当も設計図書のチェックを行うこととし、また、工事の発注に際し、設計者に対して新たに内容のヒアリングを行うこととした。【2ーウ】 局は、平成29年11月14日に工事関係課長が出席する技術情報連絡会 |
| | T / ウ エ ② | 2 ア イ ウ エ | | 工事関係技術部会で、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。 【2-エ】 |
| 63 | 病院経営本部 | 産業廃棄物 処理の委託 契約につい て元請業者 | 第一駐車場機械設備移設工事は、駐車場の出入口ゲートを移設するものである。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、建設工事で生じる産業廃棄物は、元請業者を排出事業者とし、者と変託する場合は適切な処理業者ともなければならな工事で加いと定数去しながら、本工等についた、立と、産業廃棄物として適切に処分されているものの、下請業者が排出事業者となり処理業者と契約している。 | 本部は、指摘後に起工した工事案件について、財務局標準仕様書の「建設副産物の処理」を特記仕様書に明記することとした。【2ーイ】 本部は、平成30年2月21日に担当者会議を開催した。 多摩総合医療センターの施設担当者は、平成30年1月5日に実施された環境局主催の廃棄物処理委託講習会を受講した。 以上より、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。 【2-工】 |
| | ア イ ウ エ | - 2 ア イ ウ エ ⊚ | 産業廃棄物処理の委託契約について 元請業者を適切に指導・監督された い。 | _ |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|-------------|--|--|---|
| | 措置 | 区分 | | |
| 64 | 建設局 | 木工沈床の 単価設定を 適正に行う べきもの 2 | 野川河床整備工事は、野川の河床を整備するものである。 局積算基準では、物価資料に掲載されている公表価格を使用する場合、実勢を考慮し、公表価格の90%以下を設計単価とするものとしている。 しかしながら、本工事の木工沈床では、公表価格をそのまま単価としているには、公表価格をそのまま単価としている。147万円が過失となっている。1 | 第二建設事務所工事第二課は、平成29年11月8日付けの文書により、今後のチェックは複数の職員が行うこととした。【2一ウ】 局は、平成30年2月8日、河川事業設計担当課長代理会を行った。 所は、平成29年10月10日に、所内課長会を行った。 以上より、指摘趣旨及び再発防止の取れて |
| | アイウエ | _ | 木工沈床の単価設定を適正に行われたい。 | [2-I] |
| | 7 7 9 4 | | 7.C.V0 | |
| 65 | 建設局 | 現場塗装の積算を適正に行うべきもの | 西新井陸橋長寿命化工事は、床版の 取替え等により長寿命化対策を行うも のである。 局積算基準では、鋼橋の現場での塗 装作業における3種ケレンにつき、補 修塗装作業の費用を含むとしている。 しかしながら、本工事の現場塗装の 積算では、別に補修塗装作業として下 塗りを計上しているため、積算額約 120万円が過大となっている。 | 受注者の同意を得て、当該部分の過 大な契約代金を契約変更により減額した。【1ーア】 局は、平成30年2月1日付けで 「積算基準」を改訂し、積算システム 入力表の備考欄に補修塗装作業を含む ことを追記した。【2ーア】 第六建設事務所補修課は、課長代理 会を平成29年9月13日に開催し、 指摘趣旨及び再発防止の取組について |
| | 1 | 2 | 120カロが過入となりている。 現場塗装の積算を適正に行われた | 周知を図った。 【2-エ 】 |
| | アイウエ | アイウエ | い。 | |
| | O | 0 0 | | |
| 66 | 建設局 | 内外壁のひ び割れ補修 等の数量算 出を適正に 行うべきも の | ている。 | 受注者の同意を得て、当該部分の過 大な契約代金を契約変更により減額し た。【1-ア】 江東治水事務所特定施設建設課は、 設計変更において注意すべき点を チェックリストにより確認するととも に、担当者以外による複数チェックを 平成29年11月以降の設計変更より 行うこととした。【2-ウ】 局は、平成29年10月27日に建 |
| | 1 | 2 | 内外壁のひび割れ補修等の数量算出 | 築・電気・機械担当者会議を開催し、 |
| | T | ア イ ウ エ | を適正に行われたい。 | 指摘趣旨及び再発防止の取組について 周知を図った。【2-エ】 |
| 67 | 建設局 | 解体工事を 専門接発合の 場定行う 価設に行う をもの | 上野動物園動物病院及び検疫舎解体工事は、老朽化した動物病院及び検疫舎解体である。ところで、局積算基準では、解体工事を専門業者に直接発注する場合いる。 しかしながら、本工事では局単価にをのまま適用したため、すないる。 しかしながら、本工事では局単価をのまま適用したため、有算額約124万円が過大となっている。 解体工事を専門業者に直接発注する場合の単価設定を適正に行われたい。 | 東部公園緑地事務所において、違算防止等事例集を新たに作成し、情報共有を図った。【2-ウ】 局は、平成29年10月27日に建築・電気・機械担当者会議を開催した。 所は、所内全技術系職員を対象とした「技術担当者会」を平成30年2月1日に開催した。 動物園整備担当課は、平成29年12月14日及び20日に課内研修を実施した。 以上より、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。 |
| | アイウェ | アイウェ | | |
| | / 1 ソ エ | | | - - / |
| | | | | |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|-------------|--|--|--|
| | 措置 | 区分 | | |
| 68 | 建設局 | コンクリー ト舗装工の 積算を適正 に行うべき もの 2 ア イ ウ エ | 1 | 江東治水事務所は、指摘趣旨を「失敗事例集」に追記し、情報共有を図った。【2一ウ】 局は、平成30年2月8日に全事務所を対象とした設計担当課長代理会を行った。 所は、平成29年9月19日に課長会を行った。 以上より、指摘趣旨及び再発防止の取組に一、 |
| | | 00 | 行われたい。 | [2-I] |
| 69 | 港湾局 | 函渠(かん きょ)の設 計を適正に 行うべきも の | 平成28年度南北線中防内側陸上トンネル整備工事は、東京港臨港道路南北線のうち陸上トンネル部を新設するものである。 このうち、函渠の設計図面について見ると、一部の中壁のせん断補強鉄筋において、鉄筋径を22mmとしている。ところ、誤って19mmとしている。ところ、誤って19mmとしている。とこのため、監査日時点において、、地に対する安全性が確保されていないものとなっている。 裏に対する安全性が確保されていないものとなっている。 函渠の設計を適正に行われたい。 | 誤った一部のせん断補強鉄筋の径に で、適切な鉄筋径に設計変更と で、適切な鉄筋径に設計変更える を実施した。【1-エ】 実約変更を実施した。【1-エ】 また、平成29年3月16日に実施 また、局の工務関係課長で報告し、 で、工事監査のた。 に、工事発生の違算防止を実施 のさらい、平成29年6月10日に実施 さらい、平成29年6月10日に実施 さらが、中成29年6月10日に表述 で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、 |
| | 1 | 2 | | とともに、今回の指摘事項の内容につ いて、再発防止するよう周知徹底を |
| | アイウエ | アイウェ | | 図った。【2-エ】 |
| | 0 | 0 | 小河内岭水池 发厂屋饲料 从 1 水泥石 | |
| 70 | 水道局 | 外壁改修工 事の養生費 等の積算を 適正に行う べきもの | 小河内貯水池ダム展望塔外1か所耐震補強等工事は、小河内ダムの展望塔及びエレベーター塔の耐震補強、外壁改修等を行うものである。このうち、外壁改修における養生費等の積算について見ると、改修する外壁の周囲2mの幅の水平面積を計上すべきところ、誤って外壁の面積を計上しているため、積算額約129万円が過大なものとなっている。外壁改修工事の養生費等の積算を適正に行われたい。 | 浄水部は、設計チェックリストを改 訂し、チェック者を2名から3名に増 加させることにより、チェック体制の 強化を図った。【2ーウ】 局は、平成29年8月30日に指摘 内容及び適切な積算・チェックの徹底 でで文書で通知した。 浄水部は、平成29年7月7日に指 摘内容及び適切な積算・チェックの徹底 について文書で通知した。 浄水部は、平成29年7月7日の徹底 底を文書で通知し、同年8月7日の徹底 底を文書で通知し、同年8月7日の徹底 底を文書で通知し、平成29年6月 |
| | 1 | 2 | | 9日に担当者会議を開催した。 |
| | アイウエ | アイウエ | | 以上より、指摘趣旨及び再発防止の 取組につき周知を図った。【 2-エ 】 |
| 71 | 水道局 | ■ ○ ○ □ □ □ □ □ □ □ □ | | 多摩水道改革推進本部調整部は、平成29年8月4日付通知により、工事チェックリストに土留工の確認項目を追加した。また、多摩給水管理事務所は、工事安全パトロールの回数を増やし、土留工の適正施工について確認と受注者指導を行うこととした。【2ーウ】 局は、給水系列課長代理会議を平成29年6月19日に開催した。 多摩水道改革推進本部調整部は、平成29年6月8日緊急担当者会議を行った。 多摩給水管理事務所施設課は、平成29年5月31日に当該工事受注者に再発防止の指示を行った。 以上より、指摘趣旨及び再発防止の |
| | アイウエ | アイウエ | に等、不過男な状況が認められた。 掘削作業について受注者を適切に指 | 取組について周知を図った。 |
| | / 1 リエ | | 導・監督されたい。 | [2-I] |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|-------------------|---|---|--|
| 72 | 增直 下水道局 | 区分 シールド掘 機等の が 機能 定行 う を も の | 杉並区荻窪二、四丁目付近枝線工事は、雨水の貯留施設を設置するものである。 局積算基準では、見積りに当たっし、単価の採用に当たっし、を有りに当たっし、を引きたの見積りを依頼実態では、原則3社以上の見積りを依頼実態では、原則4世紀のでは、とメントとは、とりには、とりでは、とがもにでは、とがは、では、とがは、では、とがは、本工事のシールド掘り見積でいる。しかしながら、本工は、を使用しながら、本工は、を使用しながら、本工は、を使用しながら、本工は、を使用しながら、本工は、を使用しながら、本工は、を使用しながら、本工は、を使用しながら、大きにより第出しながら、本工は、を使用している。とのよりには、といいには、または、といいには、は、といいには、といいには、といいには、といいには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は | 受注者の同意を得て、当該部分の過大な契約代金を契約変更により減額した。【1ーア】 建設部は、平成29年6月23日付けで、シールド掘進機等の見積処理に係る部内規定を改訂した。【2ーア】局は、平成29年10月30日に「工事監査フォローアップ研修」を実施した。 建設部は、平成29年7月27日に「拡大工事・設計課長会」を実施した。 西部第一下水道事務所は、平成29年6月30日に「工事監査勉強会」を実施した。 以上より、指摘趣旨及び再発防止の |
| | T / ウ エ ○ | 2 ア イ ウ エ ○ ○ | ンールト畑 | 取組について周知を図った。 【2-エ】 |
| 73 | 下水道局 | 仮設足場の 積算を適正 に行うべき もの 2 | 篠崎ポンプ所建物改良・補修工事は、劣化した外壁等を補修するものである。 このうち、仮設足場の積算について見ると、誤って補修を行わない外壁も含めて足場面積を計上したため、積算額約504万円が過大となっている。 仮設足場の積算を適正に行われたい。 | 施設管理部は、設計・積算チェックリストに数量算出根拠のチェックを開する項目を新たに追加し、設計チェック機能の強化を図った。【2一ウ】局は、平成29年10月30日に「工事監査フォローアップ研修」を実施した。施設管理部は、平成29年7月20日に「施設課長・センター長会」、議会会議」を実施した。東部第二下水道事務所は、平成29年7月13日に「所内課長代理会」を実施した。 東部第二下水道事務所は、平成29年7月13日に「所内課長代理会」を実施した。 |
| | アイウエ | ア イ ウ エ | | [2-1] |

| _ L/E | <i>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</i> | | | | |
|-------|--|---------------------------|----------------|--|---|
| 番号 | | | | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
| | 指直 | <u> </u> | | | |
| 74 | 水道局 1 ア イ ウ エ | 舗装構造 のいて 2 ア イ ◎ | . K | 水道緊急工事請負単価契約は、配序で及が、一個では、配子でののである。ができます。 かん かん がい かん がった かん がった かん がん かん | する工事の水道緊急工事請負単価契約 特記仕様書・請負単価表の舗装構造図 を改訂した。【2-イ】 局は、平成29年5月19日付「道 路復旧工事における再生材の使用について」の文書により、新材で構成されている舗装構造図を使用しないこととした。 平成29年7月10日外1回、給水系列課長代理会議を行った。 以上より、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。 |
| | | 9 | $\overline{)}$ | | |

[平成29年財政援助団体等監査]

【指摘事項】

| 番号 | 対象局 (団体) | | | 項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|--------------------------------------|-----|------------------------------|-----------------------|---|---|
| | 材 | 雷岩 | 区分 | | | |
| 75 | 総務局 (公益財[法人東京 大権啓子 ンター) | 団 都 | 文書管規を開いています。 | 定の一つである。 | 期保存までの5種類とし、「保存年限の種類に応じ、保存する文書の種別は事務局長が定める」としているが、財団では、この種別を定めておらず、適正でない。 財団は、文書管理に係る規定の整備を適正に行われたい。 | 財団は、平成29年11月9日の業務報告において、理事長に指摘内容を報告するとともに、文書保存年限表を策定するため、日常的な業務内容の関係を働きるとのでは、文書の保存期間等を検討すると明明をでは、平成30年3月20日に、文書の対応方針を確認した。では、文書のとは、平成30年3月20日に、文書の表にでは、文書の表にでの事業にでは、大年度に、大年をは、新規業務の変更にをできました。では、新規業務の変更にをできまり、たた書での事業計画の策定時期(年度末頃)に |
| | 1 | | | 2 | | 併せて、その見直し作業を行う。 |
| | アイウ | エ | ア イ | ウェ | | 【2-ウ】 |
| | 総務局 (公人東京 (本格啓発・ | 邹 | 個人情 を で で も の | 適正 | 相談者の氏名等を入力している。 また、財団は個人情報の保護に関する規程において、「保有の必要がなくなった保有個人情報」については、速やかに消去するよう定めている。 財団は、平成18年度から平成25年度までの相談者に係る個人情報の廃棄について委託契約を締結している | 局は、平成30年1月26日に財団において、個人情報の取扱状況や人権相談管理システムの運用状況等を確認の上、指摘事項に対する是正・改善措置及び再発防止の取組について意見交換を行った。【2-エ】財団は、「個人情報管理体制チェックリスト」を新たに作成し、平成30年2月16日付29人権総第624号通知により、職員一人ひとりが上記・チェックリストによる自己などによります。 |
| 76 | 1 7 1 0 | 工 | | 2 <u>ウェ</u> © ○ | 消去していなかったということである。 財団は、個人情報の管理を適正に行 | とともに、個人情報保護の重要性を認識し、その適切な取扱いを常に意識して業務を進めるよう、注意喚起を行った。チェックリストによる自己点検については、毎年度実施する。 【2ーウ】 また、財団は、個人情報の保護・管理について定めたマニュアルを作成し、平成30年3月16日付29人権総第682号通知により全職員に周知徹底した。【2ーウ】 |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|---|--|---|--|
| | 措置 | 区分 | MILLAND SALL SALVES | |
| 77 | (学校法人) () () () () () () () () () | 私立学校経 常費補助金 を返還すべ きもの | 局は、学校法人が定めた授業料減免 規程に基づき、交付年度の前年度に授 業料を減免した場合、次の補助を行っ でいる。 ア「家計状況」を理由とする場合、 減免実績額の3分の2 イ「家計状況」を理由とする場合、 減免実績額の3分の4 「家計状況」を理由とする場合、 減免実績額の急変」を理由とする場合、 場合、減免実費園の補助最大況の 場合法人、減免理由は家計状況とか 場合と、減免理由は家計状況とか になく家計状況に該当する ではなく家計状況においる。 では、平成27年度においる」 の円の補助金が過大に交付された補助金を 返還されたい。 過大に交付に係る審査を適 局は、補助金交付に係る審査を適 | 過大に交付された補助金5万 3,600円については、返還を求めた。 当該学校法人から補助金の返還及び 事務の改善に係るてん末書が提出され、平成29年12月8日に当該学校 法人より返還された。【1-ア】 平成30年1月17日に私学部内の 担当者会議において、手引の手続を適 切に行うために、審査担当間で家計状況の急変の発生時点を複数チェックするよう担当職員に周知徹底した。 【2-エ】 |
| | 1 | 2 | に行うとともに、法人に対し、補助金 | |
| | アイウエ | アイウエ | の返還を求められたい。 | |
| | © | 0 | | NE Londo / L. Company |
| 78 | 生活文化局 (学校法人 豊島岡女子 | 私立学校経 常費補助金 を返還すべ きもの 2 ア イ ウ エ | 請書類を見ると、減免理由は家計状況の急変ではなく家計状況に該当することから、平成28年度において3万2,000円の補助金が過大に交付されている。 法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金の交付に係る審査を適正に行過とともに、法人に対し、補助 | 過大に交付された補助金3万 2,000円については、返還を求めた。 当該学校法人から補助金の返還及び事務の改善に係るてん末書が提出され、平成29年12月6日に当該学校 法人より返還された。【1-ア】 平成30年1月17日に私学部内の 担当者会議において、手引の手続を適切に行うために、審査担当間で家計状況の急変の発生時点を複数チェックするよう担当職員に周知徹底した。 【2-工】 |
| | | | 局は、都内公立中学生に対する就学 | |
| 79 | (学校法人 二松學舍) 1 | 私立高等学校都内生就 学促進環 金をもの 2 | 及び生徒募集に係る広報活動促進のため「私立高等学校都内生就学促進補あ金」を私立高等学校校に交付し該補助を見校法人二松學舎は、係る当時に係る立高等学校技力、補助金申請に係る立た。当時の数が含まると、前ののの方では、ないのの方では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で | 個人に交付された補助金計で加 8,000円については、返還を求めた。 当該学校法人から補助金の返還及び 事務の改善に係るてん末書が提出され、平成29年12月5日に当該学校 法人より返還された。【1-ア】 平成30年1月17日に私学部内の 担当者会議において、審査を適切に行 うために、担当間で補助対象人数に都 内公立中学校出身者以外の者が含まれていないことを複数チェックするよう 担当職員に周知徹底した。【2-エ】 |
| | アイウエ | アイウエ | ٧١° | |
| | | | | |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|--|---|---|--|
| 80 | | 私立幼稚園 預かり保育 推進補助金 をもの 2 | 局は、私立幼稚園等の預かり保育な を推進するため、「私立幼稚園等の の保育推進補助金」を交付の とでないる。 学校法人亮語学園は、当該 を運営する。 をでは、当該 をでは、当該 をでは、当該 をでは、当該 をでは、当該 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でい。 でい。 でいる。 | 過大に交付された補助金計23万円については、返還を求めた。 当該学校法人から補助金の返還及び事務の改善に係るてん末書が提出され、平成29年12月6日に当該学校法人より返還された。【1-ア】 平成30年1月17日に私学部内の担当者会議において、審査を適切に行うために、担当者間で平均預かり園児数の算定に補助対象外の年齢の者が含まれていないことを複数チェックするよう担当職員に周知徹底した。 【2-エ】 |
| 81 | 生活文化局 で 会 で 会 を を を 響 来 団) エ フ で り で り で り で り で り り で り り り し て り し り し り し り し り し り し り し り | 正に行うべ きもの 2 ア イ ウ エ | ではいいでは、 ではいいでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 正管理について、平成30年1月5日付けの文書にて依頼した。 平成30年1月18日の自主公グットで、平成30年1月18日の自主公グットの大きにで、1月18日の自手がある。 「中球の大きの大きのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で |
| 82 | 備局 (公人東京) (法人) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大 | 履行確認等の手続に規則 改正より確しいではいる。 では、規則を明める。 では、規則を明める。 では、規則を明める。 では、規則を明める。 では、規則を明める。 では、対している。 では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 | 組織委員会における調達等手続につ いて見ると、平成28年度までの検認 手続につき、各部署担当者1名の確認 (押印)のみで完了とされておおされておいないことが認められた。 組織委員会は、「随時改善をしてといるが、内部で周知を図っておし、しまっているが、内部で各部署に対しにのみである。 組織委員会は、調達等手続における正 を実施したのみである。 組織委員会は、調達等手続におけ改正 を実施したのよび、規則改定の手続についるが、内部である。 を実施したのみである。 と実施したのみである。 と実施したのみである。 と実施したのみである。 と実施したのみである。 と実施したのみである。 と実施したのみである。 と実施したのみである。 と実施したのみである。 と実施したのみである。 と実施したのみである。 と実施したのみである。 と実施したのみである。 と実施したのみである。 とまたのより根拠を明確にされたい。 | 平成29年度以降は、所管部の管理職及び担当者が複数で履行状況を確認し、その確認の証しとして、必ず完了届に押印する仕組みに改善し、適切に運用されている。また、当該運用の根拠を明確にするため、平成30年2月23日付けで企画財務局調達部長から各局(室)庶務担当課長宛てに通知を発出した。【1-エ】 既に、複数チェックによる履行確認を庶務担当課長会で周知するとともに、複数チェックによる履行確認を庶務担当課長会で周知するとともに、職員向け電子掲示板ポータルサイトに掲載している。【2-エ】 |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|---|--|--|--|
| 83 | 措置 オクン備(法リクン技委 リ・ピラク 財京ッラク組) マリ準 団オ リ競織 コーウー コーカー コーカー コーカー コーカー コーカー コーカー コーカー | 協定締結を 適正に行う べきもの 2 ア イ ウ エ | 都と組織委員会は、事業共催に際し、事業ごとに協定を締結し、いる。るのでは、事業ので、「IPCVIPT」ところで、「IPCVIPT」をでは、「IPCVIPT」をでは、「IPCVIPT」を表して、IPCVIPT」を表して、IPC | 局は、本指摘事項について、部内の 課長代理会において周知し、事業共催 に際しては、適正な手続を行うよう改 めて注意喚起を行った。引き続きが発 軽理担当においても同様の案件が発生 する場合には、早期の調整に努め、 接管理を徹底していく。【2-エ】 組織委員会は、本指摘事項につい て、平成30年2月23日の庶務担して、 要表で周知し、事業の共催に際い、 は両者間で事前協議を十分に行い、よ ず書面での合意を経た上で実施するよ す改めて注意喚起を行った。 【2-エ】 |
| 84 | | 単価契続行の 単価契約を 単価対象を 単価対象を 単価対象を である。 でる。 である。 でる。 で。 で。 で。 で。 で。 で。 で。 で | 最低価格者が提出した見積書に、予定価格を超過した単価があるにもかかわらず、公社は、2回目以降の見積書を徴さず、相手方と口頭で合意したとして契約を締結しており、適正でない。また、平成28年度の契約については、予定価格を超過した単価で契約を | |
| | アイウエ 1 1 2 3 4 5 6 7 7 8 9 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 <td< th=""><th>ア イ ウ エ</th><th>締結しており、適正でない。 公社は、単価契約の契約締結手続を 適正に行われたい。</th><th></th></td<> | ア イ ウ エ | 締結しており、適正でない。 公社は、単価契約の契約締結手続を 適正に行われたい。 | |
| 85 | 都市整備局 (公益財団 法人東京都 都市づくり 公社) | 物品の登録 を適正に行 うべきもの 2 | 締結している。 協定では、公社は再利用センター運 営管理を行うこと、局は運営管理にに 関連な物品等を無償貸付によりの運営管理とを を定め、社に とを定め、は の契約を確認するとと とため、 とないで、 会社で、 会社で、 会社で、 会社で、 会社で、 会社で、 会社で、 会社 | 局は、平成29年11月17日に、 現地にて当該物品の仕様、数量等を確認し、同月21日に物品登録を行った。また、同日付けで公社との間の物品無償貸付契約について、契約変更を行った。【1-イ】 また、平成29年11月9日付けで、公社が再利用センターの運営管理を行うに当たり、物品の購入、変更等が生じた場合は書面で報告をするよう、公社に対して通知した。 【2-ウ】 |
| | ア イ ウ エ | | 局は、物品の登録を適正に行われたい。 | |

| 番号 | 対象局 (団体) 措置 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|---|--|---|--|
| 86 | 都市整備局 (公東京都 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 型 契 約 後 の 指 を が で で さ も の | 公社は、用地事等については、 一本では、 一ないでは、 一ないでは、 一ないでは、 一ないでは、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一 | 公社は、チェック体制の強化を図る ため、平のとおり、指示、法を いるのとおり、指示、法を いるにより、たにおける を対した。 により、たいたで は、大いのとおける を対した。 においる。 に、一つで は、一つで は、一つで は、一つで は、一つで をで は、一つ は、一つで は、一つ は、一つ は、一つ は、一つ は、一つ は、一つ は、一つ は、一つ |
| | ア イ ウ エ | ア イ ウ エ | | 内に注意喚起を行い、再発防止を図っ た。【2-エ】 |
| 87 | 福祉保健局 (小笠原 村) | 基盤整備事業 業に象を を を を を を を を を を を を を を を を を を を | 局は、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 | 局は、補助対象経費の算出方法について、平成29年11月1日付29福保子計第863号「子供家庭支援区市町村包括補助事業における基盤整備事業に係る補助対象経費の算出方法について(通知)」により明確に定めた。【1-工】 また、上記の通知内容について区市町村に送付し、周知した。さらに、町村に送付し、周知した。は受害においても、丁寧に説明を行い、周知を徹底していく。【2-工】 |
| | ア イ ウ エ | ア イ ウ エ | い。 | 過大に交付した補助金(5,000 1 |
| 88 | 福祉保健局 (社会福祉 法人あすな ろ福祉会) 1 | 補助金を返 還すべきも の 2 | 童の年齢別・定員別単価に、在籍児童数を乗じた額の合計額としている。ところで、社会福祉法人あすなろ福祉会が設置するあいあい保育園で平成27年度の補助金交付状況について見たところ、対象児童数の算定が不適正であったため、5,000円が過大に交付されていることが認められた。法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。 | 円)については、平成30年2月9日 に法人より返還された。【1-ア】 局は、対象児童数の算定について、 平成29年12月11日、法人に対し 注意喚起及び説明を行った。 【2-エ】 |
| | ア イ ウ エ ③ | ア イ ウ エ | 局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。 | |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|----------------------------------|---------------------------------|---|--|
| | 措置 | 区分 | | |
| 89 | 福祉保健局 (社会福祉 法人あすな ろ福祉会) | 補助金を返 還すべきも の | らず加算の対象外であった。 このため、平成27年度分のあすな ろ保育園で177万6,000円、あ いあい保育園で31万8,000円が それぞれ過大に交付されている。 法人は、過大に交付された補助金を 返還されたい。 | 過大に交付した補助金(209万 4,000円)については、平成30 年2月20日までに法人より返還され た。【1ーア】 局は、加算項目の申請対象や補助金 算出方法について詳細に説明した「東 京都保育サービス推進事業 補助金民間 保育所設置者に改めて送付するととも に、指摘のあった箇所を特に間違いや すい項目として周知することで 起を行い、再発防止を図った。 【2ーウ】 |
| | 1 | 2 | 局は、法人に対し補助金の返還を求 | |
| | ア イ ウ エ | アイウエ | められたい。 | |
| 90 | 福祉保健局 | 補助金を返還すべきも の | 局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人森友会が設置する保育園で、特別保育事業等推進加算用別見電人の第定により算定したことなど、対象別の算定が不適正であった。 このため、平成27年度分のとりである。 この森保育園で13万1,000円、たのしい森保育園で7,000円、からしい森保育園で7,000円、からしい森保育園で4万4,000円、たいるに大に交付されている。 法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。 | 過大に交付した補助金(18万2,000円)については、平成30年2月7日までに法人より返還された。【1-ア】 同は、加算項目の申請対象や補助金算出方法について詳細に説明した「東京都保育サービス推進事業 補助金各加算項目説明資料」(Q&A)を民間保育所設置者に改めて送付するとともに、指摘のあった箇所を特に間違いやすい項目として周知することで注意喚起を行い、再発防止を図った。 【2-ウ】 |
| 91 | 福祉保健局 (社会福祉 法人あゆみ 会) | 補助金を返還すべきも の 2 ア イ ウ エ | 局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人あゆみ会が設置する事業等推進加算のうちアレルギー児対応とおいて、食物のアレルギーがあることが要件のところ、アレルギーであることが要件のところ、アレルギーであるは、書にとが手乳を除去するよう医師の指示といが牛乳を除去するよう医師の指示としが多いた。このため、平成27年度分11万円が過大に交付されている。 局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。 | 過大に交付した補助金(11万円)については、平成30年2月5日に法人より返還された。【1-ア】 局は、加算項目の申請対象や補助金算出方法について詳細に説明した「東京都保育サービス推進事業 補助金各加算項目説明資料」(Q&A)を民間保育所設置者に改めて送付するとともに、指摘のあった箇所を特に間違いやすい項目として周知することで注意喚起を行い、再発防止を図った。 【2-ウ】 |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項区分 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|---|---|---|--|
| 92 | 福祉保健局 (社会福祉 法人マハヤナ学園) 1 ア イ ウ エ ③ | 本部 補助金を返 還すべきも の 2 ア イ ウ エ | 局は、社会福祉法人マハヤナ学園に対して、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(児童養護施設等)を算定し交付している。マハヤナ学園撫子園で平成27年度の補助金交付状況について見たとう、就職支度金加算(住居費加りで大学進学等支度金加算についたことが発生学者を対象に交付したことが認められた。といることが認められた。といることが認められた。といることが認められた。といることが認められた。といることが認められた。といることが認められた。といることが認められた。といることが認められた。といることが認められた。といることが認められたい。 | 過大に支出した補助金46万 3,000円については、平成29年 12月27日に法人より返還された。 【1一ア】 局は、平成30年2月9日付事務連 絡に対し、平成30年2月9日付事務連 格民間児童養護施設等設置 者に対し、加算承認書類提出時の確好 事項をまとめたチェック局及びっていく で提出するよう確知のででであるととし、局は、平成30年3月15日 をとした。【2一プ】 また、した事務説明会の際に私が ことと、した事務説明会の際に私が ことと、した事務説明会の際に私を設 が、大き権して、大き権 が、対して、大き権 で東京都民間社会相が に対して、大き権 が、大きを が、大きを が、大き権 が、大きを が、大き が、大き が、大き が、大き が、大き が、大き が、大き が、大き |
| 93 | 福祉保健局 (社会福祉 法人善光 会) | 補助金を返 還すべきも の 2 | 局は、社会福祉法人善光会に対して、東京都民間社会福祉活力を 東京都民間社会福祉施設サーシを 定して、東京都民間社会福祉を 定している。 アミークス東糀について見たとの 一クス東状について見対、②ケークス東状においったと の補・選挙が、一次では、 の第定が不りである。 が、第二である。 を大きにないである。 を満からなが、ののののが過失を り、前にない。 が、一次では、 のののののでである。 を満たいである。 といる。 は、このののののでである。 は、こののののである。 は、こののののである。 は、こののののである。 は、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こので | 過大に交付した補助金(654万 500円)についたでは、では、ででは、ででは、ででは、ででは、ででは、でででは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないができないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、では、できないいでは、できないいでは、できないではないいいではないできないではないいではないいではないいではないいでは |
| 94 | 福祉保健局 (公益財) (公人東京研 (公人東帝) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本 | 履行確認及 び契約変更 の手続を適 正に行うべ きもの | 局は、認知症のケアにおい(BPS) のケアに対けるで、認知症のをでは、認知症のでは、 ので、理性を、ないで、ので、とので、とので、で、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので | 再発を防止するため、別の手続を防止するため、別の手続をで履行のの表面ででで、「全事ででで、「全事でで、「全事でで、「全事でで、「全事でで、「全事でで、「全事でで、「全事で、「全事 |

| | 対象局 | 事佰 | | |
|----|---------------------------------|---|--|--|
| 番号 | (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
| | 措置 | 区分 | | |
| 95 | 福祉保健局 (公益社団 法人東京都 医師会) | 医療用酸素 等の管理を 適いに行う べきもの | 医療等を関係 とこれ という という という という という は は は は は は は は は は は は は は は は は は は | ア 医師会は、平成30年1月31日 に、発注から納品時までの事務処理 のルを定め、エれにより2月から、を病用酸素ガスをとといるとといるとといるとといるとといる。 とは職員のこととも、数十分】 でのから、でででは、100年のででででででででででででででででででででででででででででででででででで |
| | 1 | 2 | 医師会は、医療用酸素等の管理を適 | ļ |
| | アイウエ | アイウエ | 切に行われたい。 | |
| | | | | |
| 96 | 低低保健局 (公益社団 法人東京教 | 様才を守 | また、医師会が平成4年4月に策定した東京都リハビリテーション病院医師公舎及び看護宿舎等管理要綱では「使用状況簿」と「居住者名簿兼公舎 | 医師会は、公舎の使用状況が分かる記録について、平成30年2月1日付けで、東京都リハビリテーション病院医師公舎及び看護宿舎管理要綱第6条(現況に関する記録)のととも月末況であるととも月からとも1月までは、年月からに前ろまででは、毎月初めに前月までの様式に、毎月初めに使用状況に動会は、事務長が決裁することとした。【2-ウ】 |
| | ア イ ウ エ ⑤ | T √ √ √ T √ √ √ | 医師会は、様式を定め、公舎管理を | |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|---|--------------------------------------|---|---|
| | | :区分 | | |
| 97 | (公益社団 法人東京都 医師会) | 公舎利用料 の改定を適 正に行うべ きもの | 医師会が運営する公舎の利用料については、基本協定においてととして、基本協定においてととして、3年ごとに行う職員住宅使用料で、3年ごとに行う職員住宅使用料でで、3年ごとに行うでにる。いて、28年4月1日に、20年4月1日に、20年4月1日に、20年4月1日に、20年4月1日に、20年4月1日に、20年4月1日に、20年度に行うである。平成26年度の2が平成27年度の2が平成26年度の2が年間、では、27年度の2が年間、では、27年度の2が年間、では、27年度の2が年間、では、27年度の2が年間ではいたことは適正でない。 | 次回平成32年4月1日の公舎利用料の改定においては、局は、総務局通知を受け、適切に手続を行うとともに、医師会は、局からの通知を受け、適切に実施する。このためとともに料準に記載して引き継ぐとともに料の年度始めに局及び医師会で利用料の確認を行うことにより、確実に3年に1度の改定を実施することとした。【2-ウ】 |
| | 1 | 2 | 局及び医師会は、公舎利用料の改定 | |
| | アイウエ | ア イ ウ エ | を適正に行われたい。 | |
| 98 | 産業労働局 (法人東京 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 個人情報の 管理を適切 に行うべき もの | 一般社団法人を 一般社団法人を 大ので 大ので 大ので 大ので 大ので 大ので 大ので 大ので | 個人情報が保管されているファイルについては、平成29年10月10日にパスワードを設定し、適切な管理を行っている。【1-エ】 平成29年10月31日に職員会議(役員1名、職員9名出席)を開催し、監査指摘事項を踏まえて今後の個人情報管理を徹底するよう周知した。【2-エ】 |
| | 1 | 2 | センターは、個人情報の管理を適切 | |
| | ア イ ウ エ | アイウエ | に行われたい。 | |
| 99 | 産業労働局 (株式会社 東京ビッグ サイト) | 通訳雇上委製画に乗るを表表を表表を表表を表表を表表を表表を表えています。 | 会社は、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学で | 平成30年1月22日、社内通知を行い、業務内容を明確にした仕様書の作成等、契約手続を適切に行うよう周知徹底した。特に通訳契約においては、都における通訳手配業務の仕様書を参考としたフォーマットを例示し、業務内容等を明示するよう周知した。【2-エ】 |
| | 1 ア イ ウ エ | 2 ア イ ウ エ | 会社は、通訳雇上委託に係る契約手 続を適切に行われたい。 | |
| | / 1 リエ | 7 7 9 2 | 7776 - 20 241 - 13 72 4 0 1 - 1 0 | |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|---|--|--|--|
| | 措置 | 区分 | | |
| 100 | 産業労働局 (株式会社 東京ビッグ サイト) | 負担金に係 る見直す をもの | 局は、を 悪ないした 大田の 大田の 大田の 大田の 大田の 大田の 大田の 大田の | 航空機産業への参入支援事業における協定について、実績報告書等を審査し、対象経費を精査した上で、負担金額を確定し支払うよう協定内容の見直しを行った。【2-イ】 |
| | 1 ア イ ウ エ | 2 ア イ ウ エ ◎ □ | 局は、実費精算とするなど、負担金 に係る協定内容を見直されたい。 | |
| 101 | 水道局 (東京水道 サービス株 式会社) 1 ア イ ウ エ | 再委託の承諾を適正に 得るべきも の 2 ア イ ウ エ | 会社は、各自治体から漏水調査等の契約を受託している。 これらの契約を見ると、会社が受託 業務の一部を再委託する場合、書面により自治体の承諾を得るよう定めていることが認められた。 しかしながら、会社は、書面による自治体の承諾を得ないまま業務の一部を再委託しており、適正でない。 会社は、再委託の承諾を適正に得られたい。 | 会社は、平成29年11月21日のプロジェクト推進部内会議において再委託について、書面による承諾を得ることを周知徹底した。【2-エ】また、平成30年1月29日付事務連絡により、適正な対応を行うよう社内へ通知し、周知徹底を行った。【2-エ】なお、平成29年度契約の再委託については、全て承諾を得た。【2-イ】 |
| 102 | 水道局 (東京水道 サービス株 式会社) | 単価契約の 発注管理を 適切に行う べきもの | 会社は、通信設備関係の大力で、 | 会社は、作業指示の際に契約時の推 定総金額と累計金額を照合するための 累計金額確認表を新たに作成し、 チェック機能を強化した。【2-ウ】 また、平成30年1月29日付事務 連絡により、指摘内容とともに単価契 約の適切な管理・運用について社内に 通知し周知徹底した。【2-工】 |
| | アイウエ | ア イ ウ エ | に行われたい。 | |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|-------------------------------|---|--|--|
| | 措置 | 区分 | | |
| 103 | | 創立記念行 事のあり方 を検討すべ きもの | 会社は、毎年、創立記念行事(は ルでパーティと開催しているとと を開催し、併せる程 を主目的に、対するる。 会をで、社員に対するる。 生事業の一ながられるのので、 をしているので、 をしているので、 をしているので、 をしているので、 をしているので、 をしているので、 をしているので、 をしているので、 をしているので、 をしているので、 をしているので、 をしているので、 をしているので、 をしているので、 をしているので、 をしているので、 をしているので、 をしているので、 といて、 のののはは、 のののはは、 のののはは、 ののののはなが、 のののであるなが、 のののであるなが、 のののであるが、 のののであるが、 のののであるが、 のののであるが、 のののであるが、 のののであるが、 のののであるが、 ののである。 ののでのである。 ののでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの | 会社は、創立記念日に際し行っていた社員表彰式の後の褒章祝賀会を平成29年度から廃止し、平成30年1月11日付通知文により社内通知した。 【1-エ】 |
| | 1 | 2 | し、廃止を含め、創立記念行事のあり | |
| | アイウエ | アイウエ | 方を検討されたい。 | |
| 104 | 水道局 (東京水道 サービス株 式会社) | | 局は、水道施設管理業務を会社にといる。 を話履行場所を無償で提供、 を話履行場所を無償で提供、所 を表託履行場所をを提供、所 を表託履行場所を を表記を のもまる。 に、 のを のを のを のを のを のを のを のを のを のを | 多摩水道改革推進本部は、仕様書に 定める「簡易な修繕」について、平成 29年12月18日付けで会社と覚書 の締結を行った。以降、平成29年度 の締結を行った。以降の帰属等を破 29年度 の締結を行った。以降の帰属等を では、必要に応じて協議書の作成を うこととした。【2-ア】 また、平成30年度製約において は、単位、平成30年度割において は、自自体を削除し、今後、修繕が必要 な場合は、平成30年3月12日付決 定場合は、平成30年3月12日付決 により、【2-イ】 |
| 105 | 式会社) | ○ ◎ □ 改修工事を 適正とも とり務まを もの できる。 | 急的に新たな履行場所の整備が必要に なったことから、委託の中する。 しかしたものであるで工事にを しかいるこの中であるで工事にを しかいるこの中であるで、 を打ければ、 を打ければ、 をではいるに、 をではない、 のでは、 ので | 多摩水道改革推進本部は、狛江管路管理所改修工事の施工内容を検証し、局と会社の費用負担及び資産の帰属を整理した。結果、681万余円、会社資産681万余円の計上22月18日で、本部と会社は、取り交わら計算を行った。との計算にそれで、18日において、対路諸表の作のの手上のでは、19日において、財務諸表の作のにおいて、財務諸表の作のにおいて、財務諸表の作のにおいて、財務諸表の作のにおいて、財務諸表の作のにおいて、財務諸表の作のにおいて、「領事は、19月において、「第多のにおいば、「第一十分」を持続によりには、19月 |
| | アイウエ | アイウエ | 表の修正をされたい。 | |
| | 0 | | | |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|--------------------------------------|--|--|--|
| | 措置 | 区分 | | |
| 106 | 水道局 (水道マッ ピングシス テム株式会 社) | 再委託に係 る手続を適 切に行うべ きもの | 会社は、局のサーバ機器等契約にて | 会社は、平成29年12月18日部 長会及び同月19日付文書により、全 社員に対し、標準特記仕様書を遵守 再委託手続を適切に行うこと及び事前 に必要とする作業については再委託契 約と別に契約することを周知徹底し た。【2-工】 また、監査指摘以降の再委託契約に ついては、適切に手続を行っている。 【2-イ】 |
| | | | 度のその他の委託契約でも、局との契 約締結日よりも早く再委託契約を締結 | |
| | 1 | 2 | している事例が散見された。 | |
| | アイウエ | | 会社は、再委託に係る手続を適切に 行われたい。 | |
| | | 0 0 | | |
| 107 | 下水道局 (東京都下 水道状式会 社) | 有明処理場 管理用負を担 の 関 の に 担 の が き も の | 会社は、有明処理場の管理者と に基づいた管理費等を徴収して平成この でででででででででででででででででででででででででででででででででででで | 修繕費用負担額の更正を行うことについて、平成30年2月6日付けで建物所有者全員が書面により合意した。【1-エ】 課長名の事務連絡により、①費用負担額の算定に際して、今後は確実に複数の職員で確認すること、②執行額割合算出表に担当者及び確認者の押印欄を設け、複数職員による事務処理を確実に行うことを周知徹底した。【2-ウ】 |
| | 7 1 9 2 | 7 7 9 4 | 東担俄の芽足を適切に114241/こと。 | |
| 108 | 下水道局(東京都下 | + ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 会社は、中川建設発生土改良プラントの改良土生産及び維持管理業務を特別を受託しており、そのではまり、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では | 平成30年度より、契約方式の見直しを行い、東京都内の建設発生土改良事業や受入事業に従事したことがある会社を選定し、競争により受託業者を選定した。【2-イ】 |
| | ア イ ウ エ | フ | 会社は、特命随意契約について見直 されたい。 | |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|--------------------------------------|--|--|---|
| | 措置 | 区分 | | |
| 109 | 下水道局 (東京都下 水道サービ ス株式会 社) | 保守管理業 務立会自 を で を で を で で で で で で で で で で の り で の で の で り で る り で る り で る り で り で り で り で り で | るが、協議結果が明文化されておらず、受注者から提出された実績報告書の内容(作業時間及び走行距離)が確認・検査ができない状況となっているなど、適切でない事例が認められた。 | 会社と受注者の間で、協議結果を明文化し、受注者から提出された実績報告書の内容(作業時間及び走行距離)を確認できるようにした。 また、平成30年度より、特記仕様書の見直しを行い、「作業が終了する時刻」及び「受注者が車庫へ到着する時間」を明文化した。【2-イ】 |
| | 1 | 2 | 会社は、保守管理業務立会作業に伴う自動車雇上委託を適切に行われた | |
| | アイウエ | ア イ ウ エ | l', | |
| 110 | 下水道局 (東京都下 水道サービ ス株式会 社) | 下水道施設 見学者が応 業務切に行う べきもの | 局は、下水道施設見学者対応業務を 会社に委託し、変更に表現の 会社に表現のとして、変更になる。 を主にな変して、有明れよでした。 をこのには、所有では、でのでは、 をこのには、 をこのには、 をこのには、 ののには、 ののには、 ののに、 ののに、 ののに、 ののに、 ののに | これまで下水道施設見学者対応業務委託の仕様書では、「予定数量に大幅な変更があった場合には、変更を協議する」としていたが、平成30年度の委託契約から「見学予定件数と実績件数に差異が生じた場合に、変更協議する」と記載内容を見直した。 【2-イ】 |
| | 1 | 2 | 局は、下水道施設見学者対応業務委 託を適切に行われたい。 | |
| | アイウエ | アイウエ | B P C 7回 みん(〜114/4 / 1/ | |
| | | 0 | | |

| 者に対し、補助金交付要綱及び申請書作成の手引等に基づき、補助を行っており、東京都認可外保育施設で書類終別」の項において、指導主律の適守を義務月」の項において、指導主律の適等を表験付け、これに従事業を実施することを補助要件とり、東京都認可外保育施設で書類に基づく指導監督基準の適用を受ける。指導監督基準の適用を受ける。指導監督工業者に対して補助要件の周依と、名の資格要件として、保育士、看護師又は、今後、補助の実施に当たで、事業者に対して補助要件の周依を関り、3人の配置とすることができるとしている。ところで、局は、指導監督基準に従いて事業を実施することができるとしている。ところで、局は、指導監督基準に従いて事業を実施することができるとして、1人で複数の乳幼児を保育する場合には、1人で複数の乳幼児を保育する場合の指記しいない。局は、保育環境等の向上で動とがで表す。指導監督基準に対しなるよう、補助金交付要綱及び申請書作成の手引等には、1人で複数の乳幼児を保育する場合の指記しいない。局は、保育環境等の向上で動機づけたなるよう、指導監督基準の趣言に沿い、補助要綱の内容を見直すことが望まれる。 「局は、呼吸育を関係では、1人で複数の乳幼児を保育する場合に対し、有限助の機でも対し、対したのでは、1かで表別では、1かり、第一段に対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対 | | | | | |
|--|-----|--|--------------------------------------|---|---|
| 局は、院内保育施設を運営する事業者に対し、補助を行っている。 同は、平成30年3月8日付け | 番号 | (団体) | , , , | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
| 者に対し、補助金交付要綱及び申請書作成の手引等に基づき、補助を行っており、東京都認可外保育施設で書業を実施することを補助要件として、保育推立では、保育従事者の資格要件として、保育士、看護師として、事業者に対して相助要件の周依をでする場合の資格要件についてを放け、一般の配置とすることができるとしている。ところで、馬施子の選替事件にの一般の配置とすることができるとしている。ところで、馬神子の音響として、保育・高を受け、保育・高を受け、の配置とすることができるとしている。ところで、馬は、指導監督基準に従って事業を実施することができるとしている。ところで、馬は、指導監督基準に従って事業を実施する場合の指導監督基準に対し、ない、馬は、保育環境等の向上を動機づけとなるよう、指導監督基準に対し、ない。局は、保育環境等の向上では、1人で複数の乳幼児を保育する場合の指導となるよう、指導監督基準の趣言に沿い、補助要綱の内容を見直すことが望まれる。 「局は、院内保育施設を運営する事業者に対し、補助要件等に基づき、補助を行っている。」 「高は、院内保育施設を運営する事業者に対し、補助の要権に対し、補助を交付要綱及び申請書作成の手引等に基づき、補助を行っている。要綱では、12か月運営した事業を補助な行っている。要綱では、12か月運営した事業を補助対象とするとし、手引では、1か月当たりの開所日数の記載を対し、一部が要件を明確は、12か月運営した事業を補助対象とするとし、手引では、1か月当たりの開所日数の記載を対し、一部が要件を明確は、12か月運営した事業を補助対象とするとし、手引では、1が月当たりの開所日数の記載を対して対している。またりの開所日数のに記述と対して対して対して対して対しまれば、今後、補助の実施に当たし、事業者に対して補助要件の周には、今後、補助の実施に当たし、事業者に対して補助要件の周には、今後、補助の実施に当た。、事業者に対して補助要件の周には、今後、補助の実施に当たで、事業者に対して補助要件の周には、一部が要は対して対して対しまれば、第2000円の開からに対しまれば、第2000円の用がでは、第2000円の用がでは、第2000円の用がでは、第2000円の用がでは、第2000円の用がでは、第2000円の用がでは、第2000円の用がでは、第2000円の用がでは、第2000円の用がでは、第2000円の用がでは、第2000円の用がでは、2000円の用がでは、2000円の用がでは、2000円の用がでは、2000円の用がでは、2000円の用がでは、2000円の用がでは、2000円の用がでは、2000円の用がでは、2000円の用がでは、2000円の用がでは、2000円の用がでは、2000円の用がでは、2000円の用がでは、2000円の用がでは、2000円の用がでは、2 | | 滑 置 | 区分 | | |
| 局は、院内保育施設を運営する事業 者に対し、補助金交付要綱及び申請書 作成の手引等に基づき、補助を行って いる。 福祉保健局 (社会福祉 法人等50団 体) 「補助金交付申請書作成の手引き 作成の手引等に基づき、補助を行って いる。 要綱では、1 2 か月運営した事業を 補助対象とするとし、手引では、1 か 月当たりの開所日数について「おおむ ね 1 5 日以上」と規定している。 「は、平成 3 0 年 4 月 1 日付け 「補助金交付申請書作成の手引き 1 か月当たりの開所日数の記載を 「おおむね 1 5 日以上」から「1 以上」に改正し、補助要件を明確 た。【1-エ、2-ア】 局は、平成 3 0 年 4 月 1 日付け 「補助金交付申請書作成の手引き 1 か月当たりの開所日数の記載を 「おおむね 1 5 日以上」から「1 以上」に改正し、補助要件を明確 た。【1-エ、2-ア】 局は、今後、補助の実施に当た て、事業者に対して補助要件の周 | 111 | (社会福祉 法人等50団 体) | の乳幼児を 保育する場 合の資格要 件について | 者に対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対 | 局は、今後、補助の実施に当たっ て、事業者に対して補助要件の周知徹 |
| 者に対し、補助金交付要綱及び申請書 作成の手引等に基づき、補助を行って 福祉保健局 (社会福祉 法人等50団 体) 者に対し、補助金交付要綱及び申請書 作成の手引等に基づき、補助を行って いる。 要綱では、12か月運営した事業を 補助対象とするとし、手引では、1か 月当たりの開所日数について「おおむ ね15日以上」と規定している。 「補助金交付申請書作成の手引き 「おおむね15日以上」から「1 以上」に改正し、補助要件を明確 た。【1-エ、2-ア】 局は、今後、補助の実施に当た て、事業者に対して補助要件の周 | | | | | |
| ところが、開所日が10日程度の月 底を図っていく。【 2-エ 】 でも、局は「おおむね」に該当すると 解釈し、補助金の交付を行っていた。 1 | 112 | 福祉保健局 (社会福祉 法人等50団 体) 1 ア イ ウ エ | 補助要件等 の規定につ いて 2 ア イ ウ エ | 者に対し、補助金交付要綱及び申請書作成の手引等に基づき、補助を行っる。 要綱では、12か月運営した事業を補助対象とするとし、手引では、13か月当たりの開所日数について「おおむね」を見している。ところが、開所日が10日程度の月と、局は「おおむね」に該当すると解釈し、補助要綱等において、補助要綱等においる。 | 局は、平成30年4月1日付けで、「補助金交付申請書作成の手引き」の 1か月当たりの開所日数の記載を、 「おおむね15日以上」から「10日 以上」に改正し、補助要件を明確化した。【1-エ、2-ア】 局は、今後、補助の実施に当たって、事業者に対して補助要件の周知徹底を図っていく。【2-エ】 |

〔平成29年行政監査〕

【指摘事項】

| 番号 | | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|-----------------|---|---------------------------|---|
| | 措置 | 区分 | | |
| 113 | 建設局 | 選定委員会 要綱に明を をもの 2 | | 建設局委託等随意契約業者選定委員会要綱を改正し、平成30年4月1日付けで施行した。【1-エ、2-ア】 企画提案方式の取扱いについて、「平成30年3月8日付29建総用第897号」により、各部・各事務所に周知した。【2-エ】 |
| | アイウエ | ア イ ウ エ | 明確に定められたい。 | |
| 114 | 福祉保健局 1 アイウエ | 企画提案方 式における 審査基準を 明確にすべ きもの | は審査基準が明確にされておらず適切 でない。 | 起案(平成30年2月5日決定)文書 において、審査基準を明記した。 【2-イ】 また、今後の企画提案方式による契 約全般の際の留意事項として、審査基 準を明確に意思決定することを、総務 |
| 115 | 警視庁 | 企画提案方 式における 審査基準を 明確にすべ きもの | | 総務部内所属長会議(平成30年1 月24日)、新長会議(同年2月5 日)及び方面を通じで、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大 |
| | ア イ ウ エ | ア イ ウ エ | | [2-イ] |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|----------------|---|--|--|
| | 措置 | 区分 | | |
| 116 | 警視庁 | 思決定文書 の作成を適 切に行うべ きもの | 企画提案方式は、民間の自由な発想 を取り入れて最大限の事業効果を発揮 させる目的で行う特命随意契約の正当た を取り入れで行う特命随意契約の正当た のので行う特のでで当時で当生をから、選定及の説の書類を果まするとから、都民のの説の書類をといる。 をである。 を選集を整備してない重要である。 を選集を整備してない。 を選集を整備してない。 を選集を整備してない。 を選集を整備してない。 を記事である。 とこのないない。 とこのないない。 とこのないない。 とこのないない。 とこのないない。 とこのないない。 とこのないない。 とこのないない。 とこのないない。 とこのないない。 とこのないない。 を書類が、ここのにない。 を選集を表が、ここのにない。 を選集を表が、ここのにない。 を選集を表が、ここのにない。 を選集を表が、ここのにない。 を選集を表が、ここのには、ここのには、 を選集を表が、ここのには、 を選集を表が、ここのには、 を選集を表が、 を記述を表が、 を記述を表が、 を記述を表が、 を記述を表が、 を記述を表が、 を記述を表が、 を記述を表が、 を記述を表が、 を記述を表が、 を記述を表が、 を記述を表が、 を記述を表が、 を記述を表が、 を記述を表が、 を記述を表が、 を記述を表が、 を記述を表が、 を記述を、 を を とこの、 を と を と と と と と と と と と と と と と と と と | 総務部内所属長会議(平成30年1 月24日)、部長会議(同年2月5 日)及び方面本部長・代表課長会議 (同月6日)を通じて、財務局式の 通知等に示された企画提案方式を 手続について説明した。 審査基準を明 によう周知した。 であるに、用度課長通知(平成30年 3月1日付第84号)により 第方式に関するより詳細な を定 との、2一工】 ない、平成30年度警視庁情報で との、2一工】 なお、平成30年度整視庁情報委託 を記した。 |
| | 1 | 2 | 作成を適切に行われたい。 | (準備契約)において改善を行った。 |
| | アイウエ | ア イ ウ エ | | [2-1] |
| 117 | 選挙管理委 員会事務局 | 企式思想 要に で を で で で で で で で で で で で で で で で り に り に り | | 局は、起工課担当者を対象として企 画提案方式による契約事務説明会を平 成30年2月14日に開催し、今後は 審査委員ごとの採点内訳を添付する 等、意思決定文書の作成が適切に行わ れるよう周知した。【2-エ】 |
| | 1 | 2 | | |
| | アイウエ | ア イ ウ エ | | |
| 118 | 議会局 | 企式決して 一 を 一 を 一 を に に に た に た た た た た り に た り に り に り に り | | 審査委員を明記するとともに、審査 委員評定書(各審査委員が使用する採 点表)を意思決定文書に添付するよ う、平成30年2月22日付管理部発 各課(館)長宛ての事務連絡で局内に 周知徹底を図った。【2-エ】 |
| | 1 | 2 | | |
| | アイウエ | アイウエ | | |
| | | 0 | | |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|-----------------------|---|--|---|
| | 措置 | 区分 | 地方自治法第234条により、普通 | 平成30年1月9日に局内契約担当 |
| 119 | 産業労働局 | 企画提案方式の採用で 対について 意思決定文 書に記載す べきもの | 地方公共団体の契約は一般競争入札に よることが原則とされていることか ら、随意契約の一形態である企画提案 方式を採用する場合には、その理由を 明確にし、意思決定文書に記載する必 要がある。 | 者説明会を開催し、監査結果を周知し、再発防止について注意喚起を行った。【2-エ】 平成30年度に実施する離職者等再就職訓練等の民間委託訓練について、企画提案方式を採用する意思決定を行った。(平成30年1月) また、意思決定時は、事業課だけでなく、部調整課においてもチェック |
| | ア イ ウ エ | | の採用可否を決定することを事務の流れとして示している。 このことについて各局等の状況を見 | し、企画提案方式の採用理由について も十分な確認を行うようにした。 【2-ウ】 |
| 120 | 警視庁 | ● □ □ □ □ □ □ □ 世界田のでは、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | たところ、企画提案方式を採用する理由について、意思決定文書に記載していない事例が合計で99件認められた。 企画提案方式の採用理由について意思決定文書に記載されたい。 | 平成29年11月29日付けの事務連絡により、用度課設置の業者選定委員会において、企画提案方式の採用について可否を判断し、その採用理由について意思決定文書に記載するよう周知した。また、総務部内所属長会議(平成30年1月24日)、部長会議(同年2月5日)及び方面本部長・代表課長会議(同月6日)を通じて、財務局発出の通知等に示された企画提案方式の事務手続について説明し、重ねて周知 |
| | 1 ア イ ウ エ | 2 アイウエ ◎ O O | | を行った。 さらに、用度課長通知(平成30年3月1日付第84号)により、企画提案方式に関するより詳細な手続を定め、周知徹底を図った。 【2一ウ、2一工】 なお、平成30年度警視庁情報管理システム最適化計画作成支援業務委託(準備契約)において改善を行った。 【2一イ】 |
| 121 | 生活文化局 1 ア イ ウ エ | 企画提案方式 式につい表 を し、新望申行 の希望行 できもの マきもの マラック ア イ ウ エ | 企画提案方式で行う契約については、案件を広く公表し提案の希望申請の受付を行うことで、透明性が確保され、提案を希望する事業者への受注機会の提供が公平に行われる。しかしながら、企画提案方式の案件を公表せず、任意に事業者を選定している事例が認められた。企画提案方式について案件公表し、事業者の希望申請受付を行われたい。 | 平成30年度準備契約分から全ての企画提案方式について、公表を実施している。【2-イ】 平成29年11月9日、契約担当者会議を開催し、今後は、企画提案方式の全契約において、全ての案件を公表するよう周知徹底した。【2-エ】 |
| 122 | 警視庁 警視庁 ア イ ウ エ | 企画提案方 式案件公表業者 の希望を の希望を でき もの | | 総務部内所属長会議(平成30年1 月24日)、部長会議(同年2月5 日)及び方面本部長・代表課長会議 (同月6日)を通じて、財務局発の・ 通知等に示された企画提案方式。 手続について説明し、案件公表・ 申請受付を行うよう周知し、平成30年 まらに、付第84号)に平成企定 第月1日付第6より詳細な手続を図った。 【2一ウ、2ー工】 なお、周知徹底を図った。 【2ーウ、2ー工】 なお、単備契約)において改善を行った。 【2ーイ】 |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|---------------------|-------------------------------|---|--|
| | 措置 | 区分 | | |
| 123 | | 説明会を適 切に行うべ きもの 2 | を原則とし、複数回に分けて実施する ことが重要である。 また、契約実務研修の資料(財務局 作成)においても、仕様説明会は、談 合等不正行為防止の観点から原則とし て行わず、必要に応じて行う場合は、 | 局は、談合等不正行為防止の観点から、企画提案方式による業者説明会においても個別対応が原則であること、また、やむを得ず説明会を開催する場合も複数回に分けて開催し、出席者に他の参加者が分からないよう配慮が逃要なことについて、総務部契約管財制といる各部契約担当課長宛ての平成30年3月8日付事務連絡により、周知を行った。【2-工】明き続き、契約担当者説明会や契約事務研修等の機会を捉えて繰り返し周 |
| | アイウエ | アイウエ | 談合等不正行為の誘発防止のため、業 | 知を図り、再発を防止する。 |
| | | 説明会を適切に行うべ | 者が一堂に会することのないよう、個別に実施することとされている。 これらのことは、競争入札のみでなく企画提案方式においても同様に適用 | 平成30年1月9日に局内契約担当 者説明会を開催し、監査結果を周知 し、再発防止について注意喚起を行っ |
| 124 | | きもの | されるべきことから、企画提案方式の | た。【2-エ】 |
| 124 | 1 | 2 | 業者説明会についても、業者が一堂に | |
| | アイウエ | | 会することのないように実施する必要 がある。 | |
| | 7 1 9 4 | 0 | しかしながら、各局等の企画提案方 | |
| 125 | 教育庁 1 ア イ ウ エ | 説明会を適切に行うべきもの 2 ア イ ウ エ | 式による契約において、業者が一堂に会する状況で説明会を実施していることが認められた。 局等は、説明会を適切に行われたい。 | 平成29年11月13日の教育庁総務部契約管財課による準備契約事務説明会において、配布資料(平成29年10月27日付財務局経理部契約第二課「企画提案方式による契約締結請求手続等について」)に基づき、次のことについて、周知徹底を図った。 ① 業者説明会実施方法 ② 締結までの事務の流れ【2-エ】 |
| 126 | 警視庁 1 | 説明会を適 切に行うべ きもの 2 | | 総務部内所属長会議(平成30年1 月24日)、部長会議(同年2月5 日)及び方面本部長・代表課長会議 (同月6日)を通じて、財務局発出の 通知等に示さ説明とで、財務局がよっ 手続について説明し、業者がようう周 手続について説明会を行わないよう する状況で説明会を行わないよう もた。 は、用度課長通知(平成30年 3月1日付第84号)により、企定 3月1日関するよりにより 第大式に関するよりにより 第大式に関するよりにより 第大式に関するよりにより 第大式に関するよりにより 第大式に関策を図った。 【2一ウ、2一工】 なお、現の年度警視庁情報管理 システム最適化計いて改善を行った。 |
| | ア イ ウ エ | ア イ ウ エ ⊚ ○ ○ | | [2-1] |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|-----------------------|---|---|---|
| 127 | 政策企画局 | 全面提案方式に では では では では で で で で で で で で で で の で の で | 企画提案方式は、提案内容の実現可能性などの客観的判断に外部学識経験者の専門的な視点が必要であり、また、選定及び審査手続の正当性を確保するためにも公正・公平性のある評価が必要である。 ところで、この企画提案方式につい | 活用ガイドラインについて、平成 30年2月14日に開催した局内の経 理事務担当者会にて改めて周知徹底を 行い、外部学識経験者を必ず選任する よう指導した。【2-エ】 |
| | T / ウ エ / ウ / エ / ・ | 2 F √ √ x 0 0 0 | て、財務局は「契約締結請求手続等について」で公正・公平な審査を行うため検討委員に学識経験者等の外部委員を必ず入れることとし、その後、活用ガイドラインを作成し、外部学識経験 | 平成30年3月6日付経理部発事務 |
| 128 | 財務局 | 企画提案方 式に係る外 部学識経任を 適切に行う べきもの | 者を審査委員に入れることが不可欠であるとしている。 しかしながら、契約関係書類を見たところ、外部学識経験者を選任しないで審査を行い、契約を締結している事例が認められ、外部学識経験者を選任しない又はできない理由等につい、適切意思決定文書に明記しておらず、適切 | 連絡により、企画提案方式による契約において、外部学識経験者を選任しない又はできない場合は、その理由等を意思決定文書に明示するよう各部に対し注意喚起を行った。【2-エ】なお、本件契約については、企画提案方式を継続して実施したことによりノウハウも蓄積されたことから、平成 |
| | | ア イ ウ エ | でない。 企画提案の内容充実及び契約の公平 性・透明性が図られるよう企画提案方 式に係る外部学識経験者の選任を適切 | 29年度契約分より総合評価方式に移 行している。【2-イ】 主税局は、企画提案方式による契約 |
| 129 | 主税局 | 企画提案方式に係る外部学選任を 者のほぞう 者のはいた がきもの | に行われたい。 | 案件について、「契約締結請求手続等について」及び活用ガイドラインに基づき、外部学識経験者の選任を行うこととするとともに、平成30年3月に、経理担当課長代理会を実施し、指摘事案について報告し、各部所に注意 |
| | ア イ ウ エ | ア イ ウ エ ⑥ ○ ○ | | 喚起を行った。【2-イ、2-エ】 |
| 130 | 生活文化局 1 ア イ ゥ エ | 企画提案方 式に係る外 部学選任を 適切に行う べきもの | | 平成30年度準備契約から、企画提案方式による全契約において、都職員以外の外部学識経験者を検討委員として選任している。 上記に基づき、広報広聴部は、平成30年度の人権啓発のラジオCM企画コンペにおいて、公益財団法人人権啓発センターの専門員を外部学識経験者として選任した。【2-イ】 平成29年11月9日、契約担当者会議を開催し、今後は、企画提案方として選任するよう周知徹底した。【2-エ】 |
| | | 企画提案方 | | 局は、基本の仕様書を民間事業者等からの提案により補完、完成させていくという企画提案方式の性格上、ま |
| 131 | 福祉保健局 | 式に係る外部で選任をある。 | | た、公正・公平な審査を行うために も、外部の学識経験者を審査委員に入 れるよう、総務部契約管財課長から各 部契約担当課長宛ての平成30年3月 8日付事務連絡により周知を行った。 【2-工】 |
| | 1 ア イ ウ エ | 2 ア イ ウ エ | | 引き続き、契約担当者説明会や契約 事務研修等の機会を捉えて繰り返し周 知を図り、再発を防止する。 |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|-----------------|---|--|---|
| | 措置 | 区分 | 人工相类上土) 相类中央 0 内相 7 | |
| 132 | 産業労働局 | 企画提案方 式に係る外 部学選任を 者切に行う べきもの | 企画提案方式は、提案内容の実現可能性などの客観的判断に外部学識経 者の専門的な視点が必要で当性を確正 者の専門的な視点が必要で当性を確正 大るためである。 とこれである。 とこれである。 とこれでないで、 大大にして、 が必要でがいて、 大大にして、 大大 、 大大に 大大 大大 大大 大大 大大 大大 大大 大大 大大 大大 大大 大大 | 平成30年度実施分から外部学識経験者の選任を行うよう、平成29年11月に要領改正(平成29年11月16日施行)を行い、同月に外部学識経験者の選任を行った。【2-イ】意思決定時は、事業課だけでなく、調整課においてもチェックし、委嘱について十分な確認を行うようにした。【2-ウ】平成30年1月9日に局内契約担当者説明会を開催し、監査結果を周知 |
| | 1 ア イ ウ エ | ′ ′ ′ | ガイドラインを作成し、外部学識経験者を審査委員に入れることが不可欠で | し、再発防止について注意喚起を行った。 【2-エ】 |
| | | 000 | あるとしている。 しかしながら、契約関係書類を見た | 平成29年度の「外部専門機関と連 |
| 133 | 教育庁 | 企画提案方 画提案方 部学議任を 部の選任を 適べき もの | ところ、外部学識経験者を選任しないで審査を行い、契約を締結している事例が認められ、外部学識経験者を選任しない又はできない理由等につい、意思決定文書に明記しておらず、適切でない。 企画提案の内容充実及び契約の公平性・透明性が図られるよう企画提案方式に係る外部学識経験者の選任を適切に行われたい。 | 携した英語指導力向上のための教員研修の企画運営業務委託」においては、活用ガイドラインに基づき、審査委員に外部学職経験者を選任した。 【2一イ】 平成29年11月13日の教育庁総務部契約管財課による準備契約事務説明会において、配布資料(平成29年10月27日付財務局経理部契約第二課「企画提案方式による契約締結請求 |
| | 1 ア イ ウ エ | 2 ア イ ウ エ | | 手続等について」)に基づき、外部学 識経験者を審査委員に選任するよう、 周知徹底を図った。【2-エ】 |
| | アイウエ | ア イ ウ エ | | |
| 134 | 警視庁 | 企画提案方 部に係る 部で で で で で で で で で で で で で で で で で で で | | 総務部内所属長会議(平成30年1 月24日)、部長会議(同年2月5 日)及び方面本部長・代表課長会議 (同年6日)を通じて、財務局発出の 通知等についたのでは、財務方式でが 手続について説明し、ただになり 学識経験者を選任した。 学部学識経験等についた。 は、明記に、明記に、書いるの は、明記に、明記に、書いるの は、明記に、明記に、書いるの は、明記に、明記に、書いるの は、明記に、明記に、明記に、明記に、明記に、明記に、明記に、明記に、明記に、明記に |
| | ア イ ウ エ | 2 ア イ ウ エ © 〇 〇 | | (準備契約) において改善を行った。 【2-イ】 |
| 135 | 議会局 | 企画提案方 企画提案方 式に係る解 部学選任を 適切に行う べきもの | | 企画提案方式の契約については外部 学識経験者を選任するよう、平成30 年2月22日付管理部発各課(館)長 宛ての事務連絡で局内に周知徹底を 図った。【2-エ】 なお、本件契約については平成29 年度契約分より総合評価方式を導入し ている。【2-イ】 |
| | ア イ ウ エ | ア イ ウ エ ○ ○ ○ | | |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|--------------|---|--|--|
| 136 | 建設局 | 区分 提案事業者の審査に手続いる を通いさました。 2 | 企画提案方式による契約においては、提案内容で事業者を選定するため、提案事業者の選定に係る審査手続について、公正・公平な判断が求められる。また、「入札契約事務に係る情報管理の徹底について」(平成29年6月9日付29財契総第599号)においても、技術提案書等については、契約部署において入札参加者に対して記号を割り当てることとし、入札参加者名が記載された技術提案書等を起工部署に交付しないことを、改めて明確に定めている。 | 局は、「平成30年3月8日付29 建総用第897号」により、企画提案 の取扱いについて局内周知を行った。 また、用地部は、局内周知を受け、 平成30年3月15日に本件について 部内周知を行い、今後、生活再建プランナー業務委託を企画提案方式により 契約する際には、平成29年6月9日 付29財契総第599号「入札契約事 務に係る情報管理の徹底について」の 通知に従い、①企画提案書に提案事業 者の名称を記載しないこと、②採点表 にあらかじめ提案事業者の名称を記載 しないことを部内に周知徹底した。 |
| | アイウエ | · ' / | ところで、審査委員会の審査に関す | [2-1] |
| 137 | 警視庁 | 提案事業者 の審選定手続 る審適切もの | る資料を見たところ、①審査を行う企画提案書に提案事業者の名称が記載されている、②審査委員が審査項目に応じて点数を付ける採点表に、あらかじめ全ての提案事業者の名称が記載されている、という不適切な状況が認められた。 企画提案方式の提案事業者の選定に係る審査手続を適切に行われたい。 | 総務部内所属長会議(平成30年1 月24日)、部長会議(同年2月5 日)及び方面本部長・代表課長会議 (同月6日)を通じて、財務局発出の 通知等に示された企画提案方式の事務 手続について説明し、提案事業者の名 称が記載されていない企画提案書等に より審査を行うよう周知した。 さらに、用度課長通知(平成30年 3月1日付第84号)により、企画提 案方式に関するより詳細な手続を定 め、周知徹底を図った。 【2一ウ、2一工】 なお、平成30年度警視庁情報管理 システム最適化計画作成支援業務委託 |
| | 1 ア イ ウ エ | 2 ア イ ウ エ © 〇 〇 | | (準備契約) において改善を行った。 【2-イ】 |
| 138 | 産業労働局 1 | 企式容にる約切き ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 契良成 の持者ンとをす契本う 設こ 係保よののおおどをでした。 大きなどでして関アして、ス交ンの電子が、大きなどでは、大きなどでは、大きなどでは、大きなどでは、大きなどでは、大きなどでは、大きなどでは、大きなどでは、大きなどでは、大きなどでは、大きなどでは、大きなどでは、大きな、大きなどでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな | 平成30年1月9日に局内契約担当者説明会を開催し、監査結果を周知し、再発防止について注意喚起を行った。【2-エ】 |
| | ア イ ウ エ | 1.1.1 | 様書に反映させるなど、契約手続を適 切に行われたい。 | |

| | 九 女王尹 | | | |
|-----|-------------------|---|--|---|
| 番号 | 対象局 (団体) 措置 | 事項区分 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
| 139 | 交通局 | 企画提案方 式の契約手 続を定めた 方針等の策 定について | 交通局及び下水道局は、企画提案方式の契約について、方針等を定めていない。また、両局においては、審査委員に外部学識経験者を入れていない案件が見受けられた。 ところで、企画提案方式の制度の目的、期待される効果を踏まえると、局の方針等を定め、統一的な運用を明文 | 局は、企画提案方式による事務手続等について、東京都交通局企画提案方式実施要領を平成30年3月1日付けで定め、手続の適正化を図るとともに、局内における統一的な運用を平成30年4月1日から開始した。 【1-エ、2-ア】 |
| | 1 ア イ ウ エ | - 2 ア イ ウ エ ⊚ | ルートマンエンド・マ | |
| 140 | 下水道局 | 企画提案方式の契約手続を定めた 方針等の策定について | 上を図るために、審査委員に外部学識経験者を入れるよう定め、外部学識経験者を選任しない又はできない場合は、理由等を意思決定文書等に明記することなども検討して、方針等を策定することが望まれる。 | 局内の統一的な運用を明文化するため、方針(活用ガイドライン)を平成30年4月に策定し、以降の企画提案方式の実施時から適用することとした。【1-エ】 当該方針の中で、審査委員に外部学識経験者等を入れるよう規定し、例外として外部学識経験者等を選任しない場合は理由を意思決定文書等に明記す |
| | ア イ ウ エ | 2 ア イ ウ エ ⊚ | | ることを定めたことにより、局内の内部統制の強化を図った。【2-ア】 |
| 141 | 水道局 | 企画提案方 式の契定の実施 を定えの で で で で で で で で で で で で で で で で で で で | 局は企画提案方式の契約手続にで 東京都要新手続に「 東京都要解する。 東京施要網(21日付20水経契を11月以下 21日付20水経契を127号。 (契といる。 の本語ので を対して、 を対して、 を対して、 を表して、 の、 の、 は、れる学識経験者を選をで、 の、 の、 は、れる学識経験者を選をで、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の | 経理部は、平成29年12月19日に契約事務担当者会議を開催し、原則として審査委員に外部学識経験者を入れることを周知した。【2-エ】また、平成30年2月23日付けでコンペ実施要綱の改正を行い、外部学識経験者を選任できない場合は、その理由を原議等に記載するよう局内へ通知し、周知徹底を図った。【1-エ、2-ア】 |
| | T / ウ エ O | 2 ア イ ウ エ ⊚ | 局のコンペ実施要綱を充実することが 望まれる。 | |

| | 対象局 | * ** | | |
|-----|-------------|---------------------------------|---|---|
| 番号 | (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
| | 措置 | 区分 | | |
| 142 | 水道局 | 業者説明会 の実施につ いて | ため、独自に契約事務処理の手引を定め、契約事務を行っている。 競争入札では、業者が一堂に会することで談合等不正行為が誘発される懸念があることから、原則、説明会は行わないこととし、やむを得ず行う場合 | 経理部は、平成29年12月19日に契約事務担当者会議を開催し、コンペ実施に当たり原則として事業者とを開知した。【2-エ】 また、平成30年2月23日付けでコンペ実施要綱の改正を行い、説内へは原則として開催しないた。【2-ア】 |
| | 1 | 2 | に会することのないよう配慮すること | |
| | アイウエ | アイウエ | が望まれる。 | |
| | | | | |
| 143 | 水 道局 | 提案事業者 の選定に係 る審査手続 について | れた企画提案書の内容のうち、提案事業者の過去の実績として、局から受託 した契約件名が記載されており、提案 | 経理部は、平成29年12月19日に契約事務担当者会議を開催し、提案書の過去実績に水道局の契約件名をを間知した。【2-エ】 また、平成30年2月23日付けでコンペ実施要綱の改正を行い、提案書には、コンペ参加者名が推定できないよう記載する(水道局の契約件名を記載しない)ことを局内へ通知し、周知徹底を図った。【2-ア】 |
| | 7 1 5 - | 2 ア イ ウ エ | 1. よど 亡日 十 1。 フ | |
| | アイウエ | ア イ ウ エ ◎ | C ~ ± 6 4 0 0 0 | |
| | | | | |

平成30年度 登録第2号

平成30年 監査結果に基づき知事等が講じた措置(第1回) 平成30年6月発行

編集·発行 東京都監査事務局総務課

新宿区西新宿二丁目8番1号

電 話 03 (5321) 1111 (代)

都庁内線55-531

03(5320)7017(直通)

URL http://www.kansa.metro.tokyo.jp/

印 刷 株式会社 三州社

電 話 03 (3433) 1481

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。